平成19年2月宮崎県定例県議会 商工建設常任委員会会議録 平成19年2月28日~3月6日

場 所 第5委員会室

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第 1 号 平成 19 年度宮崎県一般会計予算
- ○議案第 7 号 平成 19 年度宮崎県小規模企業 者等設備導入資金特別会計予算
- ○議案第 8 号 平成 19 年度宮崎県えびの高原 スポーツレクリエーション施設 特別会計予算
- ○議案第 9 号 平成 19 年度宮崎県営国民宿舎 特別会計予算
- ○議案第 12 号 平成 19 年度宮崎県公共用地取 得事業特別会計予算
- ○議案第 13 号 平成 19 年度宮崎県港湾整備事 業特別会計予算
- ○議案第 23 号 使用料及び手数料徴収条例の一 部を改正する条例
- ○議案第 37 号 宮崎県営住宅の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条 例
- ○議案第 42 号 土木事業執行に伴う市町村負担 金徴収について
- ○議案第 43 号 平成 18 年度宮崎県一般会計補 正予算(第 4 号)
- ○議案第47号 平成18年度宮崎県小規模企業 者設備導入資金特別会計補正予 算(第1号)
- ○議案第 48 号 平成 18 年度宮崎県えびの高原 スポーツレクリエーション施設 特別会計補正予算 (第 1 号)
- ○議案第 49 号 平成 18 年度宮崎県営国民宿舎 特別会計補正予算(第1号)
- ○議案第52号 平成18年度宮崎県公共用地取

得事業特別会計補正予算(第1 号)

- ○議案第 53 号 平成 18 年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第 1 号)
- ○議案第 54 号 宮崎県行政機関設置条例の一部 を改正する条例
- ○議案第62号 工事請負契約の締結について
- ○議案第63号 工事請負契約の締結について
- ○報告事項
- ・損害賠償額を定めたことについて
- ○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関す る調査
- ○その他報告事項
- ・「みやざきフラワーフェスタ 2007」について
- ・「入札・契約制度改革に関する基本的考え方」 について
- ・国道 448 号串間市小崎地区の災害関連事業に ついて

出席委員(9人)

委 員 長 黒 木 覚 市 委 長 副 員 中野 廣 明 守 植野 委 員 委 員 坂 \Box 博 美 委 昌 重 夫 徳 忠 昌 濵 砂 守 委 委 員 横田 照 夫 委 員 長 友 弘 安 委 員 権藤 梅 義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長 落 合 兼 久

商工観光労働部次長 大 野 俊 郎 (商工担当) 商工観光労働部次長 宮 永 博 美 (観光・労働担当) 部参事兼商工政策課長 富二喜 河 野 新産業支援課長 矢 野 好 孝 企業立地対策監 親 吉 \mathbb{H} 志 地域産業振興課長 矢 野 次 孝 部参事兼経営金融課長 中 武 賢 藏 観光・リゾート課長 松 原 英 憲 労働政策課長 西 盾 夫 地域雇用対策監 之 博 西 野 工業技術センター所長 濵 砂 公 食品開発センター所長 柏 田 雅 徳 県立産業技術専門校長 坂 正 紀 \Box

土 木 部

土木 長 宏 部 野 П 土木部次長 保 哲 博 総 括 土木部次長 野 強 河 (都市計画・建築担当) 部参事兼管理課長 後 藤 厚 用地対策課長 野 小 健 技術検査課長 郷 田 五. 男 道路建設課長兼 荒 Ш 孝 成 道路保全課長 Ш 課 長 児 玉 宏 紀 河 ム対策監 省 策 新 田 砂 防 課 長 児 幸 玉 湙 长 港 課 河 野 大 樹 空港・ポート 脇 政 利 立 セールス対策監 都市計画課長 藤 村 直 樹 公園下水道課長 冨 髙 康 夫 建築住宅課長 江 Ш 雅 俊 営 繕 課 長 藤 山 登

施設保全対策監 藤 原 憲 一高速道対策局次長 舟 田 宏

労働委員会事務局

務 幹 男 事 局 長 高 山 調整審査課長 持 原 雄 道 調整審査課長補佐 椎 明 重

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田 中 浩 輔

 議事課主任主事
 今 村 左千夫

○黒木委員長 ただいまから商工建設常任委員 会を開会いたします。

まず、委員会の日程及び審査方法についてで あります。

お手元に「委員会日程(案)」及び「委員会審査の進め方(案)」を配付しておりますので、ごらんください。日程では、本日からあすにかけて、補正予算関係議案、そのほかの報告事項等について各部局ごとに審査を行い、3日目以降、当初予算関係議案について審査を行うことといたしております。

なお、当初予算について、商工観光労働部及び土木部説明及び質疑は、「委員会審査の進め方(案)」のとおり、3課から5課、局ごとに行いたいと考えております。総括質疑の時間は特に設けておりませんので、各グループごとの説明終了後、十分に審議を尽くしていただくようお願いいたします。

また、採決につきましては、すべての質疑が 終了した後に行うことといたしております。

今回の委員会日程及び審査方法については以上ですが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○黒木委員長 委員会を再開いたします。 それでは、そのように決定いたします。 執行部入室のため、暫時休憩いたします。 午前10時4分休憩

午前10時5分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○落合商工観光労働部長 おはようございます。 きょうはよろしくお願いいたします。

きょう、平成 18 年度の 2 月補正予算に関する 議案としまして 4 件ほど、また、報告事項とし まして、「みやざきフラワーフェスタ 2007」の 1 件について御説明をさせていただきたいと思 います。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に委員会資料、薄っぺらな2枚の分を配付しておりますが、その1ページから2ページをごらんいただきたいと思います。今回提案しております議案について、商工観光労働部関係を抜粋したものでございます。まず、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算」、それから議案第47号から49号までの3件は、当部で所管しております特別会計の補正予算であります。

2ページでございますが、参考として「歳出予算総括表」を記載いたしております。一番最後のところでございます。一般会計が2億7,891万

円減の 432 億 4,299 万円、特別会計が 3,553 万 2,000 円減の 13 億 3,537 万 2,000 円となって おります。一般会計、特別会計を合わせました 補正後の部全体の平成 18 年度予算額は、445 億 7,836 万 2,000 円となります。

それでは、議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。 〇河野商工政策課長 それでは、商工政策課の 平成 18 年度 2 月補正予算について御説明をいたします。

お手元の「平成 18 年度 2月補正歳出予算説明 資料」の「商工政策課」のインデックスのところ、 ページで申しますと 207 ページをお開きくださ い。今回の補正額は、698 万 7,000 円の減額補 正でございます。補正後の予算額は、右から 3 番目の欄でございますけれども、4億 1,873 万 2,000 円となります。

それでは、補正予算内容の主なものについて 御説明をいたします。

209 ページをお開きください。下から5段目の(目)商業振興費(事項)地場企業振興対策事業費107万9,000円の減額でございます。これは、本県の地場企業を取り巻く環境を迅速、的確に把握するとともに、活力ある地場企業の育成を図ることに要する経費でございますが、諸経費の節減、事務の効率化を図ったことなどによる減額でございます。

次に、その下の欄、(目)物産あっ旋所費(事項)物産観光あっ旋所費 88 万 5,000 円の減額と、次の 210 ページでございますけれども、上から 3 段目の(目)計量検定費(事項)計量検定所費 66 万 7,000 円の減額でございますが、これは、いずれも、諸経費の節減、事務の効率化を図ったことなどによる減額でございます。

商工政策課分は以上でございます。御審議の ほど、よろしくお願いいたします。

〇矢野新産業支援課長 新産業支援課の2月補 正についてでありますが、新産業支援課は211 ページからでございます。お開きをお願いしま す。お手元の歳出予算説明資料の211ページ、 新産業支援課の2月補正は、一番上の行の一番 左の補正額欄をごらんいただきたいと思います が、3,165万1,000円の減額でございます。補 正後の予算額は、右から3つ目の欄に書いてお りますが、40億1,237万2,000円となります。

以下、内容について御説明いたします。

次に、213 ページをお開きください。中ほどにお進みいただきまして、(目)工鉱業振興費で474万3,000円の減額でございます。それから、その下の(事項)工業振興対策費で1,248万4,000円の減額となっております。主な内容としましては、そこに掲げております1の財団法人宮崎県産業支援財団創業支援等事業でございまして、1,248万4,000円の減額をお願いしております。これは、産業支援財団の運営費及びこの事業の中で実施しております中小企業の高度技術開発等への融資事業の確定等によります減額補正をするものでございます。

次に、すぐその下の(事項) 産学公連携新技術 実用化共同研究推進事業費 74 万 6,000 円の減額、その下の(事項)新事業創出環境整備事業費の 348 万 5,000 円の減額、それから、一番下の行から次のページにまたがりますが、技術振興対策費の 825 万 5,000 円の減額、それから、214ページに移っていただきまして、(事項)機械技術センター運営事業費 140 万 6,000 円の減額、それから、次の(事項) 情報関連人材育成事業費 3,000 円の減額がありますが、これらは、いずれも、事業費の確定及び執行残に伴って減額 補正するものでございます。

次に、214 ページの中ほどから少し下の方に (事項)企業立地基盤整備等対策費で 1,134 万 9,000 円の減額があります。減額の主な理由 は、宮崎フリーウェイ工業団地の基盤整備に対 する補助金の実績がなかったことに伴いまして 減額するものでございます。

次に、一番下の行の(事項)企業立地促進等対策費で3,298万5,000円の増額でございます。 主な理由としましては、次の215ページの一番上の枠の中の4、企業立地促進補助金の増額でございます。これは、企業立地の初期投資の軽減を図るための補助金でございまして、近年の好調な企業立地を背景に、当初の見込みを上回ったこと等による増額でございます。

次に、すぐ下の(目)工業試験場費で 791 万 8,000 円の減額でございます。これは、いずれも、節減などの執行残に伴って減額補正する ものでございます。

新産業支援課は以上でございます。

○矢野地域産業振興課長 地域産業振興課の2 月補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の 217 ページをお願いいたします。当課でお願いしておりますのは、補正額 3,063 万 5,000 円の減額でございます。補正後の額は、7億 7,786 万 8,000 円となります。

補正予算の主な内容について御説明をいたしますが、219 ページをお願いいたします。中ほどより下の(目)商業振興費の(事項)中小商業活性化事業費 186万2,000円の減額でございます。これは、1の地域商業づくり総合支援事業、これは市町村に対する補助事業でございますが、この事業費確定に伴う減額でございます。

それから、次のページですが、220ページを

お願いいたします。(事項)運輸事業振興助成費 452万9,000円の減額でございます。これは、宮崎県バス協会及びトラック協会に対する運輸事業振興助成交付金の算出基礎データの確定に伴いまして、1にあります宮崎県バス協会につきましては、10万9,000円を増額、2の宮崎県トラック協会につきましては、463万8,000円を減額するものでございます。

次の(目)貿易振興費(事項)貿易促進費 381 万1,000 円の増額でございます。この内訳の主なものは、2の海外交流駐在員設置事業におきまして、ソウル事務所の設置運営経費に関しまして、円安ウォン高が急伸いたしまして為替差損が生じまして、その補てんが必要になったことに伴いまして、委託料の増額が生じたものでございます。

次の(目)物産あっ旋所費(事項)県産品販路 拡大推進事業費 1,360 万 6,000 円の減額でござ います。これは、1の販路拡大支援プロジェク ト事業運営費補助金の人件費相当額の算定に伴 う 933 万 3,000 円の減額と、それから2の県産 品振興事業の新宿みやざき館借り上げ料の確定 等に伴う 427 万 3,000 円の減額でございます。

次に、221 ページをお開きください。最後の 項欄でありますが、(目) 工鉱業振興費の中の(事 項) 鉱業資源対策費 845 万 4,000 円の減額でご ざいます。これは、主に2の休廃止鉱山鉱害対 策費の補助金の減額でございます。美郷町の休 廃止鉱山及び高千穂町の旧土呂久鉱山の鉱害対 策事業の国庫補助決定に伴いまして、797 万 6,000 円を減額するものでございます。

地域産業振興課分は以上でございます。

○中武経営金融課長 経営金融課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 223 ページでご

ざいます。今回の補正は、一般会計、特別会計を合わせまして 1 億 929 万 3,000 円の減額でございまして、補正後の予算額は、371 億 2,509 万 7,000 円となります。

それでは、初めに、一般会計について御説明いたします。225 ページをお開きください。当課の一般会計の補正額は、7,376 万 1,000 円の減額でございまして、補正後の予算額は、361億2,136万7,000円となります。

それでは、主な事項について御説明いたしま す。

まず、初めの(事項)中小企業金融対策費 3,488 万 2,000 円の減額でございます。減額の主なものとしましては、県中小企業融資制度におきまして、信用保証協会が利用者に対して保証料を軽減した分を協会へ補助金として交付しております中小企業金融円滑化補助金について、実績が当初見込みより少なかったことから、1,206 万 4,000 円を減額し、また、代位弁済によって生じた協会の損失分を補償する信用保証協会損失補償金について、代位弁済額が当初見込みより少なかったことから、2,174 万円を減額するものなどでございます。

次に、1つ飛びまして(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費1,233万4,000円の減額でございます。減額の主なものとしましては、財団法人宮崎県産業支援財団に対して行う小規模企業者等設備導入事業に係る貸し倒れ損失分を補償する設備貸与機関損失補償が当初見込みより少なかったことから、984万3,000円を減額するものなどでございます。

次に、226 ページをお開きください。(事項) 小規模事業対策費 2,226 万 3,000 円の減額でご ざいます。減額の主なものとしましては、小規 模事業者に対する経営改善普及事業の推進を図 るため、商工会等に補助を行う小規模事業経営 支援事業費補助金について、事業費が確定した ことに伴い、2,068 万 6,000 円を減額するもの などでございます。

次の 227 ページをごらんください。小規模企業者等設備導入資金特別会計でございます。補正額は、3,553 万 2,000 円の減額でございまして、補正後の予算額は、10 億 373 万円となります。

初めの(事項)小規模企業者等設備導入事業 助成費 2,092 万 7,000 円の減額でございます。 減額の主なものとしましては、貸付組合等から の償還額が当初見込みより少なかったことから、 県への返還分でございます一般会計への繰出金 を 1,658 万 2,000 円減額するものなどでござい ます。

その下の(款)公債費の(事項)元金 1,460 万 5,000 円の減額でございます。これは、高度 化資金の原資として中小企業基盤整備機構から 借り入れた資金の償還に要する経費であります が、貸付組合等からの償還額が当初見込みより 少なかったため、減額するものでございます。

経営金融課については以上でございます。

○松原観光・リゾート課長 次に、観光・リゾート課の2月補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 229 ページをお開きください。観光・リゾート課の歳出の補正額は、一般会計のみで、3,708 万 4,000 円の減額補正となっております。この結果、補正後の予算総額は、11億6,140万円でございます。

次に、231 ページをお開きください。一般会計でございます。3,708 万 4,000 円の減額補正でございます。補正後の予算額は、8億 2,975万 8,000 円でございます。

主なものにつきまして御説明いたします。

まず、中ほどの(事項) 県営宿泊休養施設改善対策費でございます。131 万 5,000 円の減額補正でございます。これは、県営国民宿舎特別会計内において、前年度からの繰越金が見込みより増大したことに伴いまして、一般会計から県営国民宿舎特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、(事項) 観光振興費でございます。359 万 5,000 円の減額補正でございます。これは、 3 のスポーツレクリエーション施設特別会計に 対する繰出金などでございまして、県営国民宿 舎特別会計と同様で、前年度からの繰越金が見 込みより増大したことに伴い、一般会計からスポーツレクリエーション施設特別会計への繰出 金を減額するものでございます。

次に、(事項)観光・コンベンション誘致促進 事業費でございます。813万2,000円の減額補 正でございます。232ページをお開きください。 1のみやざき観光コンベンション協会運営費補 助金の運営費の節減によるものでございます。

次に、(事項)元気、感動みやざき観光地づく り事業費でございます。1,410万円の減額補正 でございます。これにつきましては、事業実施 主体の一つであります宮崎市が、国の補助事業 とあわせて活用したことにより、補助金の縮減 となったことなどによるものでございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

続きまして、「商工建設常任委員会資料」の1 ページをお開きください。議案第 48 号「平成 18 年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーショ ン施設特別会計補正予算」及び議案第 49 号「平 成 18 年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算」 につきまして御説明いたします。

この2つの特別会計の補正予算につきまして は、いずれも、歳出予算の補正はございません が、歳出の財源である歳入予算につきまして、 前年度からの繰越金が見込みより増大したこと により、一般会計からの繰入金を同額減額する ものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。「み やざきフラワーフェスタ 2007」についてであり ます。今回で40回目を迎えます宮崎の春を代表 するイベント「みやざきフラワーフェスタ」を、 ことしも、「こどものくに」をメーン会場に、3 月17日(土曜日)から5月13日までの58日間 にわたり開催することとなりました。ことしは、 フラワーフェスタ9会場、昨年より22会場ふ え64会場となった協賛イベント会場のほか、個 人の庭園などのガーデン装飾会場や、春の美し い花々が見渡せる展望所などが加わり、合わせ て 122 会場で地域の特性を生かした花装飾やイ ベントなどを実施することといたしております。 ちなみに、この 122 会場というものは、我々が 調べた限りでは、全国いろんな花の祭典がござ いますが、恐らく国内最大の会場数ではないか と考えております。

また、ことしは 40 回目の節目のを年を迎えることから、記念イベントとして華道家の假屋崎省吾氏による講演会などを実施いたします。メーン会場の「こどものくに」では、「咲きました 40 回目の春らんまん」をテーマに、80 種 80 万本の花々が会場を彩る予定であります。また、フラワーフェスタ全 9 会場では、ガーデニング講習会などの啓発イベントが開催される予定であります。さらに、122 の全会場においてチェックポイント形式の「フラワーラリー」を実施いたしまして、各会場への周遊促進を図り、フラワーフェスタ全体の盛り上げを行うとともに、各家庭や地域での花や緑への関心を高め、県下全域での「花とみどりのみやざきづくり」の推

進につなげてまいりたいと考えております。

なお、お手元にフラワーワッペンとカラーの チラシをお配りしております。フラワーフェス タのPR、「花の宮崎」のムード盛り上げを図る ため、例年作成しているものでございます。

観光・リゾート課は以上でございます。よろ しくお願いいたします。

〇西労働政策課長 労働政策課の2月補正予算 について御説明いたします。

歳出予算説明資料でございますが、「労働政策 課」のインデックスをつけております 233 ページ をお開きください。今回の補正は、9,879 万 2,000 円の減額でありまして、労働政策課の 18 年度の 最終予算額は、右から 3 番目にありますよう に、10 億 8,289 万 3,000 円となります。

以下、主な事項について御説明します。

235 ページをおあけください。下から2番目の(事項)障害者雇用対策費であります。199万 2,000円の減額でありますが、主に3の職場適応訓練事業の減額によるものであります。この訓練は、障がい者の方を対象に、ハローワークからの紹介によりまして、事業所で訓練を行うものであります。当初計画では、30人月分を計上しておりましたが、ハローワークからの訓練紹介者数は20人月分という実績になりましたので、減額するものであります。

次に、236 ページをお開きください。中ほどの(事項)若年者・障害者等就労支援強化事業 670 万 5,000 円の減額でありますが、主なものといたしましては、6の若者ビジネスマナー基礎講座開催事業によるものであります。この事業は、就職相談支援センター(ヤングJOB)やハローワーク等におけるキャリアコンサルティングによりまして、職場での意識啓発やコミュニケーション能力、基礎的なビジネスマ

ナー、こういったものを習得することが必要とされた若年者を対象に、県内各地で講座を開催するものであります。当初計画で6回の開催、100人の受講を予定しておりましたが、4回の開催、40名の見込みとなりましたので、減額するものであります。

次に、238 ページをお開きください。上から 2番目の(事項)認定職業訓練費 804 万円の減 額であります。これは、2の認定職業訓練助成 事業費補助金の減額によるものであります。こ の補助金は、16 の認定訓練団体が実施します訓 練に対し助成しておるものでありますけれども、 訓練生の減による事業費の減であります。

次に、一番下の(事項)県立産業技術専門校 費 6,730 万 3,000 円の減額であります。まず、 1の管理運営費でありますが、これは、保安委 託料等の入札によります入札残であります。次 に、239 ページをごらんください。 3 の委託訓 練に関する経費につきましては、求職者のうち、 一定の要件に該当する者に対しまして支給する 訓練手当につきまして、受給対象者が当初の予 定を下回ったことにより、減額するものであり ます。次に、11の障害者等技能習得費につきま しては、県外の障害者職業訓練校への入校者に 対する支度金や訓練手当についてであります。 当初の予定数より実績が下回ったことにより、 減額するものであります。また、12 の障害者能 力開発モデル事業につきましては、産業技術専 門校高鍋校において知的障がい者を対象とした 訓練を実施しておりますが、訓練生の居住地に よって適用されます訓練手当、交通費支給額、 これの単価が級地により異なりますことから、 当初の見込みを下回ったことにより、減額する ものであります。

以上であります。御審議のほど、よろしくお

願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、まず、議案についての質疑はございませんか。議案以外の質疑につきましては、後ほどお願いしますので、議案の方から先にお願いいたします。

○中野副委員長 220 ページ、海外交流駐在員の設置に関する経費で、為替差益で云々というやつ、中身はどういうのですかね。

○矢野地域産業振興課長 県におきましては、 ソウルに事務所を置いております。その経費に つきましては、予算を措置する段階でウォンで 積算をしております──所長は県職員ですので、 その分の人件費は日本の円で積算しております ──その積算をするときに、予算策定の時期に 1ウォンが 0.1 円の計算をしておりましたが、 その後、ずっとウォンが上がりまして、23 %ぐ らいウォン高になりましたので、経費に対して 不足を生じるということになりましたので、今 回増額補正をさせていただいております。

○中野副委員長 地元の駐在員の給料はそのままでしょうけどね。

○矢野地域産業振興課長 それは、ウォン高に伴いまして、ウォンで積算をしておりますので、 当然、増額という形になります。

○濵砂委員 毎月のレートで支払いをしていく ということなんですか。

○矢野地域産業振興課長 現地のウォンで給与 の支払いはしております。

○濵砂委員 当初計画から変わったということは、いわゆる為替レートが変動したということでしょう。

〇矢野地域産業振興課長 そうでございます。

○濵砂委員 ですから、毎月のレートで支払いをしていくんですか。年間一括でウォンに交換

をして、そして支払っていくということじゃないんですか。

○矢野地域産業振興課長 ちょっと時間をいただけますか。 ——年4回に分けまして観光コンベンション協会に支払いをいたしまして、そして韓国の事務所では毎月給料をウォンで支払っていくということでございます。給料のウォンにつきましては、固定ということでございます。

○濵砂委員 円で契約じゃなくて、ウォンで契約ということですか。

〇矢野地域産業振興課長 はい。

○濵砂委員 それともう一点。金額は1人当たりどのくらいになるんですか。

○矢野地域産業振興課長 お二人いらっしゃいまして、1人の方につきまして、日本円で換算しますと 580 万程度、もう一人の方が 420 万程度ということでございます。

〇濵砂委員 ウォンで契約。

○矢野地域産業振興課長 はい。ウォンで支払っております。

○中野副委員長 給料としてはかなりよかったですよね。最初、契約書を見ても、為替レートの変動によってという、そんな契約じゃなかったと思うんだけど、もう一回。駐在員の給料はかなりいい給料なんですよ、向こうに換算しても。年に4回、そんなややこしい計算するような話じゃなかったような気がするんですけど、もう一回、しっかり最初の契約書を見ればわかると思うから。

○矢野地域産業振興課長 今、給与が高いんではないかという御質問がございましたが、日経リサーチ社がそれぞれアジア各国における日系企業の現地採用職員の給与の実態調査をしておりますが、それに比較いたしますと、例えば、韓国では工場作業員で年間約 243 万程度という

ことでございますけれども、日本語のできる事務系の課長クラスという者については、約 527 万程度ということだそうですので、そんなに給与が高いということは言えないんじゃないかというふうに判断をしております。

○坂口委員 239 ページ、職業能力関係ですけれども、一番最後の職業訓練校費の内訳の11番、障害者等技能習得費、これは県外の訓練施設へという部分なんですけど、大体どういったものについて県内ででき、どういったもので県外でしかできないというのと、それへの要望と現実、自分はこういう技術を取得したいけど、県外へ出れないという人たち、そういった大まかな実態というのはどんなぐあいになっているんですかね。

○西労働政策課長 障がい者の訓練につきましては、県内で訓練校が16年まではございませんでした。それで、障がい者の職業訓練については県外校、例えば、東京職業能力開発校とか、福岡とか鹿児島、吉備、兵庫、こういったところにありまして、ここらに行って訓練していただいておったんですが、それが17年度で申しますと23名ございました。今回、17年の途中から高鍋校で障がい者の職業訓練を行うようになりまして、18年度につきましては9名ということで県外は減ったところであります。それによりましてちょっと見込み違いということで、この訓練生に対します支度金、訓練手当、大体年額160万円以上になりますが、これが見込みを下回って減額になったというものであります。

○坂口委員 高鍋が知的障がい、身体障がいとか、いろんなその障がいの程度と障がいの何と言ったらいいんでしょうか、手だの、足だの、いろんな機能の障がいの部分の違いによって訓練の受け皿というのは当然要ると思うんですよ

ね。高鍋は、僕の頭の中にあるのは知的障がいの人たちの訓練、接客のあり方とかやっていると思うんですけど、特に肢体なんかに障がいを受けておられる方で、自分の残っている機能を高めるための訓練をやりたいという人らが、現実にかなり潜在的にはあるんじゃないかと思うんですよ。そういう人たちの実態が今どうなっているのか。例えば、鹿児島に行くにしても160万の補助があってもなかなか大変ですよね。向こうで生活をやりながらとか、そういう実態というのが、潜在と現実がどんなぐあいかなというのをちょっと知りたいんですけど。

○西労働政策課長 直接的なお答えにはならな いかと思いますけど、鹿児島に18年に行ってい る組は、2名、総合実務科ということで造形の 実務をやっております。ことしは全部鹿児島で ありますけど、印刷・製版、デザイン関係に3 名、義肢・装具科、医療器具関係をつくるとこ ろですが、これに1名、建築設計科に1名、以 上のところに行っております。今、御指摘のよ うに、高鍋につきましては、知的障がい者を訓 練しておりますけど、私どもとしましては、別 途、希望をとりまして障がい者委託訓練をやっ ております。さらには、障がい者が在宅で就業 できるように、在宅でのホームページ作成等、 こういった技術を習得させまして、さらにそう いった方々に実際自宅で仕事が渡るように、そ ういった支援事業も行っております。ニーズそ のものを全部とらえているわけではありません が、うちの方で障害者コーディネーター等ござ いますので、そういう訪問の中からニーズを取 り上げて、そういった委託事業なり、障害者在 宅就業サポート事業と言いますけど、こちらの 事業につないでいるところであります。

○坂口委員 委託先というのはどういうところ

になるのかというのが1つと、それからこういった公的な施設、鹿児島、大分ですかね、国立・ 県立で大体九州内はどんな状況なんですかね。

○西労働政策課長 委託先は、大体パソコン関係が多うございます。それからパン製造とかこん包、こういったものです。

○坂口委員 ことごとく民間なのか、公的なと ころなのか。

○西労働政策課長 民間事業所が多うございますけれども、先ほど申しました、在宅でのホームページ作成とか、これにつきましては、社会福祉法人の方に委託しております。

先ほどの九州関係につきましては、うちの県から外に出している受け先じゃなくて。

○坂口委員 県立、国立がどういう状況なのか。 ○西労働政策課長 *鹿児島の方は県立ですが、 福岡は障害者職業能力開発校という名称ですが、 ちょっと設置主体まで今、確認できておりません。

〇坂口委員 またでいいです。

障がいが一人一人違うと思うんですよね。そんな中で民間への委託とか、あるいは専門家への委託とかいうものができるんなら、なかなか鹿児島、福岡となると現実には大変だと思うんですよ。そこに住んで訓練を受けると。今の厳しい競争時代の中で、企業としても指導訓練をやりながら経営を維持していくというのもまた大変かなと思うんですけど、こういったその人とすり合わせをしっかりやりながら、必要なを援、財源なら財源でも一人一人違うと思うんですか。かなり、在宅なりで仕事できる潜在的な希望者というのは多いんじゃないかなと思うんですけど、そこらをもうちょっと積極的な取りではずけど、そこらをもうちょっと積極的なですけど、そこらをもうちょっと積極的なですけど、そこらをもうちょっと積極的な取り

※83ページに訂正発言あり

組みをやられたらどんなだろうかなという気が するもんですから。僕らの周りに企業はがいっ ぱいあるけど、なかなかそういう形で訓練を受 け入れているところはまず見当たらないんです よね。でも、社会進出なり自立なりを図ってい こうとすれば、そこらを徹底して支援してあげ る必要があるんじゃないかと。県外に1人出し て、その人の職業訓練をしっかりやっていこう といっても、行ける人が限られると思うんです。 程度とその受け皿の条件で。自分がそこに行っ て実際に訓練が受け切れるかなという障がいの 程度とかですね。委託事業あたりは、徹底して 今後、取り組んでいただければなと。これは答 えようはないでしょうけど。

〇西労働政策課長 その前に、先ほど申しました福岡にあります福岡障害者職業能力開発校、これは国立でございました。

それから、委員、先ほどおっしゃいました障がい者のニーズに応じた委託訓練ということでは、うちの方で委託して設置しております障害者コーディネーター、8名ございます。それから養護学校に置いております障害児就職支援相談員3名ございます。それから国のハローワーク、この辺の障がい者担当などと連携をとりながら、障がい者のニーズ把握に努めておるところでありますし、さらに、これらを通じて、今、委員のおっしゃいました障がい者を受け入れて訓練していただけるところ、これも開拓して回っております。おっしゃるとおりでございますので、さらに充実してまいりたいと思います。

〇長友委員 新産業支援課の 215 ページの一番 上ですけど、全体として減額補正が多い中で、 企業立地促進補助金 3,485 万 2,000 円の増額と いうことで、事業費の確定等に伴う補正という ことでございますが、非常に大事な部門のこと でありますし、もうちょっと詳しくこの増額した理由をお願いします。

○吉田企業立地対策監 企業立地促進補助金というものは、企業が立地しまして操業を始めて、後払いという形になるんですね。要するに、設備をつくったり、従業員を雇用したりということで、後払いという感じになりますので、どうしても当初予算を要求するときと支払うときというのがなかなか簡単には確定できないものでありまして、当初予算の要求のときに、今、つかんでいるものを予算として要求しているところなんですけれども、先ほど説明もありましたように、企業誘致の件数もちょっとふえたりとか、大型案件もあったりしまして、増額をさせていただくという形になっております。

詳しく申し上げますと、18年度当初予算要求 時以降に誘致した案件、要するに予算要求に入っ ていなかったのが5件で4,163万3,000円の増 額ということになります。それから、18年度当 初予算要求時の積算に未計上、立地調印はして いたんだけれども、18年度にはまだ来ないだろ うというのが4件ありまして、これが5億2,679 万 5,000 円。それから、18 年度予算要求時の積 算には計上していたんですが、実際の補助金額 が積算額よりも増減があったもの、多かったり 少なかったりしたもの、これが 15 件ありまし て、9,822 万 4,000 円となっております。それ から、最後が 18 年度予算要求時の積算には計上 していたんですが、操業がおくれたりというこ とで補助金支出が19年度以降となるだろうとい うものが22件ありまして、これがマイナスの6 億 3,180 万円ということで、これを差し引きし まして、先ほど申し上げました 3,485 万 2,000 円の増額をお願いしているところでございます。

○長友委員 ということは、大体当初計画をし

ていたというか、その分の実績といいますか、 それは大体上がっているというふうに判断をし てよろしいんでしょうかね。

〇吉田企業立地対策監 おっしゃるとおりでご ざいます。

〇長友委員 わかりました。

○徳重委員 地域産業振興課長にお尋ねしてみたいと思います。220 ページ、運輸事業振興助成費が1億8,502万1,000円と確定しているわけですが、これはトラック協会とバス協会ということになろうかと思いますが、この2つに助成をしているということですかね。

○矢野地域産業振興課長 そのとおりでございます。

○徳重委員 金額をそれぞれ教えてみてください。

○矢野地域産業振興課長 バス協会が 1,526 万1,000円、トラック協会が1億6,954万9,000 円でございます。

○徳重委員 これは毎年、金額に差があるんで すかね。

○矢野地域産業振興課長 差が生じます。一定 の算式でやりますが、軽油引取税の税収額が変 わっていきますし、積算の基礎となっておりま すそれぞれバス協会、トラック協会というとこ ろの所有バス台数とかトラック台数も算式の中の要素でございますので、そのあたりが変動しますので、それに基づきまして金額も変動する ということでございます。

○徳重委員 組織、団体でないと補助金は交付できないかなと思うんですがね、一般の事業所というんですか、協会に入っていない事業所についてのそういう助成というのはないもんですか。

〇矢野地域産業振興課長 これにつきましては、

あくまでもトラック協会、バス協会に加盟しているところに対する補助金ということでございますので、この制度の中では協会に属していないところの業者の方には交付金は出ないということになります。

○徳重委員 ちなみに、入っているところが何 社、トラック協会、バス協会それぞれ、入って いない事業所というのは何社か把握されていま すか。

○矢野地域産業振興課長 トラック協会は現在、 * 484 社が加盟しているということは伺っている んですが、加盟していない社が何社あるかとか、 バス協会が何社かというのはちょっと手元に資 料を持っておりませんので、後ほど、調査をい たしまして御報告いたします。

○徳重委員 最後に、交付金減額、トラック協会のマイナス 463 万 8,000 円ということですが、これはどういう理由があったんでしょうかね。

○矢野地域産業振興課長 これにつきましては、 トラック協会の営業の登録台数の変動ということではないかというふうに考えております。

○徳重委員 わかりました。

もう一つ、221 ページの一番最後、採石・砂 利採取のことでちょっとお尋ねします。県内に 何カ所採取場があるんですかね。

○矢野地域産業振興課長 17 年度末で原石の採取場が 28 カ所、洗浄プラントを持っているところが 18 カ所、業者数が 21 というデータでございます。

○徳重委員 今おっしゃった数字は砂利採取、 採石合わせてだと思うんですが、砂利の採取、 これは何カ所でしょうか。

○矢野地域産業振興課長 これにつきましては、今申し上げたところは採石でございました。失

※69ページに訂正発言あり

礼いたしました。それから、砂利につきましては、ちょっとお時間をいただきたいと思います。 〇黒木委員長 では、後ほど御報告してください。

○徳重委員 あわせて、休廃止鉱山鉱害対策費 が減額になっていますね。というのはどういう ことをされようとしておったんでしょうかね。 かなり大きな金額だから聞きたいんですが。

○矢野地域産業振興課長 土呂久につきましては、鉱害防止工事の中で、中の坑道を整備するということで延長工事を予定しておりますけれども、その分につきまして、国庫補助の関係等から延長の短縮をいたしました。今後、事業を進めていく上で、坑内の調査をやらなきゃいけないということで、坑内調査をするための保坑工事というのをやる予定でしたが、これにつきましても見送りという決定になっております。

それから、美郷町の休廃止鉱山につきまして も、中和処理施設というのが上の方にございま すが、そこに至るまでの管理道というのを整備 する予定でございましたけれども、その分の管 理道の整備につきまして、一部延長を短くして 対応するというようなことになっております。 こういうことで金額が減額となっております。

○徳重委員 そうすると、あとの調査道路とかいろんなものを整備していこうとされたのが中止になったり、短くなって、後、問題は起こらないというんですか、その調査はやめるというような形になるわけですかね。

○矢野地域産業振興課長 まだ来年度以降も引き続き事業を進めていきますので、来年度以降 に延ばすとか、そういうような形になろうかと いうふうに思っています。

○横田委員 労働政策課にお願いしたいんです けど、235 ページの障害者雇用対策費の3番、 職場適応訓練事業と、次のページの若年者・障害者等就労支援強化事業の6番の若者ビジネスマナー基礎講座開催事業、また1枚めくって、認定職業訓練費とかが当初見込みの訓練生とか受講生よりも実際の受講生が少なかったことによる減額補正だという説明だったと思うんですけど、最初の見込みの人数と実際の受講生の人数はどれぐらいだったんでしょうか。

○西労働政策課長 235 ページの障害者職場適 応訓練の分でございますが、3人の30月予定し ておったんですが、3人の22月に減ったという ことで、人数は変わりませんけど、訓練月数が 減ったというものであります。

236 ページの若者ビジネスマナー基礎講座、 これにつきましては、100 名予定しておったん ですが、40 名ということで、なかなか希望者が 集まらずに、例えば、延岡で開催するというこ とでいろんな手段でPRしたんですが、参加希 望者ゼロということで、やむなく断念したもの もございます。もう一つ、原因としましては、 上にあります5番目の日本版デュアルシステム、 こちらの訓練の方に流れたのではないかという ことがあります。この5番目につきましては定 員を上回る応募がございまして、お断りせざる を得なかったというケースも出ております。そ ういうことで、PRに努めたんですが、応募が 少なかったということであります。さらに申し ますと、ハローワークの方で若干似たような、 もっと短期の研修をやっておりまして、うちの 方は長いもんですから、そっちに飛びついたと いうことも考えております。

238 ページの認定職業訓練助成事業補助金、 これにつきましては、16 の認定職業訓練団体に 補助しておるところですけれども、数字で申し ますと、普通課程という長いのがございますが、 これは177人見でおったところが、133人に減ったと。それから、短期課程が2,286人予定しておったんですが、2,058人に228人減ったと。この原因としましては、認定訓練校の訓練科目には建設関係が多うございます。建設関係につきましては、ごらんのような経済事情でございまして、なかなか社員、在職者を訓練に出す余裕がないとか、訓練生自体がこのような公共事業を取り巻く現況でちょっと控えているというような面もあったと分析しております。以上でございます。

○横田委員 せっかく就労支援とかいうことで こういう事業を組んでおられるわけで、何か非 常にもったいないという気がするんですよね。 先ほど、ハローワークとの絡みとかも言われま したけど、ぜひ、そこらあたりの調整とかもし ていただいて、有効な事業にしていただくよう にお願いしたいと思います。

○西労働政策課長 今のような認定訓練校の事情はございますけれども、県が行います職業訓練につきましては、定員の94%を満たしております。ただ、その中でハローワークから紹介されるんですけれども、失業保険の渡ります人は県の方から手当を払わんでいいという部分がございまして、訓練手当の方で実績は減っておりますけれども、訓練対象者そのものはさっき申しました94%を満たしております。以上でございます。

○権藤委員 213 ページ、新事業創出環境整備 事業費ということですが、今ごろこういう聞き 方をすると怒られますが、新規の事業だという ことで、事業の内容と 340 万の減額については そうそう問題視はしなくてもいいのかなという 気もするんですが、もう少し事業内容を御説明 いただきたい。

〇矢野新産業支援課長 新事業創出環境整備事 業費ですが、これは産業支援財団の事業費でご ざいまして、おおむね9つぐらい事業がありま す。産業支援財団、御存じのように、コーディ ネーターを6名を置いて相談事業をやっており ます。それから、産業連携推進事業、異業種の 事業者さんのマッチングの場をつくったりとか する事業でございますけれども、これが2つ目。 3つ目が、専門家派遣事業というのがありまし て、課題に応じまして専門家を企業さんに派遣 するものでございます。4番目に、企業支援策 普及啓発事業というのがあります。これは、ホー ムページをつくって普及活動を図ろうと、情報 提供をしようということでございます。5番目 に、試験研究シーズPR事業ということであり ます。これは、情報公開により技術移転を促進 しようということでございます。6番目、新事 業創出支援審査会運営事業、これは、各種支援 策がありますが、いろいろ提案が来ますけれど も、これを大学とか産業支援財団のコーディネー ター、県の職員等が審査を年4回行っていると ころでございます。7番目に、ベンチャープラ ザ宮崎というのがありますが、これは、新商品 とかビジネスプランの発表会をしていただきま して、金融機関とか企業さんの方でこれをマッ チングさせて事業化を図ろうというような事業 でございます。8番目に産業支援財団の事務費、 9番目、県の指導費関係があります。

大体9つぐらいですが、一番大きいのは、専門家派遣事業が当初予算が501万6,000円ございまして、補正で落としたのが319万6,000円というのがあります。これは、専門家派遣につきまして、財団のコーディネーターは今まで財団におって相談を受けるというような姿勢でございましたけれども、今年度から、財団のコー

ディネーターみずから企業を訪問して、実際に 指導していこうということを始めまして、その 関係上減ったものでございます。それから、本 当に派遣が必要かどうかというのを精査して派 遣しようということで、そういう意味合いの減 額になっております。それから、審査会の運営 事業、6番目に説明しましたが、当初予算で95 万4,000円ありました。2月補正で90万7,000 円の減額にしております。これは、月1回開催 していました経営革新計画の承認が審査対象外 になりまして、これは経営金融課の事業でござ いましたけれども、経営金融課の方で別途、独 自にやるというようなことでございます。それ と、事務費の軽減等が50万ございまして、大体 これでおよそ 348 万 5,000 円ぐらいの減額に なっております。以上でございます。

○権藤委員 前年度ゼロ、当年度 4,500 万ということで、非常に9項目にわたって一生懸命やっていただいているとは思うんですが、当初目的、その他について減額との関係はないというような説明というふうに理解してよろしいんですかね。

- 〇矢野新産業支援課長 減額ですか。
- ○権藤委員 減額は前年度はゼロで、今年度は 9項目にわたって一生懸命やってもらっている と。当初目標の専門家派遣という部分はあった にしろ、当初予想した効果等については十分上 げてもらっているというふうに解釈していいの か。
- ○矢野新産業支援課長 効果は上げておりますので、よろしくお願いします。
- ○権藤委員 それから、その下の技術振興対策 費、合わせて 800 万ぐらい、これも見方をする と前年度は 3,760 万、当年度は減額はあって も 5,600 万ということで、十分な活動をしてい

ただいているんだろうとは思うんですが、2番、 3番の 270 万と 430 万の減額の理由をお伺いし たいと思います。

○矢野新産業支援課長 まず、2番目の技術振 興指導事業でございますが、これは、工業技術 センターの特許維持管理費の執行残でございま す。毎年、計画的というか、ある程度の予算確 保しておりますが、工業技術センターの中で特 許申請等がいろいろあったりとか、先にずらし たりとか事情がありますので、それで減額になっ たものでございます。

それと、環境リサイクル技術開発支援事業で すが、当初、2,000万の予算を組んでおりまし た。これは2つの事業があります。技術開発補 助事業というのと技術開発委託事業というのが あります。いずれも、2社ずつを500万の限度 額で補助と委託をしようというものでございま すが、後者の委託事業の委託額は500万ずつ2 社に委託しておりましたが、補助事業の方が2 社とも減額がございました。当初予算に比較し まして事業費がそれほど多くなかったというこ とで、1社は国富町の事業者でございますけれ ども、500 万に対しまして、交付決定が 160 万 1,000 円、もう一社が小林市の事業者でござ いますが、500万に対して462万5,000円、そ れぞれ 393 万 9,000 円と 37 万 5,000 円の残額が 出まして、これの 431 万 4,000 円の残が出たと いうことでございます。いずれにしろ、事業そ のものは計画どおりというか、当初見込みのと おり4社、実行されたところでございます。以 上です。

○権藤委員 232 ページの先ほど一部御説明が あったんですが、元気、感動みやざき観光地づ くり事業というのが、国の補助事業との関係で 宮崎市云々ということだったんですが、これに ついても 2,000 万のうちの減額が 1,400 万ということで、理由は何だろうと思うんですが、そこ辺、ちょっと明確にわからないんですが。

〇松原観光・リゾート課長 元気、感動みやざ き観光地づくり事業についてでございますが、 まず、宮崎市の青島地域、都城、日向の細島地 域、綾町、高千穂、この5地域で事業を実施し ておるところでございます。この中で、まず、 宮崎市の青島地域につきまして、国の内閣官房 都市再生本部に「全国都市再生モデル調査事業」 という 10 分の 10 補助の事業がございまして、 これを申請したところ採択されまして、これ に 600 万円国からいただいておるところでござ います。また、この5地域につきましては、委 員の皆さんが少ないところで20名から、多いと ころでは 50 名以上の地域があるんですけれど も、これの5地域全部について、委員について は、まさに地元の観光のために検討をしていく んだからということで、県といたしまして、旅 費とか謝金も必要だろうということで用意はし ておったんですけれども、そういうものも一切 支給しないということになりましたから、こう いった旅費、謝金の全地域不支給というような 判断を5地域の全市町村さんがされましたので、 そうしたことに伴いまして減額になったという ことでございます。

〇権藤委員 わかりました。

○徳重委員 新産業支援課、まず、215 ページですが、企業立地促進補助金が 3,485 万 2,000円ふえております。企業立地されたということですが、予定が何社で、何社ふえたということで理解すればいいでしょうかね。

〇吉田企業立地対策監 件数としましては、当 初予算のとき、37 件で 12 億 4,600 万というこ とで予算を要求しております。ただ、先ほど申 し上げましたように、いろいろと予算を計上していなかったとか、その後に誘致件数があったとか、大型の件数があったということで、最終的には 24 社にちょっと減ってはおります。24 社に対して 12 億 8,085 万 2,000 円を年度内にお支払いしようということで考えております。この減ったものにつきましては、19 年度以降にずれ込んでいると。要するに操業計画は立っているんですが、それがちょっとずれ込んでいるとか、まだ計画どおりいっていないというのがありまして、そういう形になっております。

○徳重委員 雇用数は、予定の数値とするとどれぐらいオーバーしたんですかね。

〇吉田企業立地対策監 雇用につきましては、 ちょっと今、手元にございません。ただ、企業 立地調印式をやったときの形でいきますと、17 年度は 2,900 人程度ふえるという形になってお ります。

○徳重委員 それから、宮崎フリーウェイ工業団地もできて何年かな、5~6年たちますかね。 (「7~8年」と呼ぶ者あり) そうですか。1社しか入っていないんじゃないかなと思っています。なぜ、そういう状況が続いているのかということを。

○吉田企業立地対策監 私どもとしましては、フリーウェイ工業団地を売ることを至上命題としましてずっと努力は続けております。お話がありましたら、皆、工業団地を見ていただいておるんですが、1つは、場所的には非常にいいなとおっしゃるんですが、人を雇おうと思ったときに、これはちょっと申し上げるとあれなんでしょうけど、周りを見たときになかなか人家が見えないなという感じもちょっとあったりなんかして、それから、そこを見る方は大体その後に工場長として来る方が多いんだろうと思う

んですが、その方たちがそこで住むのかなと思ったときに、もうちょっと都市機能があった方がいいなというふうな判断もされたり、それから、区画的にちょっと広過ぎたりなんかもあるもんですから、つくったころは一番バブル期で、大型の土地を用意していたんですけれども、土地としてもう少しコンパクトにならないかなということもあったりということで、あと、高速を使うというのが今のところまだないところもあったりして、そういう状況で、私どもとしては何か話がありましたら最優先であそこを紹介するんですが、なかなか成立まではいかないという状況でございます。

○徳重委員 おいでになる方の条件を満たすというのは非常に難しいことかなと思いますが、例えば、補助金等、見直そうじゃないかというようなことで、本会議でも知事も前向きにということですから、いろんな条件をこちらが示すと。土地の条件、貸す条件というか、あるいは無償で貸すとか、いろんな形でまず立地していただくということが先じゃないかなと。やっぱり場所によっては特別な条件をつけても誘致すべきじゃないかと。今までどおりの考え方で、使用料は幾ら、販売するときは幾らというようなこともあるでしょうが、もう少し思い切った措置はとれないものか、どう考えていらっしゃるか。

○吉田企業立地対策監 おっしゃるとおりで、 売って、企業に来ていただいて雇用を生むのが 一番だなということで、私どもとしましても、16 年度に、そのときは平米1万2,000円という土 地代だったんですけれども、これに補助金を出 そうということで6,600円まで下げております。 そうしてもなかなか売れないもんですから、も う一回土地の鑑定をとろうということで、とりまして、もうちょっとこの 6,600 円を下げていこうかなと今、検討をしているところでございます。リースについても、そういう要望がありましたら、個別で対応していこうかなとは思っておりますが、特にまだ今のところ、幾らで貸しますとかいうことについては答えが出ていないという状況でございます。

○ **演砂委員** 今のところなんですけど、住宅供給公社あたりに転売して分譲で売り出すとかいうのはできんのですか。

○吉田企業立地対策監 あれをつくったときの 経緯としまして、工業団地で、工場に来ていた だいて雇用を生むということを目的としており ますんで、そういう意見もありますし、我々の 内部でも非常に眺めのいいところですので、そ ういう方法もありかなという話はしております が、具体的な検討というところまではいってい ないという状況でございます。

○濵砂委員 だから、やっぱり考え方を変えていかないと、開発公社は開発資金に利息はどんどん上乗せしていくんですよね。それが代価になっていくわけですから土地の値段はだんだん片一方では上がっていく。補てん金がだんだんふえていくということになりますから。何で活用するかというのは、それだけじゃなくてもいいんじゃないかと思うんですけどね。どうですか。

○吉田企業立地対策監 私どもとしてもそういう認識は持っておりますので、知事もかわりましたので、その辺は協議してまいりたいと考えております。

○濵砂委員 それからもう一点、西都の神楽の 焼酎廃液工場、これは予算に入っているんです か。

- ○吉田企業立地対策監 廃液工場については企業立地の調印はしておりません。岩之鶴酒造としてはやっておりますけれども。
- ○濵砂委員 岩之鶴酒造。それでは、聞くのは その他の方がいいですね。
- 〇黒木委員長 はい。
- ○濵砂委員 それでは、その他で聞きます。
- ○矢野新産業支援課長 先ほどの公社の利息の話ですが、県の方から公社の方に33億、無利子貸付を行っております。公社の方はそれで維持して、土地の値段が上がらないようにということで、そういうシステムをつくっておりますので。以上でございます。
- ○坂口委員 ちょっと教えてほしいという質疑ですけど、鉱業資源対策費、これは採石、砂利の採取の許可なんかもここになるんですかね。
- ○矢野地域産業振興課長 そうでございます。
- ○坂口委員 それで、許可の必要な対象となると、これは資源となっているから、資源採石、資源砂利となるかなと思うんですよね。掘るのに許可対象にならずともとれるものもあるのかなと。ほか、農振とかいろいろあるでしょうけど、そういったことを考えずにこの縛りの中で許可なしでとれるというケースも出てくるんですかね。
- ○矢野地域産業振興課長 認可が必要なものと 必要でないものがございます。その区分けにつきましては、すみません、ちょっと時間をいただきまして、先ほど徳重委員から御質問いただきました県内の砂利採取業者のことですけれど も、実は私どもの課で所管しておりますのがおか砂利の採取業者ということで、河川の方は土木部の方で対応しておりますので、おか砂利だけということで御了解いただきたいと思いますが、17 年度末で 388 社ございます。ただ、随分

事業をやっておらない方とか、もう亡くなられた方も多くて、実際どのぐらいのものがあるかというのは今、調査中でございますが、17年度で事業をやりますということで認可申請が上がってきたのが52件でございました。したがいまして、50件程度が実際、おか砂利の採取を行っておるというふうに考えてよろしいかというふうに思っております。

それから、許可が要るのと要らない部分については、今、調べますので。

- ○坂口委員 多分、資源として見ているものを 採取するときに許可が要るのかなと思うんです よね。だから、資源とは言葉の定義で砂利とし たときなのか。下では具体的に砂利とか採石と 書いてあるんですけど、上の説明のところでは 「資源の開発及び維持管理」となっている。資 源となるとお金になるものですよね。砂利とな ると地質学で 0.4 ミリ以上の粒子となっていま すよね。宮崎県のは 0.4 になっていたような気 がするんですよ。そこのところをちょっと。
- ○矢野地域産業振興課長 ちょっと時間をいた だきたいと思います。
- ○中野副委員長 上海の今、駐在員はどこが窓口ですかね。
- ○矢野地域産業振興課長 地域産業振興課の方 で所管をしております。
- **〇中野副委員長** 今、駐在員女性、幾らぐらい 給料を払っているの。
- **○矢野地域産業振興課長** 年間 236 万 8,000 円 となっております。
- 〇中野副委員長 さっきの韓国の駐在員、あの 500 万というのは、駐在員の現地採用の女性の給料のことですかね。
- ○矢野地域産業振興課長 そうですね。2人いらっしゃいまして、高い方の給料でございます。

○中野副委員長 もう一回確認。その 500 万というのは日本の駐在員が 500 万ぐらいという話だったんですかね。

○矢野地域産業振興課長 現地の日本事務所に 雇っている韓国の方の給料ということでござい ます。

○中野副委員長 商社なんかの駐在員と、例えば宮崎県の駐在員というのは、仕事が倍も3倍も違うだろうと思うんだけど。最初は、向こうの現地エージェントの職員を基準に決めたと思うんですよね。日本の商社と現地の駐在員というのはかなり差がつくと思うんだけど、まあまあ、いいですけど、そこら辺をよくせんと、500万といったら県庁の何歳ぐらいの給料になるか。みんな給料を抑えられているのに。500万というと物すごく高いですよ。高給取りよ。後でしっかりそこら辺は抑えんと切りがないですよ。年に4回、為替差益で給料を計算するなんて、最初はそんなはずじゃなかったと思うんだけど、まあ、いいです。しっかりそこら辺は比較してみてください。

〇黒木委員長 次に、その他の報告事項に移り ますが、質疑はございませんか。

〇矢野地域産業振興課長 ちょっと待ってください。

〇黒木委員長 まだできてないんやろ。

○矢野地域産業振興課長 もう少し時間をいた だきたいと思います。

○坂口委員 改正がなされていなければだけど、 多分、地質学では砂利を採取するという定義、 砂利の定義で分けていて、直径が 0.4 ミリ以上 の粒子となっていると思うんですわ。それ以下 が今度は資源と見れば、土でも資源なんですよ ね。掘って持っていって埋めてとかですね。だ から、ここはあいまいで、結局は粒子が小さい

ということで海岸線がずっと掘られていったん ですよね。ここらの整理を今後は特にしておか ないと、ちょっと問題じゃないかなという問題 意識を持っていたもんですから、これは要望に しておきますけど、県外では「土取り条例」とし ているのがあるんです。土類は全部この条例で 対処するよという県が何県があるんですよ。そ れを野放しにされていた部分が、すき間でずっ と掘られていった。そこは許可も監視も要らな いから、そこに産廃がぼんぼんぼんぼん埋め込 まれ、またもとに戻されてという、だから、資 源となればお金にかわるものという言葉の定義 でしょうから、資源を管理していくという感覚 なら、僕は今の県の条例は検討の必要性がある んじゃないかなという気がするもんですから。 ちょっとそれ、調べてみて。その後変えられた かもしれません。でも、0.4 ミリの粒子、地質 学で規制をかけていたような気がするからです ね。

〇黒木委員長 要望でいいですか。

○坂口委員 答えられんから、しようがない。

〇矢野地域産業振興課長 ちょっと調べさせていただきます。勉強させていただきます。

○黒木委員長 では、後ほど報告してください。 ○横田委員 観光・リゾート課にもう一回確認 させてもらいたいんだけど、先ほど権藤委員が 言われました元気、感動みやざき観光地づくり 事業、これ、数字を見て余り事業として機能し ていなかったのかなと思ったんですけど、先ほ どの説明では、市町村が出されたということで 県が払わなくて済んだということだったと思う んですけど、公民協働による観光地づくり、具 体的にどういう事業をされたのか教えていただ きたいんですけれども。

〇松原観光・リゾート課長 まず、全般的に共

通するところとしましては、委員会に委員ある いはオブザーバーという形でまず県も入ります。 私も実際に参加したりとかしています。それか ら、あとは当然、市であり町の職員、それ以外 には地域で観光関係に従事しておられる方々、 あるいはNPOであったりですとか、あるいは 地域外の人も参加している地域もございます。 そういった、いわゆる公の方と民間が集まりま して、今現在、それぞれの地域、いろんな課題 がございますので、高千穂であれば今、通過型 になっているんで、それを滞在型にしていきま しょうとか、青島であれば、今の状況を脱却す るためにマリンスポーツとか、そういったもの で観光振興を図っていこうとか、あるいは花を 植えていきましょうとか、いろんなやり方があ ると思うんですけれども、今後、具体的にどう いうことをやっていくのかというところのプラ ン策定を、参加者が集まって検討を行っておる ところでございまして、青島が恐らく3月中ぐ らいにソフトを中心としたプランの策定を終え る予定になっております。青島の方は4月から 始まっておったんですけれども、他の地域につ いては年度後半から開始しましたので、来年の 9月とか10月ぐらいにプランを策定しまして実 際に事業を展開していくと。県といたしまして は、そのプラン策定に係る費用及びそのプラン 策定に基づいて実施する事業につきまして、2 分の1の補助を行うということになっておりま すので、今現在、各事業対象地域で検討を重ね ておるところでございます。

○横田委員 今の段階ではプラン策定とかの支 援、今後、来年度とかの事業の中に具体的に入っ てくるということですね。わかりました。

- 〇黒木委員長 その他で、濵砂委員。

進捗状況と、今、廃液工場は5社ぐらいの事業 組合をつくってやっておるんでしょう。補助金 の内容を教えていただけませんか。

○吉田企業立地対策監 神楽酒造さんにつきま しては、ことしの4月に着工するというふうに お伺いしております。完成が10月ぐらいかなと いうことでお話は聞いております。

それから、廃液関係につきましては、先ほど も申しましたように、私どもの企業誘致の関係 で認定をしておるわけじゃないもんですから、 補助金等は私どもの方からは一切出ておりませ λ_{\circ}

- **○濵砂委員** どこでやっておるんですかね。
- 〇吉田企業立地対策監 営農支援課というのが やっているそうです。農水省の補助金だそうで す。
- **○濵砂委員** ありがとうございました。
- **〇黒木委員長** ほかにございませんか。
- 〇中野副委員長 高千穂の国民宿舎、何か話に よるとかなりの赤字を出しておるとか聞くんで すけど。

〇松原観光・リゾート課長 高千穂の国民宿舎 についてでございますが、確かに、12月までの 宿泊客数の実績を報告していただいている範囲 では、1,700 泊分ぐらい前年度より落ちており ます。これにつきましては、当方としても非常 に問題意識を持っておりまして、高千穂にも何 回も足を運んで、例えば、料理につきましても、 高千穂で海のものが出てくるのはどうかとか、 そういう意見もありましたので、高千穂の地元 料理を集めた本とかもございまして、そういう のをうちの方も購入して、地元でとれる食材を 生かした料理を提供しないといけないんじゃな いかとか、あるいはエージェントさんとの連携 **○濵砂委員** 先ほどの神楽酒造の件なんですが、 をもっと図るべきだ、あるいは、最近、ホーム

ページを利用して予約をとる方が多いので、そういうホームページの活用を含めたPRを実施していくべきじゃないかといったもろもろの経営改善について、当方の方から指導を実施しておるところでございます。ちなみに、高千穂荘につきましては、指定管理者制度に伴いまして、県に毎年4,500万円を納付していただくことになっております。この4,500万円につきましては、毎月分割払いで払っていただくことになっておりまして、その納付金につきましては、今のところきっちり払っていただいておるところでございます。以上でございます。

〇中野副委員長 選定業者を誤ったかもわから んですね。いいです。

○矢野地域産業振興課長 先ほどの坂口委員の砂利の関係でございますが、粒径が 0.075 ミリから 300 ミリ以内ということで、そして、これらのものが体積でおよそ 70 %を超えるものということでございますが、おっしゃいましたように、資材または材料として経済的な価値をもって利用されるもので、例えば、コンクリートとかアスファルト等の混入材料、下水道管・水道管等の保護砂、道路の路体、あるいは土地造成の際のサンドマット、それから芝生なんかの芽土、そういったものを定義されております。したがいまして、資源として価値のあるものという考え方だろうというふうに思っております。

○坂口委員 そんなになると前に戻ってしまうんですけど、海岸が随分掘られて、あのとき、粒子がそれより小さいということでその対象にならないということで、ずっと見過ごしていたときがあったんですよ。かなりクレーム出てですね。そのときの解釈というのが粒子だったんですよね。ところが、掘られたものがどこに行くかというと結構公共事業に使われていくんで

すよ。例えば、水道管の布設なんていうのは粒 子が小さいほど振動に対しての衝撃が少ないと いうことで、むしろ小さい粒子を周りに埋め戻 して、そしてまた通常の骨材を埋め戻すとかい うことで、そのとき改正の必要性を随分言った んですけど、改正されていないんじゃないかな と。価値ある土類となったときは、0.075 とか 言われたですか、それ以下だって結構価値ある ものになるんですよね、土を動かす内容によっ てはですね。だから、そこらのところは検討の 余地があるんじゃないかなと。ただ、掘り終わっ てしまった後ですけどね、海岸の小さい粒子の 砂なんていうのは。今後、それがだんだんだん だん山の方に上がっていくと、後々、土砂崩れ の原因になったりですよね。だから、そこは ちょっと中を検証してもらうとなと。価値ある ものでかければすべての土にかけなきゃだめと 思いますし、砂利という定義でかければ、0.4 というのが僕の頭にあるのは公共事業で使える セメント、生コンにまぜれる砂の粒子かもわか らんですね。0.4 というのが頭にあるんですけ ど。何か県の条例がちょっとあいまいな点があっ たんですわ。ぜひ、検証してもらいたい。これ は要望で。

○黒木委員長 以上をもって商工観光労働部を 終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さま でした。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 43 分休憩

午前 11 時 50 分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて

終了した後にお願いいたします。

〇高山事務局長 それでは、労働委員会事務局 の平成 18 年度 2 月補正予算案につきまして、御 説明申し上げます。

お手元の「平成 18 年度2月補正歳出予算説明 資料」の「労働委員会事務局」のインデックス があろうかと思いますけれども、441 ページか らでございますが、そのうち 445 ページをお開 きいただきたいと存じます。今回の補正は、上 から5つ目の項目であります(事項)職員費の 減額 123 万 9,000 円、それとその下の(事項) 委員会運営費の減額 299 万 1,000 円、合わせま して 423 万円の減額でございます。その内訳に つきましては、職員費につきましては、職員の 人件費の執行残等に伴うもの、また、委員会運 営費につきましては、委員報酬改定に伴う減な ど労働委員会の運営に要する経費の執行残に伴 うものでございます。これによりまして、補正 後の予算総額は、一番上の方の右から3つ目の 欄にありますけれども、1億2,090万1,000円 となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よ ろしくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 そのほか、何かありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 52 分休憩

午前 11 時 52 分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

日程案では、あす、土木部の補正予算の審査 を行う予定でありましたが、本日の午後から行 うということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、そのようにさせてい ただきます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 53 分休憩

午後1時0分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて 終了した後にお願いいたします。

○野口土木部長 まず、一言お礼を申し上げます。去る2月14日に都城市で開催されました「国道10号『都城道路着工式』」及び「『都城志布志道路』建設促進大会」並びに2月25日に宮崎市で開催されました「国道10号『花見改良開通式』」につきましては、坂元議長を初め、多数の議員の皆様の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。今後とも、東九州自動車道を初めとする道路網の整備促進に向けまして、全力で取り組んでまいりますので、委員会を初め県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願いいたします。

次に、資料で議案等の概要説明をいたします前に、「一ツ葉有料道路料金値下げ」について御報告を申し上げます。このことにつきましては、11月議会において議決をいただき、先月17日付で国から料金値下げ等の事業計画の変更について許可されたところであります。現在、道路公社の方で、4月1日からの料金値下げの実施に向け準備を進めているところであります。

お手元に1枚紙のカラー刷りの一ツ葉有料道路 値下げのチラシをお配りしましたので、後ほど、 ごらんいただきたいと思います。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます土木部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元に1枚紙で「概要説明の要旨」をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。まず、議案等の(1)、議案第43号「平成18年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」、議案第52号「平成18年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)」、議案第53号「平成18年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

今回の土木部の補正額は、まず、一般会計で92 億 5,271 万 7,000 円の減額であります。主な内 訳といたしましては、補助公共事業3億3,008 万 9,000 円の増額、地方道路交付金 2 億 8,014 万 2,000 円の減額、直轄負担金1億 5,378 万 5,000 円の増額、災害復旧事業 90 億 4,305 万 5,000 円の減額であります。次に、公共用地 取得事業特別会計では2億3,568万5,000円の 減額、港湾整備事業特別会計では 337 万 9,000 円の減額、合計で94億9,178万1,000円の減額 であります。この結果、補正後の予算額は、一 般会計で 853 億 1,405 万 3,000 円、公共用地取 得事業特別会計で38億4,966万円、港湾整備事 業特別会計で 17 億 1,912 万 3,000 円、合計 で 908 億 8,283 万 6,000 円となります。このほ か、繰越明許費の補正は、一般会計で 126 億3,820万8,000円、公共用地取得事業特別会 計で5億13万2,000円、合計で131億3,834万 円となります。また、公共道路新設改良事業な どで、1億3,000万円を債務負担行為の補正と してお願いしております。

次に、(2)の議案第 54 号「宮崎県行政機関 設置条例の一部を改正する条例」であります。

これは、延岡市と東臼杵郡北川町の合併に伴い、所要の規定の整備を行うための改正であります。

次に、(3)の議案第62号及び63号「工事請 負契約の締結」についてであります。

これは、県営花ケ島団地及び県営三ツ枝B団地の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、(4)の報告事項の「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の 決定を専決処分により行ったことについて、地 方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する ものであります。

最後に、2のその他の報告事項であります。 これは、「入札・契約制度改革に関する基本的 考え方」及び国道 448 号串間市小崎地区の災害 関連事業について、概要等を御報告するもので

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。 以上でございます。

○後藤管理課長 管理課でございます。

あります。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします提出資料は、1つ目が「平成19年2月定例県議会提出議案」、2つ目が「平成18年度2月補正歳出予算説明資料」、3つ目が「平成19年2月定例県議会提出報告書」の3つでございます

が、提出議案及び報告書につきましては、土木 部関係分だけを抜粋してお手元の常任委員会資 料にまとめておりますので、この資料で説明さ せていただきます。なお、補正予算の主な内容 につきましては、歳出予算説明資料で説明いた します。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。土木部の2月補正の概要について御説明いたします。今回の補正は、国庫補助事業や災害復旧費の事業費の確定に伴う補正であります。この表は、今回の補正額及び補正後の額などを一覧表にして取りまとめた土木部の予算総括表であります。一般会計と特別会計を合わせた今回補正額は、太線の枠E欄の一番下の行「部予算合計」に記載していますように、94億9,178万1,000円の減額で、補正後の予算は、右の欄、908億8,283万6,000円となり、前年度同期比で67.8%となっております。

次に、2ページをお開きください。補助公共 事業であります。事業ごとの補正額は記載のと おりでありますが、国庫補助決定に伴い、太線 の枠E欄の一番下に記載していますように、国 庫補助決定に伴い、太線の枠、合計で3億3,008 万9,000円の増額となります。

次に、3ページをごらんください。上の表の 地方道路交付金事業につきましては、2億8,014 万2,000円の減額、下の表の県単公共事業につ きましては、100万円の減額となります。

次に、4ページをお開きください。直轄事業 負担金でございますが、国が直轄で行います道 路や河川の事業費の確定により、1億 5,378 万 5,000 円の増額となります。

次に、5ページをごらんください。災害復旧 事業でございますが、査定決定により、一番下 の計の欄にありますように、90億4,305万5,000 円の減額をお願いしております。

次に、6ページをお開きください。一般会計 繰越明許費補正であります。太線で枠囲みして います「2月議会申請額」の欄が今回お願いし ています繰越明許費の一覧であります。追加分 で 36 事業 35 億 9,986 万 4,000 円と、変更分と して11月議会で御承認いただきましたもののう ち 13 事業につきまして、90 億 3,834 万 4,000 円を増額するものであります。今回お願いして います一般会計の繰越明許費は、追加と変更合 わせまして 49 事業、126 億 3,820 万 8,000 円と なります。この結果、平成18年度に繰り越しま す一般会計の繰越明許費は、右の合計の欄の一 番下に記載していますように、50事業、226 億 2,660 万 8,000 円となります。繰り越しの主 な理由は、用地交渉や工法検討に日時を要した ことなどによるものであります。

次の7ページから9ページは、繰り越しの事業ごとの内訳を掲げております。

次に、10 ページをお開きください。一般会計 債務負担行為補正であります。記載のとおり、 公共道路新設改良事業費などの3事業で1 億3,000万円の追加をお願いしております。

11 ページでは、河川事業において、債務負担行為の変更をお願いしております。

次に、12 ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計の繰越明許費でございます。 公共用地取得事業で5億13万2,000円をお願い しております。繰り越しの理由は、移転先選定 等に日時を要したことによるものであります。

続きまして、管理課の補正予算について御説 明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの「管理課」のところ、ページで言いますと 297ページをお開きください。当課の補正予算額は、

8,734 万7,000 円の減額をお願いしております。 補正後の予算は、右から3列目でありますが、22 億4,159 万4,000 円となります。

以下、主なものを説明いたします。

299 ページをお開きください。まず、(事項) 職員費でありますが、執行残に伴い、7,501 万3,000円の減額を行っております。

次の(事項)連絡調整費から(事項)産業開発実践費までは、同じく執行残に伴うものでございます。

次の 300 ページの (事項) 建設工事統計調査 費につきましては、国庫委託金の確定に伴い、 1万1,000円の増額をお願いしております。

最後の(事項)建設業指導費につきましては、 執行残による補正減であります。

部全体の補正予算と管理課の補正予算の説明 につきましては、以上でございます。

次に、議案第54号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例について」、土木部関係分について御説明いたします。

委員会資料の13ページをごらんください。なお、次ページに条例案の土木部関係分の新旧対照表をつけております。まず、1の改正の理由についてですが、御承知のとおり、延岡市と北川町の合併に伴い、延岡土木事務所の所管区域が変更になることから、条例の一部改正を行うものであります。施行期日は、合併期日の平成19年3月31日となっております。

条例改正は以上でございます。

次に、「入札・契約制度改革に関する基本的考え方」につきまして、御報告いたします。改革は全庁的に取り組んでいくものでありますが、本日は、公共3部が中心になって進めることとなる部分につきまして説明いたします。

資料の15ページをお開きください。2の公正、 ることとしております。

透明で競争性の高い入札・契約制度への改革につきましては、5つの項目を挙げております。

まず、(1)の指名競争入札の廃止と一般競争 入札の拡大では、250万以上の工事について指 名競争入札を廃止し、平成19年度内には一般競 争入札に移行することとしております。移行に 当たりましては、平成17年度から順次導入して います電子入札にあわせ、建設業者等への周知 を十分に行いながら、段階的に実施してまいり たいと考えております。また、県内の建設業者 育成の観点から、工事の規模や種類などを勘案 して、地域要件を設定してまいりたいと考えて おります。なお、公共工事に係る業務委託につ きましては、測量委託など、業務の内容に応じ て段階的に指名競争入札を廃止し、一般競争入 札や「プロポーザル方式」など多様な入札・契 約方式を推進することとしております。

次に、(2)の総合評価方式等の拡充では、現在施行しております簡易型の試行を拡大するとともに、トンネルなど規模の大きい工事では、技術的な工夫の余地も大きいことから、標準型につきましても導入を図ることとしております。また、丸の2つ目ですが、民間の技術力を活用することによりコスト縮減等を図る「設計・施工一括発注方式」など多様な入札・契約方式の導入を図ることとしております。

次に、(3)の電子入札の拡大では、可能な限り前倒しし実施することとしておりますが、現在の計画を3カ月前倒しし、19年7月から全面導入を行いたいと考えております。なお、普及啓発につきましては、今後対象となるBランクや未登録業者について、3月中に県内3会場で説明会を行うとともに、操作研修につきましても、財団法人宮崎県建設技術推進機構で実施することとしております。

次に、(4)の公共工事の品質確保です。全国 知事会の指針ではこの項目はありませんが、今 回の改革に当たっては最も重要な事項の一つと 考えており、公共工事の品質確保を図るため、 工程管理、工事監督・検査体制を充実強化する こととしております。例えば、監督業務に関す る基準やマニュアルなどの内容充実や、各種専 門研修の充実を図ってまいりたいと考えており ます。

丸の2つ目ですが、「入札ボンド制度」についても検討してまいりたいと考えております。

次に、16ページをお願いします。(5)ペナルティーの強化では、不正行為の排除、抑止のため、入札参加停止期間の延長や違約金の増額などを行うこととしております。丸の2つ目ですが、公正取引委員会に加え、談合情報の警察への情報提供を行うこととしております。

次に、3の入札・契約制度の適正な運用であります。

(1)公共工事入札適正化委員会の機能強化では、県議会からの知事への申し入れの中にも、「入札・契約過程において監視の強化」という事項がありましたが、民間有識者で構成する「公共工事入札適正化委員会」につきまして、委員構成や開催回数等の見直しを含めた機能強化を行うこととしております。

次に、(3)の情報公開の推進では、入札・契約情報を県議会へ報告するとともに、県民にわかりやすいように工夫しながら、インターネット等で公開することとしております。

最後に、4の建設業界への対応であります。

(1)の建設業界の企業倫理確立では、関係 団体等に法令遵守の要請を行うこととしており ます。

次に、(2)の建設産業の活性化では、建設産

業の育成にも配慮を行うこととしておりますが、 具体的には、特殊な工事など競争性が不足する 場合を除き、原則、県内建設業者に発注を行う こと、また、先ほど説明いたしましたように、 地域要件を設定することなどであります。丸の 2つ目でありますが、建設業は、近年の建設投 資の減少傾向の中で、供給過剰感が強まってお り、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける 環境づくりの推進、経営革新の促進等を図るこ ととしております。

以上が土木部関係ですが、参考として、2月15日の全員協議会で御報告した際の基本的考え方の本編をお配りしております。今後とも、県議会、県民の皆様の御意見をいただきながら、この基本的な考え方をもとに、年度内には実施方針を策定し、工程表にお示ししているとおり、順次改革に取り組んでいくこととしております。説明は以上であります。

○小野用地対策課長 用地対策課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の301ページ、「用地対策課」をお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で2,614万2,000円の減額、公共用地取得事業特別会計で2億3,568万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計で19億3,522万5,000円、公共用地取得事業特別会計で38億4,966万、合わせまして57億8,488万5,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

303 ページをお開きください。まず、一般会計でありますが、(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費でありますが、裁決事案がなかったことによる物件調査費等の執行残によりまして、2,537万1,000円を減額するものであります。

次に、(事項) 用地対策費であります。これは、 用地対策の推進に要する経費でありますが、未 登記処理のための登記事務委託料等の執行残に よりまして 570 万 7,000 円を減額するものであ ります。

次に、305 ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。(事項)公共用地取得事業費でありますが、これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費でありまして、2億3,568万5,000円を減額するものであります。まず、財産収入の1億円の減額についてでありますが、これは、18年度当初、代替地売り払い収入を1億円と見込んでおりましたが、本年度は実績がなかったため減額するものであります。

次に、繰入金の10億9,911万8,000円の減額についてでありますが、これは、17年度以前に先行取得した事業用地について、事業課の買い戻しが当初の見込みを下回ったため減額するものであります。

次に、繰越金の9億6,320万円の増額についてでありますが、これは、昨年度2月補正以降の事業課の買い戻し分である繰入金等を増額するものであります。

続きまして、説明欄の1、公共用地取得事業費3億328万3,000円の減額につきましては、 用地補償費等の執行費を減額するものであります。

同じく2、一般会計への繰出金6,759万8,000円の増額につきましては、事業収入の減額である2億3,568万5,000円と事業費の執行残である3億328万3,000円の差額を一般会計に繰り出すものであります。

用地対策課は以上であります。

○郷田技術検査課長 技術検査課の補正予算に

ついて御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料 307 ページ、「技術 検査課」をお開きください。当課の補正予算額 は、430 万 7,000 円の減額をお願いしておりま す。補正後の予算額は、3 億 4,124 万 3,000 円 となります。

以下、補正内容について御説明いたします。 309 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)職員費であります。これは、職員の 人件費でありますが、執行残に伴い、326 万 8,000 円の減額であります。

次の(事項)建設リサイクル推進事業費であります。これは、建設工事におけるリサイクルの推進に要する事業でありますが、執行残に伴い、103万9,000円の減額であります。

技術検査課は以上であります。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 最初に、 道路建設課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の311ページ、「道路建設課」をお開きください。当課の補正予算額は、2億3,879万1,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、271億240万5,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

313 ページをお開きください。まず、(事項) 直轄道路事業負担金であります。これは、国道 10 号など国の直轄道路事業に対する県の負担金で ありますが、直轄事業費の確定に伴うもので、 1億7,947万1,000円の減額であります。

次に、(事項) 一ツ葉有料道路料金値下げ実験 事業費であります。これは、一ツ葉有料道路北 線の料金値下げ実験に伴う経費でありますが、 当初、県と道路公社で実験を実施することとし ておりましたが、国土交通省が、値下げによる 国道 10 号の渋滞緩和等の影響を把握するため、 実験に参加することとなり、事業費の3分の2 を国が負担したため、県の事業費が700万円の 減額となったものであります。

次に、(事項) 道路建設受託事業費であります。 これは、自治体から道路整備を受託する事業で ありますが、延岡市外2自治体の受託費の決定 に伴うもので、5,132 万円の減額であります。

道路建設課は以上であります。

引き続きまして、道路保全課について御説明 いたします。

315 ページの「道路保全課」をお開きください。当課の補正予算額は、2億3,842万6,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、130億7,938万3,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

317 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)公共道路維持事業費であります。国庫補助の決定に伴い、7,000 万円の増額をお願いしております。これは、台風等の豪雨により被災を受けた箇所において、隣接する区間が同様の被災を受けることを未然に防ぐため、一般国道 219 号西都市南方外1カ所において防災対策を行うものであります。

次に、(事項) 地方道路交付金事業費であります。次のページにかけてごらんいただきたいと思います。これは、歩道整備や交差点改良及び災害防除等を行う事業でありますが、地方道路整備臨時交付金の決定に伴い、2億9,000万円の減額であります。

予算関係につきましては、以上でございます。 次に、「損害賠償額を定めたことについて」、 地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき御報 告いたします。

委員会資料の17ページをお開きください。御報告は3件でございますが、発生日及び発生場

所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。

事故の内容につきまして御説明いたします。

まず、一番上の陥没事故でございますが、これは、横断歩道を歩行中、路面が陥没しまして、 その生じた穴に右足がはまり、右足の甲の骨に ひびが入ったものであります。

2番目の側溝転落事故でございますが、これは、男子高校生が自転車で下校途中、ふたのない側溝に転落し、前歯を折るなどのけがをしたものであります。

3番目の穴ぼこ事故でございますが、これは、 自動車で走行中、車道左寄りに生じておりまし た穴ぼこに進入し、左側の前輪後輪のタイヤが パンクし、ホイールを損傷したものであります。

これらの事故に関し調査しました結果、県に 道路管理瑕疵があると判断し、それぞれの右の 欄に記載しております金額で和解契約を締結し たものでございます。損害賠償の総額は 132 万 873 円でありまして、すべて道路賠償責任保 険の契約を結んでおります保険会社から支払わ れます。

事故の説明は以上でありますが、道路の安全性を確保することは道路管理上最も重要なことでありますので、事故が発生した場合には、その原因や今後の対策を分析し、すべての土木事務所にフィードバックするとともに、同様の事故が発生しないよう、日常の道路巡視やパトロールにおける点検項目を見直すなど、道路管理瑕疵事故の削減が図られるよう取り組んでいるところであります。

道路保全課は以上でございます。

○児玉河川課長 河川課でございます。当課の 補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「河川課」のと

ころですが、319 ページをお開きください。当課の補正額は、80 億 6,520 万 9,000 円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、右から3列目でありますが、178 億 3,611 万 4,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

321 ページをお開きください。まず、一番下の(事項)公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて県が管理しております河川の改修等を行う事業でありますが、国庫補助の決定に伴い、1億2,691万9,000円の増額であります。

次に、322 ページをお開きください。一番上の(事項)公共災害関連河川事業費であります。これは、原形復旧のみでは事業の効果が限定されるため、再度災害防止の観点から改良復旧を図る事業でありまして、過年災及び現年災の国庫補助決定に伴い、1億5,436万円の増額であります。なお、本年度被災しました国道448号の串間市小崎地区の災害関連事業につきましては、後ほど、報告事項で御説明いたします。

次に、3番目の(事項)直轄河川工事負担金であります。これは、国が大淀川などの直轄区間におきまして、通常の河川改修や維持、それからまた激特事業などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。今回、直轄激特事業などの事業費の確定に伴い、8,157万6,000円の増額であります。

次に、その下の(事項)河川激甚災害対策特別緊急事業費であります。これは、激特事業のうち県が実施する事業でありますが、大淀川水系の支川大谷川におきまして、護岸工事に対する国庫補助決定に伴い、1億円の増額であります。

次に、323ページをごらんください。1番目

の(事項)公共土木災害復旧費であります。これは、被災した道路や河川、砂防などの公共土木施設の復旧事業でありますが、16年災、17年災、そしてことしの18年災が確定したことによりまして、国庫補助決定に伴い、84億5,286万2,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄災害復旧事業負担金であります。これは、大淀川などの直轄区間におきまして、国が行う災害復旧事業に対する県の負担金であります。事業費の確定に伴いまして、6,609 万 8,000 円の増額であります。

次に、報告事項であります。

商工建設常任委員会資料の19ページをお開き ください。国道448号の串間市小崎地区の災害 関連事業について、御説明いたします。

まず、事業の概要等について説明いたします。 下の方に位置図を載せておりますので、そちら をごらんください。図面の右下に「災害区間」 と表示しております箇所が、地すべりのために 延長 255 メーターにわたって道路が崩壊しまし て、昨年の5月26日に全面通行どめとなってお ります。現在は、中ほどに細い線で示しており ますが、迂回路を使用しまして、2トン車未満 の車両につきましては、片側交互通行により供 用を開始しておるところです。当災害の復旧に つきましては、地すべり地帯である今の国道を 避けまして、図面の中ほどの太線で示しており ますが、内陸部に経済的で安全性の高いバイパ スを整備することで、災害関連事業として昨 年 12 月 26 日に事業が採択されたところであり ます。全体の事業概要としましては、バイパス 部の全体延長が 1,040 メーターであります。こ のうち、①で示しておりますトンネルの部分 が 584 メーター、その前後の道路改良を行いま す部分が、②の都井岬側が70メーター、③の南

郷町側が 386 メーター、合わせまして 456 メーターとなっております。全体の事業費は約 21 億円、このうちトンネルの工事費が約 18 億円で、事業期間は平成 18 年度から 20 年度であります。

次に、3のトンネル工事の発注計画についてであります。当箇所は、早期に復旧を図るという観点から、迅速な予算措置が行われまして、国から平成18年度補正予算として約5億円の予算内示を受けております。工事執行に当たりましては、国土交通省の防災課とも協議しまして、18年度予算は、トンネルの一部を1工区として先行発注する予定であります。2工区につきましては、19、20年度の債務負担行為としまして今後執行していく予定としております。なお、バイパスは20年末の開通を目標としております。

河川課の説明につきましては、以上でございます。

〇児玉砂防課長 砂防課でございます。当課の 補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「砂防課」をお開きいただきます。325 ページでございます。当課の補正予算額は、4,828 万円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、59 億 6,859 万 8,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

327 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)公共砂防事業費であります。これは、 土石流などの土砂災害から人命財産を守るため、 荒廃した渓流や地すべり区域において砂防堰堤 などの整備に要する経費でございます。国庫補 助の決定に伴い、1,333 万円の減額をお願いし ております。説明の欄、1の地すべり対策事業 1億6,000 万の減額と4の激甚災害対策特別緊 急事業1億6,000 万円の増額につきましては、 通常事業からより補助率の高い激特事業へ振り かえたものでございます。

次に、下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護する事業でありますが、国庫補助の決定に伴い、当初、補正要望をしておりました箇所が採択を認められなかったということで 4,180 万円の減額補正をお願いするものであります。

328 ページをごらんください。次に、(事項) 直轄砂防工事負担金であります。これは、国が 高原町の大淀川水系大幡川や台風 14 号により被 災を受けた都城市山之口町の大淀川水系七瀬谷 川において実施する直轄砂防工事に対する県の 負担金であります。事業費の確定に伴いまし て、946 万円の増額をお願いしております。

砂防課は以上でございます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。当課の 補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 329 ページをお開きください。当課の補正予算額は、一般会計で 5 億 4,053 万円の減額、港湾整備事業特別会計で 337 万 9,000 円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして、右から 3 列目にありますが、81 億 3,606 万 4,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

331 ページをお開きください。まず、中段の (事項) 空港整備直轄事業負担金であります。 これは、宮崎空港の誘導路改良等に係る国の直 轄事業に対する負担金でありますが、事業費の 確定に伴いまして、3,804 万 6,000 円の減額で あります。

次に、332 ページをお開きください。一番上の(事項) 港営費でございます。これは、県内 16

港湾の管理運営に要する経費でございますが、 委託経費等の執行残に伴いまして、1,784 万8,000円の減額であります。

次に、中段の(事項)特別会計繰出金であります。これは、当初予定しておりました宮崎港の分譲地が売却できなかったことなどから、一般会計から特別会計への繰出金として、1億7,200万円の増額をお願いするものであります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤や耐震岸壁等の整備に係る国の直轄事業に対する負担金でありますが、事業費の確定に伴いまして、8,214 万 8,000 円の減額であります。

次に、333 ページをごらんください。上段の (事項)港湾災害復旧費であります。これは、 公共港湾施設の災害復旧に要する経費でありま すが、国庫負担決定等に伴い、5億9,019 万3,000円の減額でございます。

次に、334 ページをお開きください。港湾整 備事業特別会計について御説明いたします。

港湾整備事業特別会計は、上屋や野積み場等の施設整備及び管理運営等に要する経費を適正に経理するため、昭和55年に設置したものであります。今回、総額で337万9,000円の減額をお願いしておりますが、これは、細島港などの管理運営費において、委託費や光熱費等の執行残が生じたことによるものでございます。

港湾課につきましては、以上でございます。 **○藤村都市計画課長** 都市計画課であります。

当課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の335ページ、「都市計画課」をお開きください。当課の補正予算額は、6,068万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、35億9,919万8,000

円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

337 ページをお開きください。まず、上から 5 行目の(事項)職員費でありますが、執行残 に伴い、778 万 1,000 円の減額であります。

次に、一番下の(事項)公共街路事業費でありますが、国庫補助決定に伴う 6,000 万円の減額であります。

次のページ、338ページをお開きください。(事項)地方道路交付金事業費でありますが、地方道路整備臨時交付金決定に伴い、985万8,000円の増額であります。

都市計画課は以上であります。

○富高公園下水道課長 公園下水道課でございます。当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の 339 ページをお開きください。当課の補正予算額は、3,662 万 7,000 円 の減額をお願いしております。補正後の予算額は、8億1,355 万 7,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

341ページをお開きください。下段の(事項) 下水道事業推進費であります。このうち1の公 共下水道整備促進事業であります。これは、公 共下水道を整備しております市町村に対する県 単独の交付金でありますが、市町村の事業費確 定に伴い、3,532万2,000円の減額であります。 以上であります。

○江川建築住宅課長 建築住宅課であります。 当課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の 343 ページの「建築住宅課」をお開きください。当課の補正額は、6,037万5,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額は、30億7,805万4,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

345 ページをお願いいたします。まず、一番下の(事項)建築物防災対策費であります。これは、地震やがけ崩れ等による建築物の被災を未然に防止する市町村の対策に対しまして助成する事業等でありますが、事業費の確定に伴いまして、2,417 万7,000円の減額をするものであります。

次に、346 ページをお開きください。一番下の(事項) 県営住宅管理費であります。これは、 県営住宅の管理に要する経費でありますが、執 行残等に伴いまして、855 万 4,000 円の減額で あります。

次のページの一番上の(事項)市町村営住宅 建設促進費であります。これは、市町村が行い ます障がい者世帯向け公営住宅の建設などに対 しまして助成するものでありますが、事業費の 確定に伴いまして、1,033 万 4,000 円の減額で あります。

次の(事項)公共優良賃貸住宅供給促進費であります。これは、民間の土地所有者等が建設いたします優良賃貸住宅の建設や、家賃減額に対する補助に要する経費でありますが、国庫補助決定に伴いまして、606万円の減額であります。

予算関係につきましては、以上であります。 続きまして、委員会資料の20ページをお開き ください。議案第62号「県営花ケ島団地5号棟 建設主体工事の工事請負契約の締結について」 であります。

1の県営花ケ島団地の事業概要でありますが、 花ケ島団地ですけれども、左下の「付近見取り 図」で示しておりますように、宮崎市芳士のJ R 蓮ケ池駅の西側、市の中心部から北へ約6キ 口に位置しておりまして、既存住宅が老朽化し たことに伴いまして、平成 13 年度から建てかえ 事業で整備を行っているところであります。計 画では、44 棟 510 戸を除却し、同じく 10 棟 510 戸に建てかえる予定としております。今回御審 議いただきます 5 号棟は、右下の「配置図」の 中で黒く塗っている「5 号棟」と記載しており ますが、その棟でございます。

2の5号棟の建設工事概要でありますが、鉄 骨鉄筋コンクリート 13 階建て、65 戸、延べ床 面積が5,364.88 平米の建設であります。

3の工事請負契約の概要であります。契約の 方法は条件付一般競争入札で、契約の金額7 億4,550万円、契約の相手方は吉原・丸宮・四 本特定建設工事共同企業体であります。工期は 契約発効の日から平成21年4月6日までとする ものでございます。

続きまして、右のページですが、議案第63号 「県営三ツ枝B団地2号棟建設主体工事の工事 請負契約の締結について」であります。

1の県営三ツ枝B団地の事業概要でありますが、三ツ枝団地は、同じく、左下の「付近見取り図」で示していますように、日向市のお倉ケ浜総合運動公園から10号線を挟んで西側に位置しております。ここも、既存住宅の老朽化及び、ここは日向市で区画整理をやっていまして、その事業に伴いまして、平成16年度から建てかえ事業で整備を行っているというところでございます。計画では27棟91戸を2棟104戸に建てかえる予定としております。今回御審議いただきます2号棟ですが、右下の「配置図」の中で黒く塗っている棟でございます。

2の建設工事概要でありますが、鉄筋コンク リート造7階建て、56戸、延べ床面積が4,221.61 平米を建設するものであります。

3の工事請負契約の概要であります。契約の

方法は、先ほどと同じく、条件付一般競争入札で、契約の金額が4億7,880万円、契約の相手方が杉本・坂本特定建設工事共同企業体で、工期は契約発効の日から平成20年6月30日までとするものであります。

なお、開札承認結果通知をお手元にお届けし ていると思います。

建築建築課は以上でございます。

○藤山営繕課長 営繕課であります。当課の補 正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「営繕課」をお 開きください。349 ページになります。当課の 補正予算額は、4,623 万 5,000 円の減額をお願 いしております。補正後の予算額は、7億5,308 万 6,000 円となります。

以下、主なものを御説明いたします。

351 ページをお開きください。まず、最初の (事項) 庁舎公舎等管理費であります。これは、 庁舎等の維持補修に要する経費でありますが、 維持修繕工事等の執行残に伴い、2,305 万 9,000 円の減額であります。

次に、その下の(事項)電気機械管理費であります。これは、庁舎等の機械・電気設備の維持管理に要する経費でありますが、維持修繕工事及び維持管理業務委託等の執行残に伴い、833万5,000円の減額であります。

次に、352 ページをお開きください。一番下の(事項)営繕管理費であります。これは、営繕積算業務電算システム及び県有建物保全情報システム整備・管理に要する経費でありますが、委託料等の執行残に伴い、575 万円の減額であります。

営繕課は以上であります。

○舟田高速道対策局次長 高速道対策局であります。当局の補正予算について御説明いたしま

す。

お手元の歳出予算説明資料の「高速道対策局」をお開きください。当局の補正予算額は、2億23万7,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、21億4,865万5,000円となります。それでは、主な補正の内容について御説明いたします。

355 ページをお開きください。中ほどの(事項)東九州自動車道用地対策費であります。これは、東九州自動車道の早期整備を図るため、県が国土交通省及び西日本高速道路株式会社から用地取得事務を受託しているものでありまして、業務委託費の確定に伴い、8,659 万 5,000円の減額を行うものであります。

次に、その下の(事項)直轄高速自動車国道 事業負担金であります。これは、国が実施する 高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業 に要する経費の一部を県が負担するものであり まして、予定を上回る事業の進捗が図られ直轄 事業費が確定したことに伴い、2億9,631 万6,000円の増額を行うものであります。以上 であります。

○黒木委員長 ここで執行部の説明は終わった んでありますが、委員の皆さんにお諮りいたし ます。

この委員会に傍聴の申し入れがございますので、清武町の小玉直也さんでございますが、執行部に対する質疑等を傍聴したいということでございますので、許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 許可したいと思います。

それでは、まず、議案及び報告事項について、 委員の皆さん、質疑はございませんか。

○濵砂委員 まず、18 年度2月補正予算議案の

中で、歳出予算額 853 億 1,405 万 3,000 円の財源内訳を教えてください。国庫支出金、特定財源、一般財源、それぞれに。

○後藤管理課長 申しわけありません。ちょっと時間をいただきたいと思います。

○濵砂委員 数字がまだはっきりしておりませんけれども、恐らく2分の1程度かなと。補助関係、国庫支出金その他の特定財源と一般財源の比率が大体五分五分ぐらいかなと思うんですが、17年度最終予算額が1,280億2,272万9,000円、本年度、18年度の2月補正後の予算額が853億1,405万3,000円であります。その差が430億円。この430億円の大まかでいいですけれども、財源内訳も一緒にお願いをいたします。結果が出るまで、後に回してください。

○長友委員 小さいことからお尋ねをします。 道路保全課についてお願いをしたいと思います が、317ページ、一番下の(事項)地方道路交 付金事業費、これは交通安全のための歩道なん かも入っている事業でございますかね。これで 減額補正で2億9,000万というような状況に なっているわけですけれども、通学路あたりの 歩道の整備等、まだ県道の歩道整備等で十分で ないところもあろうかと思うんですね。そうい う中にこれだけ大きな減額補正ということです けれども、地方道路整備臨時交付金の決定に伴 うということですけれども、こういう傾向とい いますか、国の予算措置が減額されていく傾向 というのはまだ続くんでしょうかね。非常に必 要な事業だと思いますけれども、どんなでしょ うか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路保全 課でございます。 2億 9,000 万ぐらいの減額に なっておりますけれども、これにつきましては、 先ほど委員のおっしゃいましたように、国の方 の内示等の決定額等もありまして、それに伴った減額にもなっております。我々としましては、 国の方からそういうふうに言ってはきておるんですけれども、この場合におきましても、国の方へ、交通安全とか、そういった意味で非常に必要な面がありますので、できるだけ多くいただけるように努力をしてきたわけでございます。 交付金とちょっと違いますけれども、国庫補助の方で、7,000万ぐらい災害防除の方でいただきましたけれども、そういうふうに国の方に何回か行きまして努力をしてきたわけでございますけれども、今回は、これで決定額のような状況で減額になってしまったということでございます。

今後、国の方の動きがどうなるかということではございますけれども、道路特定財源というのが現在、非常に動いてはおりますけれども、これの状況等にもよるかなとは思いますけれども、我々としましては、委員のおっしゃいますように、交通安全、そういった面で非常に重要な面がありますので、一生懸命要望等を行っていきたいと思っております。以上でございます。 〇長友委員 大変厳しい状況はあろうかと思いますけれども、必要なものは必要なものとして、ぜひとも強い要望をしていただきながら、一日も早くそういうところが完備されていくように、これは要望しておきたいと思います。

もう一点、また小さいことですけれども、346 ページ、県営住宅管理費 855 万円という小さな 減額補正でありますけれども、住宅等の事情等 ずっと調査していきますと、今、本当に建てか えが進められておりまして、エレベーター等も つきまして、非常に高齢化した状況の中で有効 な建築住宅の施策が進められているわけですけれども、一方、建てかえの対象にならないとこ

ろも、20 年とか 30 年とかたつものについては 結構老朽化が進んでいるわけですね。そして、 ふろがま等も相当変形してきているというか、 膨らんでいるとか、いろんな状況がございます。 いろんな住宅のそういうものに関して、何といいますか、今、委託をされているという状況ですかね、そういう状況等があろうかと思うんですかね、そういうものについてはどんどんやっていただかなくちゃいけないと思うんですよ。 したがって、855 万の減額となりますと、ふろがまなんかをいじろうとすれば相当できるんじゃないかなと思いますが、その辺について、今後どうやっていかれるか、その辺のことをちょっとお尋ねします。

○江川建築住宅課長 今の委員のお尋ね、ごもっ ともなことでございまして、ここに855万4,000 円の減額をお願いしているのは、県営住宅管理 事業の中で人件費を見ていまして、人件費は前 年度に次の年度の予算を要求する場合に、前い た人の等級で要求するわけですね。そうします と実際、4月に人事異動がありますと、この格 付より下の人がうちの方に入ってきた場合は、 その分人件費を減額するということになります。 その職員の人件費の減額でございまして、実際 に今、委員がおっしゃるように、一般修繕とか、 ふろがま取りかえとか、そういうものにつきま しては、はっきり言いまして残しておりません。 今後とも、住宅管理の分については、そういう ことで適正に管理をしていきたいというふうに 思っています。

〇長友委員 わかりました。

要望でありますけれども、結構耐用年数といいますか、年数のたってきたもの、これにつきましては、また適時点検をしていただいて、適

切な補修をお願いしたいというふうに要望しておきます。

もう一点だけ、最後に、商工建設常任委員会 の資料の20ページ、これは議案そのものですか ら、工事自体に関してということになるとあれ ですけど、せっかくこういう形で花ケ島団地が 整備をされております。しかし、その近辺にフ ラワーマンションとか、その他の住宅街やらあ りまして、JR蓮ケ池駅、ここの活用なんかが、 お年寄りの交通機関で、宮崎市内やらに行くと きに、この近辺の方々というのはJRを非常に 使いたがるわけですね。ところが、実際行って みますと、ここもタクシーが1台入ってこれる ような非常に狭い状況で、そのタクシーが回転 するのにも狭いというような状況がありますの で、あわせてこの駅近辺のロータリーみたいな 整備といいますか、そんなにお金はかからない と思いますけれども、ここの町にとっては恐ら く駅を拠点にして、団地等がマッチングして使 わなくてはいけないという状況が出てくると思 いますので、あわせて団地の整備の一つとして やっていただくと非常にこの近辺の方々の利便 性が高まると、こういうような要望等たくさん ございますので、その辺をよろしくお願いした いと思いますけど。もし、考え方がありました

○江川建築住宅課長 花ケ島団地につきましては、先ほど御説明しましたように、建てかえ事業で整備を進めておりますが、あわせまして周辺等の環境整備につきましても、同じような形で環境をよくしていこうということで取り組んでおります。これは、委員の方からも以前から要望していただいておりますので、蓮ケ池駅前のタクシーの回転等につきましても、今後、検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○坂口委員 港湾課長に、大まかな考え方でい いんですけれども、332ページ、直轄負担金絡 みで、細島港の外防、前からずっと進んでいる 事業で、当初の設計どおりいっているんでしょ うけど、メーター当たり 3,000 万、6,000 万、 かなりな投資ですよね。記憶違いだったら申し わけないんですけど、例えば、安全率なんかが、 前は漁港の場合、係数を 1.2 ぐらい掛けていた と思うんですけど、これが見直されたというよ うな話も全く無責任なところから聞いたんです けど、それが見直されたか、見直されていない か。商業港の場合は数字は知らんのですけど。 変わっていないにせよ、バリューエンジニアリ ングの考え方ですよね。細島港ですから、日南 みたいにサンドぐいとかそういうもので地下に 金がかかる場所じゃなくて、岩は浅いんじゃな いかと思うんですよ。そうなるとケーソンあた りかなと。重量あたりの問題になってくるのか なと思うんですよね。そこらはバリューエンジ ニアリング、例えば、ケーソンそのものの中詰 めの比重をうんと高めてやるとか、コンクリー トあたりだったら比重が 2.4 ぐらいですか。こ れを倍のものにすればうんと小さくなりますし、 バリューエンジニアリングを今からでも入れて いく格好の現場じゃないかと思うんですよ。単 価は物すごく高いそうですね。それに参加する 業者なんかも、その5%なり何%なりがアイデ ア料として還元されるものであれば、こういう のは取り組みがいがあると思うんですよね。小 さい物件に何千万だというのに日数をかけても、 なかなか実績としてバリューエンジニアリング、 VEの手法が設計に反映されたのが具体的に聞 いていないんですけど、そういう検討というの はここはなされていないんですかね。

○河野港湾課長 細島港の沖防波堤でございますけれども、直轄事業と県事業で行っております。防波堤の設置場所なんですけれども、先ほど、委員、金額の問題、高いということだったわけですけれども、直轄事業のところの水深がマイナス30メーターぐらいございます。県事業におきましては北防波堤ということで、水深が19メーターということです。設置場所については、北沖防波堤につきましては、岩が出ておりまして、その上に捨て石をやっているという状況です。

ケーソンの中詰めでございますけれども、現在は中詰め砂につきましては、フェロニッケルスラグということで比重の高いものを入れるようにしまして、断面を小さくするようにしています。

それから、安全率の問題ですけれども、ちょっと時間をいただきまして、後で回答させていただきたいと思います。

○坂口委員 何かそういう取り組みをされているなという感じではあるんですけど、随分前ですけど、この常任委員会で予定箇所の現場視察をさせてもらったときの数字がそれぐらいになるんじゃないかという単価だったものですから、その当時の考え方から変わっていないからですよ。水深が深ければ深いほど、逆にそういった中詰め材の工夫の仕方とか、安全率がちょっとでも低くなっていればかなり節減できるんじゃないかと。逆に、近くで養殖場が被災したこともあったから高まっている可能性もあるんですけど、コストがかかるような事業については、的確に基準とか新技術の導入を図りながら、中だから見ばえはどうでもいい事業ですよね。

〇河野港湾課長 新技術といいますか、北沖防 波堤、南沖防波堤につきましても、通常のケー ソン断面から斜面堤防波堤ということで、波が 防波堤を越すわけですけれども、そのときの鉛 直力を加味するような感じで、断面を小さくす るように工夫をしております。

○坂口委員 そういう工夫、それは新しい考え 方でしょうけど、圧をかける、力を利用する。 それと同時に、隣に児玉課長がおられますけど、 例えば、漁港漁場一体整備、漁港の場合は防波 堤の裏に裏打ちをやって、そこを増殖場なりに 裏からの圧をとめる、ダブル効果をねらう設計 というのが今、出てきていますよね。北海道あ たりでもかなり大きい漁港でやったりして。そ ういう考え方もあると思うんですよ。漁場造成 をやりながら、水深を11メーターなら11メー ター、13 メーターなら 13 メーターあたりまで は今度は水産サイドの事業で裏打ちをやってお いて、よりケーソン断面を狭くしていくという、 そういう考え方はまさしくVEだと思うんです けど、こういうのには今後さらに積極的に、今、 それを入れられていると聞いて、言わんけりゃ よかったなと顔が赤くなっているんですけど、 そういう取り組みをますます強化されますよう にお願いをしておきます。

もう一点、繰り越しなんですけど、管理課長だったですか、さきの説明をよく聞いていなかったんですが、11 月に続いての今後、明許繰り越しの追加ということだったんですかね。11 月のときにちょっと僕は気になっていたんですけど、11 月には当然、工期が足りないなとわかっていながらも、まだその後の最終的には定例会があるから、当初から明許で上げてこられないんだろうと思うんですよね。その後に発注した分についても。その前も当然ですが。そのときの工期の考え方なんですけど、契約後、明許繰り越しに持っていくのというのは、当初の設計

上の工期の考え方というのはどんなになっているんですかね。年度内工期前提で設計されているんですかね。

○後藤管理課長 11 月のときに繰り越しをお願いしましたのは、当年度で完成を目指してやっていたんですけど、発注がおくれたとか、そういうことで標準的な工期がとれないということもありまして、その時点で4月以降にずれ込むということが明白になりましたので、繰り越しをお願いしたと。今回お願いしておりますのは、標準工期を確定した上で、年度末に完成を見込んでおったんですけど、年度途中で事業調整とか設計変更等で年度内完成が見込めなくなったということで、例えば、国の交付決定がおくれるとか、そういったこともありまして、そういるとか、そういったこともありまして、そういうなったさいます。

〇坂口委員 ちょっとわからんのですけど、僕 が言いたいのはこういうことなんですけど、明 許繰り越しは、まず発注しておいて、繰り越さ ざるを得なくなったものですよね。そのときに、 当然、年度内工期になっていると思うんですよ。 ところが、金額によっては10億単位のものとか 数億単位、2億を超していくとほとんど8カ月 ぐらいの標準工期になるんでしょうけど、年度 内となると、年末あたりにかけて特に4・四半 期あたりに発注する分というのは、年度内工期 をとれば、当然、標準工期を大きく割り込んで いて、最初から明許繰り越しをせざるを得ない というやつですよね。僕は、一般競争入札へ移 行したときの業者泣かせを避けて、対等な関係 での健全な競争を期待するためには、そこを改 善しておかないと、これは本当に業者泣かせの、 自分らの責任逃れ以外の何物でもない、改悪に

なっていくという心配もしている。だから、工 期の設定というのは非常に大切だと思うんです よ。だから、当初から明許をやるべきものは、 前年半年以内に発注分であっても、当然、そこ で明許繰り越しをやって、翌年までの工期を設 定して設計をやっておかないといけないんじゃ ないかと。

でないと、今度、品質の確保で施工計画なんていうのは、綿密な施工計画を立てさせることになりますよね。10億ぐらいの工事を4カ月の施工計画を立てさせたら24時間労働ですよ。これは労働安全衛生法上、県が法律違反を指示したということになる、認めたということになる。だから、そこを尋ねたかったんですけど、それはどうなっているかというのを。

○後藤管理課長 工期の確保といいますか、それについては当然、法律を守られた工期といいますか、そういうのを設定して発注するのが筋だと思っております。これは、入札制度改革の中で、工期等の確保とか発注側が守らなければならないことについては当然でありますので、その標準工期の確保を前提に、発注の時期を前倒し等でやっていくとか、そういったことで業者負担にならないようにやっていきたいと考えております。

○坂口委員 会計法の限界、単年度ということ、 それをどうクリアするかといったのは、さっき 言われたように、本来なら用地交渉に日数を要 したなんていう繰り越しの理由は認められない んですよね。何年か前は完全にそれがなくなっ ていたですよ。発注の中でそういう明許繰り越 しの用地交渉に時間を要したという理由という のは。また最近上がってき出したんですよね。 そうなると相手様次第でしか発注できない。今 度は完全に契約をしたら何日以内に着工しなけ ればならないというものもあるでしょう。そう すると、即着工できる状態になるまで用地も、 調整事業も、すべて調整した発注者側責任にお いて完結した後でしか発注できなくなるんです よ。ますます今言われたのと逆で、工期不足と いうのは当初から標準工期を組ませたときに工 期を割ってしまう。施工計画を出せと言ったと きには、そこに法律上の問題があったり、安全 管理上、それは公衆安全じゃなくて、部内の労 働災害の面から見た安全管理上問題があるとい う施工計画しか組めなくなると思うんですね。 そうなると、発注者側が責任をどう持っていく のかという、法的な問題は発注者側の責任で解 決してあげるからそれでもやれというのか、労 働災害が起こったときに、それも発注者側の責 任で解決するよといってあくまでもやらせてい くのか。でないとおかしくなると思うんです。 特に、損料計算なんかで、例えば、工期を3カ 月でやればうちの会社の方が競争力はあると。 リースに頼るところなんかは特にそうですよ。 ところが、工期が最初から1年半見てくれてあ れば、うちは自前の機械を持っているから、損 料の部分で大きく節約できるんだと。だから、 品質はむしろ確保しながら安くできるんだとい う、品質を一定のものをクリアするということ を前提としたほかの部分での競争力というのは、 物すごく条件で違うんですよ。だから、そんな むちゃな、最初に計画があってから1年以内で 全部やれと。僕は業者擁護を言っているんじゃ ないんですよ。対等な関係になってくださいと いうことですね。泣かしちゃだめ。まず商法を 守って、商法あっての地方自治法であり建設に 関連する法律で、本来はちょっかい一つ出せな いんですから、契約したら。でないと、今度は 補償金の問題とか、学識経験者、これも 234 条

にありますよね。そういうものとかいっぱい問題を含んでいるんですよ。

だから、そこらを十分検証して、というのが、例えば、会計検査何とかいうときも、業者さんがサービス工事でやっていますよね。掃除から、テントから、書類作成から。これも発注者側の責任でやらないとだれもかかり合わんですよ。指名じゃなくなったら。だから、そこらをしっかり本当に対等でいい業者にいい仕事をしてもらう、そういう人たちを残せるような、そして談合を防止したり、不適格あるいは不信用、そういう人たちを廃除できるというシステムをつくっていかないと、随分後々に問題が生じるんじゃないかという心配をしているんですよね。ここらをどれぐらい検討されているのか、ちょっと外から見えないんですわ。

○郷田技術検査課長 技術検査課ですが、ただいまのお話、対等な契約関係をつくっていくということですね、これからの契約の中では、特記仕様書の中で工期関係の条件明示もしっかりやっていくと、そういうことでとりあえずは対応したいと思っております。

○坂口委員 くどくなるけど、それが見えないような気がするんですよ。例えば、ここに「入札ボンド」なんて書いてあるでしょう。具体的には、第三者とはどこにどういう評価をさせようとしているのか。僕らの頭の中にあるのは県内事情に詳しい、県内のことを心配する、県内の資本の銀行かなと。ところがこういった銀行というのは、たくさん出向なりOBなりを建設業者に出しているんですね。あるところは自分ところのお得意さんとして出しているところもある。こういったところは外部機関ですよ。でも、そこらが本

当に公平な審査ができて、公がやるべき分野に 大もとに介入させてもいいのかという問題です よ。これでは客観性は保てないと思うんですよ。 やっぱり融資した金は回収したくなるし、ライ バルが主力銀行のところは極力遠慮してもらい たくなるというのは人の常だと思うんですよね。 そういうところに評価を任せれば。だから、そ ういうものを本気で検証していって、幾ら外圧 に遭っても、こういう理由で試行が必要なんだ というものは試行を主張しながらやっていかな いと、最初に何月何日全面施行ありきというの を決めておいてスタートしていくと、間違った とき、この次に信用を失墜したときの回復がす ごく心配なんですわ。

僕がこういうことを言ったら時代の流れに逆 行するかもしれないけど、あくまでも、特に官 製談合、談合そのものをなくさなきゃいかんと。 その中でなぜ、最近になって品確法だの公調達 法だのというものが出てきているかというと、 そういうものがまだ補完できてないよと、だか ら総合的にしっかり判断しろということで、新 たな法がどんどんどんどん整備されてきている。 ここをやっぱりちゃんと主に置いて、自分らが まずやるべきことは何なのかということ。そう なると税金を有効に活用していって、本当にい いものをエンドユーザーなり納税者に提供して いくという、ここのところですから。それを障 害するものが談合であったり、いろんな不良行 為、それを排除するためのテクニックとして詰 めているけど、あくまでもいいものをより安く、 そして安全・安心に使えるように提供していく という、この精神が中心だということを忘れて 事を急いだら、この次、改革するときが大変で すよ。あれだけ鳴り物入りで、何か大革命みた いなことをやったけど、欠陥だらけで、途中で

その業者がケツを割ってから、結果的には税金 のむだ遣いになったとか、そういう問題。

まだいっぱいありますもんね。入札のときの 保証金みたいなものの問題とか、保証金が回収 できりゃいいという問題でもないですよね。そ れから、今度は総合評価方式で品質を確保する と大きな方針も言われているけど、総合評価方 式なんかも、最初はやれる部分だけということ だけど、それじゃ目的は達せられない。やっぱ りある程度のところまで突っ込んでいかないと だめなんですけど、だれが評価するのかという のと、今、県は、1種、2種の品確技術士です か、これなんかも何名その資格を取っておられ るのかとか、こんなのが全く準備できていない と思うんですよ。

例えば、今までは最低制限価格を決めていたけど、これだって、今度どういう根拠で裁判にもたえ得るような失格ラインを出していくのか。総合評価方式だって、原則、総合評価方式だったら一番ポイントが高い人でいいだろうと思うかもわからないけど、これだって納税者に対して一番有利な相手方を選べということでしょう。だから、一番点数が高い人が契約者となり得るとも限らないですよね。そこらのところをどう客観的に整理されるのか、これは大変な作業だと思うんですけど、その準備への心構えと進捗がもしここで説明できれば。

○郷田技術検査課長 今、坂口委員がおっしゃるように、さまざまな問題、課題があると思います。最初から満点のものはまずできないと私どもも認識しております。それで、試行で確かめられるところは試行しながら、検証をしながら、どこに問題があるのか、その問題解決のためにどうしたらいいのか、そういうことも含めて、これから検討すべきところは検討しながら、

よりよいものに近づいていくように作業を進めていきたいと思います。

○坂口委員 検証というのは必要と思うんです よね。でも、時間を切っておられて、全面導入 という方向を出されたということ、事を急いじゃ だめだよというのと、前回の 11 月定例会でも 言ったけど、今後、不落物件が出てくる可能性 も高いと思うんですよ。設計漏れとかですね。 不落なんていうのも2度しか入札をやり直せな いでしょう。2度やり直してから3度目、随契 でだれもやらないですよ。だからといって、そ こで設計を増額したりちょっと工夫をしたりす れば、それは今度は県が批判される。県の技術 力なり信用力をなくすようなことになる。あれ はたしか、地方自治法で一般競争入札の場合は 2回まで入札に付して、3度目は随意契約によ らなければならないと 234 条の契約の項にあり ますよね。そんなものをしっかりやらないと、 本当に県が今度は信用を失ったらなかなか大変 だと思うんですよ。僕は、何度も言いますけど、 一般競争入札なり何なり、とにかく官製談合と 談合を排除できる方法は大賛成なんですよ。で も、的確な価格で、対等の関係での契約ができ て、最終的にいいものを提供できるという、こ の基本を間違えちゃだめだということが言いた いんです。

○野口土木部長 我々発注者側としても、技術力のある企業さんに品質の確保をしっかりやっていただいて、公共施設を整備していくというのは第一だと思っておりますので、今、委員の方から注意しなくてはいけない事項やなんかいろいろお話をいただきまして、そういうものは参考にしながら、先ほど技術検査課長の方の話がありましたけれども、いろいろな形で試行をさせていただきまして、その検証というものを

しっかりして、よりよい入札・契約制度の改革 を進めてまいりたいと思っております。以上で す。

○権藤委員 333 ページの災害復旧云々という ことなんですが、さっと説明をされたんですけ ど、この表を見ただけではなかなかわからない ので、もう一遍、例えば県債のマイナス 3 億 4,300 万とか、下の方に 17 年災 1 億 2,400 万、18 年災 4 億 6,500 万、このあたりのマイナ スとか、全体の関連をもう一度説明してほしい んですが。

○河野港湾課長 333 ページの港湾の災害復旧 事業でございますけれども、平成18年災でござ いますが、申請額に対しまして決定額でござい ますけれども、決定額が少なくなったもんです から、これによりまして減額になっております。 今回の災害復旧でございますけれども、港湾の しゅんせつということで、しゅんせつ工の災害 復旧事業によるものでございます。災害復旧に つきましては、5カ所ありますけれども、今回、 災害決定が少なかったということでございます。 ○権藤委員 平たい言葉で説明してほしいとい うことなんですが、例えば、5カ所で、補正前 が 12 億幾らだった、それが決定したら6 億 8,700 万になったと。それと、左側の県債と 一般財源の関係等がわかりづらいので、説明し てください。

○河野港湾課長 平成 17 年災害でございますけれども、当初予定が 1 億 8,200 万でございます。 最終決定では 5,628 万 6,000 円ということで、 平成 17 年災害につきましては、 3 カ所ございまして、工事費が 5,548 万円の決定でございます。 予算と工事の決定から 1 億 2,400 万円の減額ということでございます。このうち国費でございますが、7,831 万 4,000 円、あと県費になりま すけれども、4,610万6,000円ということです。

〇権藤委員 課長が言われた数字はここに出てきますか。

○河野港湾課長 333 ページの災害復旧事業でございますが、17 年度と 18 年度の災害でございまして、右から4番目、補正前の額ということで12億7,700万ございます。査定決定を受けまして5億9,000万円の減額ということになるわけですが、その内訳としまして、下の方の説明の欄ですけれども、17年災が1億2,441万6,000円、18年災につきましては、4億6,577万7,000円ということで、トータルが5億9,019万3,000円ということになります。

○権藤委員 そうすると2番目、3番目のマイ ナスの、例えば6億8,100万円、3億4,300万 円、4億3,400万というのは、これの財源的な ものということで。

○河野港湾課長 国庫支出金ですが、6億8,100 万円ということで、17年と 18年を足しまして 6億8,163万3,000円でございます。その他の 一般財源3億4,300万でございますけれども、 県費の中の起債事業でございまして、18年災の 3億100万、17年災で4,200万ということで、 3億4,300万が起債になります。県費でござい ますけれども、4億3,444万ということで、国 庫支出金と一般財源でございますけれども、4 億3,400万ということです。

○権藤委員 時間の関係もありますので、これはまた勉強させてもらいます。

次に、346 ページ、木造住宅耐震診断促進事業、これについては 345 ページからずっと見ていくわけですよね。17 年の場合には、3,000 万の予算に対して実行予算が 1,600 万、本年度においては 3,350 万が 930 万ということで、木造の耐震診断を促進しようということで組んだん

だけれども、実際にはかなりおくれるのか、やらなくていいのか、その辺はどうなのか。

○江川建築住宅課長 建築住宅課でございます。 今、委員おっしゃるとおりでございまして、実 は、346ページの木造住宅耐震診断促進事業と いう内訳がございますが、これがここに書いて ありますように、1,430 万 4,000 円ということ で、一番額が大きくなっています。これは、実 は県といたしましては、2,000戸の住宅の耐震 診断があるだろうということで予算を組んでい たわけですが、実際は、ふたをあけてみると 100 ちょっとしかなかったということで、これだけ 減額ということになるわけです。それにつきま しては、住宅の耐震化というのは、もちろん、 住宅を持っている方がみずから取り組むという ことが大前提でございますけれども、取り組む 意欲がなかなか上がらないということで、PR 等は十分やっているつもりなんですけれども、 例えば、静岡県あたりですと、目の前で地震が 起こるとか、あるいは神戸ですと経験している というような形で非常に多いんですけれども、 宮崎の場合はなかなか住民の方が認識してい らっしゃらないということもありまして、私ど もとしては、パンフレットの配布とか、県庁ホー ムページでのPRとか、あるいは各土木事務所 に相談窓口を置いたりして意識の高揚を図って いるところでございますけれども、実はなかな かその件数に及ばなかったというものでござい ます。

○権藤委員 この促進事業の内容が、例えば、 今言われた静岡とか兵庫に比べて、一般の人か ら見て魅力が足りないんじゃないかと、もう少 し積極的な補助内容とかにすべきじゃないかと いう意見もあったような記憶があるんですが、 その点は、中身は同じというふうに建築住宅課 長としては判断しているかどうかですね。

○江川建築住宅課長 診断につきましては、額は違いますけど、おおむね1軒当たり4万5,000 円かかるだろうということで、その持ち主の方には1万5,000円負担していただいて、国の方から1万5,000円いただきまして、あと県と市で半分ずつ、いわゆる県は7,500円というような形で進めております。以上でございます。

○権藤委員 静岡も兵庫も大体そういう内容で すよというふうに逆に解釈してよろしいんです ね。

○江川建築住宅課長 静岡、兵庫が今、幾らだったかという額をちょっと私も覚えていないんですけれども、そんなに違わないと思います。

○権藤委員 次、346 ページですが、一番下の 住宅費のところなんですが、17 年度の実行予算 でいくと 40 億近く、それが 18 年度のことしの 実行予算でいくと 28 億 7,000 万ということなん ですが、こういったことは今、投資的経費を抑 制しているということ等で、だんだんここらあ たりに仮にお金を抑えるということになると、 県営住宅等の長期の建てかえとか、そういった ことが将来的に問題にならないのかなと。40 億 と 28 億というとかなりあるような気がするんで すが、そういうのはでこぼこで、将来的には支 障のないようにしますということなのか、今か ら先は切り詰めて 10 億ぐらいは減していきます よという姿勢なのか、そこら辺はどうなんでしょ うか。

○江川建築住宅課長 346 ページで見ると確か にそういうことになっているわけですけれども、 住宅管理につきましては、今年度から指定管理 者制度ということで、約 6,000 万ぐらいは減っ ているというのは言えると思います。ただ、建 設費につきましては、土木部の中の公共事業を 進めていく中で、全体としてのバランスといいますか、そういうことで減ってきているというのは事実でございます。そういう意味では、私の方は建てかえ事業の方で進めておりますもんですから、均等にやっていきたいということはありますけれども、財政難の時代になってきましたので、そのまま進めるかどうかというのは疑問でございますけれども、なるべくそういう形で進めていきたいというふうに思っております。

○権藤委員 私は短期的にでこぼこがあるというのはやむを得ないと思うんですが、県営住宅をどれだけ持っていくか、逆に民間のマンションとか相当建ち始めておりますから、官業、民業の関係も含めて抑制してもいいんじゃないかというような結論等をもってこういう形で進んでいくのであれば私はいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺がはっきりと私も具体的に、将来、県営住宅はどうすべきだというものが理解ができていないもんですから、そういう質問をいたしました。また今後、将来的なこと等についてはお聞かせいただくということで。

○河野土木部次長 県営住宅につきましては、 現在は県の世帯数と総住宅戸数、これを比較してみますと、確かに1世帯当たり1.1 戸というような住宅の状況でございまして、量的には住宅数は事足りているんじゃないかというような感じを持っております。したがいまして、県営住宅につきましても、40年前半ぐらいのいわゆる古くなっている住宅の建てかえを中心に、新設団地は今やっておりませんけれども、建てかえを中心にやっているところでございます。それにつきましても、一応、大体10年計画という建設計画は持っておるんですけれども、年平均しまして大体150戸程度をやっていこうじゃな いかというような計画は持っております。ただ、 今、建築住宅課長が言いましたように、現在、 こういう厳しい状況でございますので、年間 の 150 戸がスムーズにいくかどうかというのは これからのところではございます。そういう一 応年次計画は持って建てかえ計画を進めている ところでございます。

○長友委員 住宅のことで関連しますが、代表 質問でも触れさせてもらったんですけれども、 宮崎市内ですけど、ずっと回ってみますと、独 居老人といいますか、単独の高齢者の方が多い んですよ。数はどれぐらいになるのかというの は私も統計を見ていませんからわかりませんけ れども、国民年金あたりで生活をしていくとい うことになったときには、大変な状況なんです ね。アパートみたいなのに入っている方はです ね。恐らく2万も出したらそのあとの生活がで きないんじゃないかというふうに思います。生 活保護でも住居費というのは2万9,000円から 3万円ぐらい見てあると思うんですよ。そこで 生活保護を受けている人と国民年金だけの人と のギャップが出てきておりまして、家を持たな い人に関しては、生活保護では住宅扶助という 制度はあろうかと思うんですけど、賃貸住宅あ たりで、そういう老人というのはそんなにたく さんの部屋は要りませんけれども、最低2 万 5,000 円ぐらいの家賃でおさまるような部分 でないといかんと。そうすると、どうしても県 営住宅あたりに入れればなということになって いくわけですね。ところが、県営住宅は今、既 に建てかえに入っていて、ふやすような状況で はないと。そしたら民間のストックの既存の住 宅あたりをそれぐらいで借りられるような制度 といいますか、そういう政策を何かやっていか ないと、そういう方々がなかなか大変な生活に

なるんじゃないかと。病気をされたら大変なんです。病気をしないで健康ならば、本当に切り詰めて、そういう住居費を払いながら生活をやっていくような、それでも大変なんですけれども、万が一病気したら家計は全くパンクするという状況があります。そして、高齢化がどんどんどんどん進むわけですから、今後の住宅政策として、今、権藤委員がそういう見通しを聞かれましたけれども、そこらあたりを、データ等をとられながら、また計画を立てていただくといいなというふうに思います。これは要望です。

○徳重委員 道路建設課長にお尋ねします。道 路予算、271 億という大きな予算ですが、この 中に都城志布志道路関連の予算は幾ら入ってい ますか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路建設 課でございます。都城志布志道路につきまして は、現在、道路建設の方で都城東環状線として 予算をつけておるわけですけれども、額につい ては、この後回答したいと思います。

○徳重委員 この道路が先月13日か、都城インターの着工式がありました。あそこは直轄だと思うんですが、御案内のとおり、まだ1メーターも供用開始されていない。鹿児島県の方がもう既に4キロは4~5年前に開通しました。21年度であと4キロですか、8キロ以上開通するというような形ですね。都城の方はまだ1メーターも開通しないが、21年度には1.9キロというような状況。さらに都城梅北から県境までがまだ調査区間にも入っていないというようなことで、同じ宮崎県、鹿児島県の範囲を通っている道路でありながら、宮崎県側の動きが非常に鈍いと言ったらおかしいんですが、そういう状況にあるわけですね。しかもその投資額が3分の1に

も満たないと。一方、鹿児島県の方は 140 億~ 150 億、恐らくもう 200 億近くいっている んじゃないかなと思います。宮崎県側が同じ 20 キロで総体 340 億と言われておりますね。なぜ そんなに違うのか、非常に残念というか、その 辺、部長、どうお考えですか。

○野口土木部長 都城志布志道路については、 県の西部地区の非常に重要な鹿児島県とを結ぶ 道路だと認識しております。先日も直轄部分の 起工式、一部でありましたが、ございましたわけですけれども、県の方でも、引き続いて鹿児島県側の市内区間、積極的に整備させていただいているわけでございます。引き続いて、できるだけ早期に供用するようにやっていきたいと思っていますが、もう一方で、直轄側の方も、都城インターチェンジから一部区間についてはまだ調査区間というような形になっていると思いますので、そこの早期の事業化等につきましても、直轄の方に働きかけていきたいと思っています。

○徳重委員 宮崎県側は直轄区間が約 12 ~ 13 キロあるんですかね。鹿児島県は全区間県単なんですね。県単でありながらそんなに進んで、なぜ宮崎県側はそういう形になっているのか、非常にそこ辺、不思議なんですけどね。さらに、もしこの道路ができたときの利用度というのは、少なくとも西諸、北諸をひっくるめた宮崎県側の利用者の方が多いと言われておるんですね。しかも志布志港にできておりますカーギル社を中心とする飼料基地、その飼料の搬送がほとんど北諸、西諸が中心で、利用者の半分以上がこちらにいらっしゃるというようなことを考えると、積極的に宮崎県側が努力しなければいけないと思うんですよね。東九州自動車道ももちろんのことですが、これをもう少し真剣に取り組

んでほしいなと。それで先ほど事業量を聞いた ところですが、もし、わかれば教えてください。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 先ほどの 都城志布志道路の中で都城東環状線今町工区と しまして、平成 18 年度の事業費としまして 5 億 6,300 万円ほど投入しております。以上でご ざいます。

○徳重委員 ぜひひとつ、すぐ云々ということ じゃありませんが、これ、前向きに取り組んで もらわないと、本当に余りにも差が大きいと考 えております。

〇荒川道路建設課長兼道路保全課長 都城志布 志道路につきましては、委員のおっしゃいます ように、鹿児島県と宮崎県と一緒になって取り 組み始めたわけでございます。せんだって着工 式がありました 10 号のバイパスの部分、ここに つきましては直轄の方でやっていただいており ます。この前の着工式の部分につきましては、 「ちゃくプロ」というのを国の方で出されてお りますけれども、年度を区切って完成工区も出 されております。県の方も、今、委員のおっしゃ いますような 10 号から 269 の間、それから梅北 の方、この2つについて現在、取り組んでおり ます。10 号から 269 につきましては、国道 10 号の着工した方、それと同じ年度ぐらいには終 わるようにしております。現場の方につきまし ても、道路の大きな盛り土、切り土、橋梁、そ ういったものもやっておりまして、私が言うの もなんですけれども、ある程度目に見えた形に はなってきておるかなとは思っております。た だ、委員の満足にはならないかもしれませんけ れども、県としては、予算等も投入しましてそ ういうふうに目に見えた形にはなってきている と思っております。ただ、梅北から県境の方、 このところにつきましては、まだ調査区間になっ ておりません。そういうことで、今取り組んでおります梅北までの区間を早く終わらせるというのと、それとあわせまして、県境の方に向けまして調査区間に格上げしていただくと、これに格上げできないと予算がつきませんので、そちらの方につきましても、19年度から取り組んでいきたいというふうに思っております。そういうことでございますので、鹿児島県とも調整しながら頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○徳重委員 ぜひ、ひとつ前向きに精いっぱい 努力をしていただきたいなと思っています。今 おっしゃった区間がもしできたら、21 年前後、 約4キロ近く開通できるかなと期待をしており ます。

それと、公園下水道課長にお尋ねしますが、 予算の中で公園下水道課の補正 3,532 万 2,000 円の減額ということになっております。これは 事業量の確定ということですが、今の下水道普 及率というか、それをちょっと教えてください ませんか。

○富高公園下水道課長 今現在、宮崎県の普及率ということでございますけど、約46%でございまして、今回の確定に伴いますということは、市町村の事業の認可を最初に受けるわけなんですけど、その後に変更等がございまして、そういったものに伴う減額が発生したというようなことでございます。

○徳重委員 計画を下回ったということで理解 していいんですかね。年度当初出された下水道 の施工率を下回ったということでいいんですか。 そういう意味ですかね。

○富高公園下水道課長 計画は一応実施しておりますけど、下回ったというような形ではなくて、当初、ある程度つかみをやるもんですから、

そのつかみで実際計画に基づいて実施した額と の差というふうに理解してもらいたいと思いま す。

○徳重委員 ちなみに、宮崎と都城と延岡の普及率、3市で結構ですが、教えてください。

○富高公園下水道課長 宮崎の方の普及率が、 現在、合併したことによって若干下がっており ますけど、81.3 %、都城が同じく合併したこと によって下がっておりますけど、34.1 %、延岡 が 68.8 %でございます。

○徳重委員 御案内のとおり都城が一番低いわけですよね。今、積極的に取り組んでいます。都城が最初の県の見込みの普及面積から下回ったのかどうか、それをちょっと教えてください。 ○富高公園下水道課長 都城、当初予算に対して精算した差額というものは、都城において770万ほど下がっております。当初予算が1,500万近くであったわけなんですけど、その分が下がっております。これは、いわゆる合併に伴いまして、ほかのところも下がっておりますけど、財源的な問題とかが入ってきているというふうに解釈しております。したがいまして、計画そのもの併に伴って、再度見直しを図っているという状況であります。

○徳重委員 都城は御案内のとおり、大淀川の 上流、宮崎市の水源になっています。こういう 普及率ということで、市民も大変申しわけなく 思っているわけですから、この34%、まさに山 村と同じぐらいの普及率と言ってもいいぐらい 低いわけですから、ひとつ積極的に働きかけて いただきたいと思っております。結構です。

○坂口委員 入札に関して、さっきの僕の表現 の仕方が急ぎ過ぎて違う意味で伝わったかもし れませんけど、一般競争入札でも指名でもです けど、設計ごとに入札をやりますよね。公募型

のときは当然応募してくるのがゼロなら不落に なってしまうし、応募してくれば、予定価格を 公示すれば、それの下で来るでしょうから落札 者が出てくると思うんですけど、応募者がいな かった場合、自治法では随契でできるよという ことになるけど、2度競争させて、それでもな おかつなければ随契でもいいですよと。もう一 つの選択のあり方で、再度公告をしてもう一回 競争させてもいいですよとなっていると思うん ですよ。ところが、地域要件が入ろうと、全県 に入ろうと、対象者というのは全業者ですよね。 そこで応募する人がなかった場合、再度公告を したって、ないと思うんですよ。というのが、 確実に赤字が出るような現場というのも今まで はこなしてきていたんですよね。何とか契約し て工事ができていた。そういうことが出てくる ことを想定すると、積算というものを正しくやっ ておかれないと心配なんですけど、今度はどう しても受注してくれる人がいないときに、何ら かの方法で随契なりで工事をやらざるを得なく なったとき、随契にしたって、公示したものの 変更ができる部分といったら入札保証金と工期 の変更、ほかは認めていませんよね。ほかは変 更できないわけです。そうなると、設計書その ものを変更しないと的確な予算が計上できなく なってしまうと思うんですよ。だから、そうい うものが出てきたときに問題含みだなと。そう なると県の技術力とかが疑われる。今までの設 計はどうだったのというまた新たな問題に派生 するから、そこをしっかりやってほしい。そう いう条件を整えながらという意味の質疑だった んです。急ぎ過ぎたから、ちょっと誤解された かもしれませんけど、結論として、再度入札は できないよと。現実的には3度、4度での入札 はできないよということで、法律は許している

けど、そういう趣旨で間違いないですかね。

○郷田技術検査課長 応札者がいなかった場合 の話ということなんですけれども、事後審査型 の条件付一般競争入札ということでは、一応、 入札中止ということになるわけですけれども、 そういう場合は設計内容や要件設定、これをまず見直す。そして再度、条件付一般競争入札に より入札を行うということになると思いますが、 これは後のいろいろな面でも課題を抱えていますので、今後の検討課題として検討していきた いと思います。

○坂口委員 これは外に外れてしまったけど、 さっきの工期の問題、明許繰り越しから出た問題で、ちょっとその他みたいなところに入ったけど、今のように、設計諸元を見直して再度設計する方法しか出てこないと思うんですよ。もう一回設計金額を増すというのはですね。そのままでは絶対見直せないわけですから。そうなると、今までの設計が本当に的確な設計だったのかという大きな疑義がそこで生じるから、だからそこをしっかり、どこからどうつつかれたってこれでやれるよと、すべて計上してあるという方法が必要じゃないかということなんですよ。河野次長がおられるはど 例えば 党鎌ちた

河野次長がおられるけど、例えば、営繕あたりでやっておられる複合単価の導入とか、ユニットプライスの導入とか、こういうものを総合的に検討していって、万全を期す必要があるんじゃないか。しかし、一般競争入札は進めてくださいという趣旨の要望と質疑だったんです。

○後藤管理課長 濵砂委員の方から出ておりました財源内訳の話なんですけど、各課事業ごとの積み上げが必要ということで、最終内訳を示すのはかなり時間がかかります。それで、一応、委員会資料の1ページの最終予算額、一般会計853億1,405万3,000円、これの財源内訳は、

一応拾ってみたところ、国庫金が 262 億 9,181 万 5,000 円、起債等の特定財源が 385 億 2,228 万 7,000 円、残りが一般財源でございまして、204 億 9,995 万 1,000 円、ここまでで、17 年度の分とかについては各課事業ごとの積み上げですので、時間がかなり要りますので、お時間をいただきたいと思います。

○濵砂委員 最終予算額で 850 億円の土木部の 公共事業関係費用が出ております。このうちの 一般財源持ち出しは 204 億円、特定財源、国庫 支出金を含めて 648 億円ということですから、 実際に一般財源からは約3分の1しか出ていな いと。ところが、この中の表現だけを見ると、 さも 850 億円のお金を使っているという表現に なるんですよ。よく誤解をされるんですが、例 えば、公共三事業、大体 2,000 億円以上のお金 を使います。その財源内訳をはっきりと表面に 示していただかないと、県民の皆さん方は、す べて自分たちの税金であることには間違いない、 けど、一般財源から繰り出されたものだという 感覚で見ておられる。ですから、公共事業を削 ることが財政改革だといういびつな表現になっ てしまうんですよね。この辺を土木部長、どう 考えられますか。ちゃんとはっきりしたものを 出していかないと誤解を受ける。

○野口土木部長 出る方がどういう支出に充てられるのか、歳出面の説明、当然しっかりやっていかなくちゃいけないですけれども、やはり歳入面でどういう内訳があるのかというのも、あわせて、できるだけ県民の皆さんにわかりやすいような形で伝えていきたいと思っています。 ○濵砂委員 工事の金額が今、例えば、道路にここは2億円ですよとか、トンネル工事で5億円ですよとか、トンネル工事で5億円ですよ、10億円ですよという表示が出ますね。この中に財源内訳でも書いて、一般財源は、全

体では6億円だけれども、このうちの2億円が 一般財源なんですよと、あとは道路特定財源な り、いろんな財源で国からもらっているお金、 あるいは将来国が補てんしてくれるお金ですよ というのを明確に示しておかないと、下手な誤 解を受けてしまうというのがあるんですよ。こ の前、中野副委員長から一般質問で話があった ように、マスコミの皆さん、聞いておってくだ さい。9,000 億円の借金が確かにあるんですが、 これは、景気浮揚対策もありましたから、臨時 財政対策債とか、あるいは将来返ってくるべき、 交付金で返還されるべきお金というのが入って いるんですね。実際は 4,000 億ぐらいの借金な んです。それが、さも 9,000 億円宮崎県が借金 をしていますよ、県民の借金ですよという表現 がなされているから、何か行き詰まってしまう ような、そういう雰囲気で県民に誤解を与えて しまう。ですから、ぜひ、今後、表現をされる ときにはここ辺を強調して、実際にはこうなん ですけれども、この部分の財源の中には特定財 源なりいろんな国庫支出金等で返されてくる部 分がありますから、現実はこれだけ県の一般財 政の負担なんですよというのを明確に県民の皆 さんに示していただきたいと思います。私も訴 えていきますけれども、どうも誤解されがちで すから、よろしくお願いいたします。

○河野港湾課長 先ほどの権藤委員の御質問、 港湾の災害復旧費に関してでございます。333 ページでございますが、国庫補助決定に伴いま して5億9,019万3,000円の減額ということで す。国庫支出金につきましては、6億8,163 万3,000円の減額ということでございますが、 その中で一般財源、右の方の4億3,444万円で ございますけれども、これにつきましては、先 ほど言いましたけど、しゅんせつ工事費という ことで、国庫負担の額の決定等がすべてしゅんせつを完了する分の負担まで来なかったものですから、その分の県単費を充ててしゅんせつを行いますということでございます。そういうことで、県費の一般財源が4億3,400万というふうになっております。以上でございます。

○権藤委員 この表を見てもなかなかわからないんですよね。だから、できれば、全体と、国の査定が決まった後でどういうふうにせにゃいかんのかというあたりの流れが、5カ所あるのであれば、そういうものを含めて、これでいきますと、補正前の額12億7,000万ぐらいあって、補正後の額がくるんだけど、その間のつながりと、下の説明の17年災、18年災とがなかなかわかりにくいもんですから、来年以降について、常任委員会資料等でわかりやすく説明してもらうようなことを検討してほしいなという要望です。

○河野港湾課長 ほかのところとの関連等もありますけれども、委員会資料の中でできるだけわかるように資料をつくっていきたいというふうに考えております。

○権藤委員 大きな金額があっちこっちマイナスが出たりプラスが出たりしているけど、我々からすると皆目見当がつかんということですので、そういう工夫もまた来年以降お願いしたいということを要望しておきたいと思います。以上です。

○黒木委員長 次に、その他の報告、入札・契 約制度の改革とか、国道 448 号の災害、この 2 件の報告がありましたが、このことについては 何か質疑はございませんか。

○横田委員 入札制度の見直しについてですけ ど、今回の官製談合事件を受けて、議会のチェッ クが機能していなかったということを新聞とか で大分書かれたんですけど、実際、議会がどれ だけ官製談合についてチェックできるのかなと、 非常に難しい問題だと思いますけど、今度、見 直しで「情報公開の推進」ということで「入札・ 契約情報を県議会に定期的に報告するとともに」 というふうに書いてありますけど、これも本当 にできるかなと正直、私たちも不安なんですけ ど、最終的には内部情報の提供というか、それ に頼らざるを得ないのかなというような気持ち もするんですけど、そこらあたりをどのように 考えておられるのか。

○後藤管理課長 電子入札が進んでいくと、データそのものはいろいろ確保できるようになりますので、電子入札の結果をその都度、ホームページ上で公開するということもできますし、議会提出資料についても、今まで 5,000 万以上でやっておりますけど、それをもっとわかりやすい形でタイムリーに出せるようにしたいと考えております。

○横田委員 結局、談合というのはやみの世界 のことで、本当にそれ、チェックできるかなと 非常に不安なんですよね。私たちもチェックす る責任があると思いますので、何とかその機能 を発揮したいなと思っているんですけど、正直、 難しいような気がするんですけどね。

○後藤管理課長 談合というのは私どもの方に も結果でしかわかってこないんですね。それで、 談合情報等がありましたら対応ということで やっておりますけど、それも情報があったとき だけでして、それ以外のことにはできませんし、 捜査権とかもありませんけど、今回のやつは、 今まで公正取引委員会の方だけに連絡をしてい たものを、県警の方にも連絡するとか、あるい は先ほどの情報公開の中で落札率等も出せるよ うな方向で、経年チェックといいますか、そう いったことも含めて出せるような方向で検討したいと。あくまで電子入札という武器が使えるということを前提に、そういう過去のデータはより広く広報できると、そういうことでチェックなり、あるいは内部チェック機能とかも含めて、これは、公共三部でやっているのがどうかとか、そういった意見もありますので、そんな方面からも検討されると、そういうふうに聞いておりますので、そこらを含めて総合的に談合がチェックできるシステムといいますか、そういうのを構築していきたいと考えております。

○横田委員 ぜひ、そういう方法でよろしくお願いいたします。私たちも頑張ってみたいと思います。

○中野副委員長 今後の要望ですけど、さっき 言ったように、議会にチェック機能が云々と知 事が言っておったけど、まさにこれはどこまで できるかわからん。私が知りたいのは、今後、 県の公共三部門、業者ごとの落札価格の合計、 これは建設新聞やらには出ているわけだから、 別に公表したって何もないと思うから、そうい うのを議員にも送ってくるように。落札、単発 で来ても何の意味もない、あれを見ても。その 業者が過去1年間にどれぐらいとったとか、積 み重ねが来ればいろいろ考えるところがあるん だけど、ただ入札しました、法律に基づいてやっ ているわけですから、それぐらいは各土木事務 所、とったりするわけですから、ある程度、A クラス、特Aぐらいはですよ。これは何も個人 情報じゃない、もう既に出ておるやつだからね。 ぜひ、そういうことでひとつお願いします。

○後藤管理課長 今の件も含めて、どんな形で 還元できるのか、そういったことは検討してい きたいと。タイムリーに一回一回は出していく んですけど、蓄積データを出すとか出さんとか、 そこら辺につきましては、今後検討させてもらいたいと思います。

〇中野副委員長 何を検討するんだろうか。出せんというわけですか。

○後藤管理課長 公共三部等でいろいろ検討を しておりますので、連携をとるということもあ りますので、委員の今おっしゃったことを含め て、前向きに検討したいと考えております。

○黒木委員長 管理課長、例えば、62号、63号、 県営住宅あたりを入札した、本当はここに入札 率とか、こういうのも明らかにしていいじゃな いかと言うんですよ。これはわからんですわ。 何%で、どれぐらいで落ちたというのは。だか ら、そういうのは建設新聞に明らかにしてるん でしょう。こういうのにも明らかにして書いて もいいんじゃないかということを言っているわ けです。

○中野副委員長 それと業者ごとのを送ってくるじゃないですか。あれを単発で見ても何にもならん。すぐちり箱行き、あれは。やっぱり業者ごとのトータルぐらい出してもらわないと。

○後藤管理課長 委員長が今おっしゃった形は もう考えておるんですけど、中野副委員長の方 の言われた業者ごとの蓄積データというのを出 すに当たって、公共三部等の絡みもありますの で、どんな形で加工するとか、そこら辺につい ては検討をさせていただきたいということで、 個別の落札率とかについては全面公開といいま すか、それでいきたいと考えております。

○坂口委員 これもまた勘違いを受けると嫌だけど、談合は必要悪だというようなことが言われていて、そして落札率を見ると、ことごとく談合かなという、あくまでも推測ですよね。今言われたように、はっきり談合があったということはなかなかつかみようがないもんですから、

幾らどういう情報をもらってもですね。

その中で、僕は1つ気がかりなのは、宮崎が96 %でワースト1だと言われる全国の評価ですよ ね。これは、さっきから的確な設計、的確な設 計と言いますように、特に仮設工事部門での本 県の設計の計上の仕方というのは、現実にすご く漏れがあるんですよ。 経費が 500 ~ 600 万も かかるようなものに仮設の場合は 100 万、200 万しか見ていない現場というのはたくさんある んですよね。そうなると、本来の設計がなされ ていれば80%ぐらいの契約率になる。談合がな いことを前提にすれば。あればあるほど上げて いくでしょうけど、自分ところの設計と本来、 標準設計したときに公示すべき予定価格の積み 上げ数字というのは差があるかもわからないん ですよ。それを勘違いさせるとまずいなという のが1つ。

今度は単価、歩掛かりの決め方が、政府が行う物価調査会の調査に基づいてというやつでしょう。例えば、全国が入札改善をやった、平均落札率が80%ぐらいになったとすると、何年か後の設計基準というのはこの80%が100%になっちゃうんですよね。そこで100%の落札があったときは、また談合じゃないかと言われる。だから、談合がなかったんだということを同時に証明できるような、今言われるような情報の開示のあり方と、工夫、技術力も含めた情報をどういう提供ができるか、それが1つ。

ちょっと聞いておきたいのが、電子入札だったら話し合いもできないし、だれかもわからないというので完璧かなと思うんですけれども、電子入札をこれまで試行されていますよね。そこで、確かに業者側は電子入札で応じたけれども県に届いていなかったというような事例はこれまでなかったんですか。そこらの信頼度とい

うのが 100 %保証されているかどうかですね。 **〇郷田技術検査課長** 電子入札でもいろいろトラブルは起こっています。例えば、入札金額を誤って入力をした例とか、別の工事の工事費内訳書を誤って添付したとか、そういう例も過去にあっております。あるいは誤って辞退届を提出してよります。これは、いずれも確認画面があるわけですが、その確認画面を確認しなかったとおります。その確認ミスということが最大の原因なんですけれども、そういう事例が確かにございますので、できるだけそういうミスが起こらんようなシステムの構築に向けて作業を進めていきたいと思っております。

○坂口委員 受注者側の責任なら、そう気にすることはないと思うんですよね。システム上の盲点があったりとか、あるいは発注者側の落ち度とか不注意とかだったら大問題だと思うんです。だから、そこらを完璧にする必要がまず電子入札ではあるかなと。やっぱり談合を排除するための一番いい方法じゃないかなということです。

くどくなりますけど、今回の宮崎県の評価というのが、落札率の高さ、ずっと談合、談合、談合と言われてきたけど、改善された途端に次の物価調査会の見直しでは、現在の社会情勢が変わらない限りは 100 %の落札率になっていって、ぎりぎりの競争なんだということを、どう納税者に理解してもらうかという作業をやらないと、何だったんだろうと。むやみやたらと下げていったときは確実にダンピングで、それこそ最低制限価格を根拠づけている著しい社会への影響ですか、これをおのずとシステムの中でやっていくことになると思うんですよ。だから、その工夫も一つ要るかなと。

個別に言えば切りがないぐらい問題点を抱え ていると思うんですよね。立木補償の問題一つ にしても、今までは何とか自分で片づけなくて も用地交渉も進んでいたけど、これもまた、だ れが片づけるのかといったような問題とか、た くさん問題含みですから、的確に、自分らの自 信のある範囲内で着実に間違いなくやれるよと いうものから、本当に約束を、今年度内 100 % 実施というのなら、それに合わせて内部が体制 を強化したり、識見を高めたり技術を高める方 法しかないわけですから、そこを完璧にという こと。とにかく完全に対応できるような一般競 争入札で、決して、県が途中で頭を下げたり、 裁判事になって敗訴でもするようなことのない ように、ぴしっとやっていただきたいというこ とです。

○権藤委員 私は、入札に関しては本会議でもいろいろ幾つか問題点を提起して質問したんですけれども、結果的には、従来のすり合わせ的なものはやっていないので、議論がすれ違ったような、満足していない部分が幾つかあります。そういう意味でお聞きするんですが、1,000 万円の全国知事会の一般競争入札の額と随契との関係で出てきた250万円以上というもの等については、事務量とか、それにかかるコスト、こういったこと等は今、結論づける必要はないにしても、これは大変な事務量になりますよとか、そういったこと等は要するに検証の上、250万円という方向に歩き出したというふうに考えてよろしいんですか。

○後藤管理課長 一般競争入札に移行するに当たっては、段階的というのもあるんですけど、 事後審査型ということで、本年度やったことを 検証していくと事務量的にはふえておりません。 それと、250 万にしたというのは、250 万以上は 原則的には一般競争入札ということでありましたので、随契は 250 万以下になっておりますので、それ以上は一般競争入札対象としたということでございます。

○権藤委員 私はそれに関連して、予算の見積 もり機能を発注側として確固たるものを持たな いかんということも質問したんですよ。それに 対しても答えがはっきりしていなかったと思う んですけれども、件名がふえて、確固たる予算 の見積もりというのをすれば事務量もコストも ふえると私は思うんですよ。変わらないという ようなことは絶対ないと思うんですけど、これ は、今、どれだけふえるのかとかいう議論はし ませんけど、本当にやり始めて大変だなという ことになるんじゃないかということが1つと、 それに関連して、人員増等々も勘案して、制度 の確立をするということじゃないと、細かくし ますよということは、結果的には、電子入札と か混乱が起きてうまくいかんかったということ では済まんわけですから、それも3年というの を1年でやると、1,000万を250万でやるとい う基本方針が示されたわけですから、それが本 当にできるならできるようなやり方をしていか にゃいかん。その延長線上に中野副委員長から もあった累積受注なんていうのも簡単にボタン を押せば出るだけの話ですから、それ以上の入 札は制限すべきだということも、この前、私は 質問しているんですよ。そういうこと等につい ても、すり合わせがいいのか悪いのかわかりま せんよ。しかし、答えがそういうところにない わけですよ。これは常任委員会ですから、そう いったこと等が現実に歩き始めたわけですから、 ここではもっと真剣に議論されなければいかん というふうに思うんですよね。それはまだ検討 の途上です、途上ですと、一方では、これは既

定方針です、既定方針ですと本会議でぼんぼん やれば既定方針化されるわけです。後で業者も 困る、業界も困る、今度は県土整備部ですか、 そこも困るというのではいい改革案にならない と思うんですよ。常任委員会等は3カ月ごとに あるわけですが、そこで進捗に応じて責任ある 説明をしてもらわないと、我々も業者の人とか に聞かれたりするわけですから、そこらあたり の説明の責任というと大げさになりますが、説 明と、我々の納得に応じて勉強させてもらわな いと、今度の場合には非常に注視の的の議論で すから、我々にも責任がありますので、よろし くお願いいたしておきます。

○長友委員 今、現場の業者さんの心配という のは、入札制度の改革に当たって、どれぐらい の確率で自分たちも入札できるんだろうかどう かということがまずありますね。そして、いろ んな状況を見ながら、建設業者数が多い、公共 工事の需要と供給の関係で、方向を変えなくちゃ いけないんじゃないかと。いわゆる異業種への 転換とかいろんなことをひっくるめて。その辺 のセーフティーネット策というか、新たな会社 を 100 誘致して、雇用を1万人ふやすという話 ですけれども、現に今、建設産業で生きてきた 方々が、入札制度改革等によってどういうふう に変わっていくかと。そこのセーフティーネッ ト策、そこらあたりは土木部だけの問題ではな いと思うんですけれども、それに関しては庁内 でどういうふうに論議されているか、それも ちょっと教えていただきたいと思います。

○後藤管理課長 建設産業の問題といいますか、 非常に業者数が多いというのはここ数年来あり まして、その雇用の問題等を含めて、平成 16 年 12 月に建設産業活性化プランというのをつ くっておりまして、その中で建設産業の持つ重 要性もあるんですけど、問題点といいますか、 そんなのもいろいろ洗い出しておりまして、それで、庁内に相談窓口の連携とか、あるいは新分野進出に当たっての農政とか福祉分野、環境分野と連携する体制づくりといいますか、そういうものをやっておりますし、業者さん向けには、毎年、建設業者研修会というのを夏にやっているんですけど、二千数百人はお見えになっているんですけど、その中で相談窓口、あるいはセミナーの開催、金融制度、それらについても十分説明をしているところなんですけど、ただ窓口はずっと開設してきております。

○長友委員 一番近いというのは、そういう機 械とかを使って農業あたりへの転換というのが 割とできやすいんじゃないかと言うけど、それ にしても専門的な技術が要るんですよね。それ からまた、福祉分野に転換するといっても、初 めてそういうふうに進出していくということに なれば、今までに既に先行している業者さんた ちがおるわけですから、後追いということで、 なかなか実際は難しいんですよ。だから、セー フティーネット策というのは、確かに、そうい う計画やらされてはおるんですけれども、さら に細かく見てやって、バックアップしていく体 制というのを全庁的にやっておいてもらわない と、早速またいろんな意味で失業する方たちも 出てくるだろうなという気がしますので、その 辺のところは要望にとどめておきますけど、さ らなるセーフティーネット策の強化といいます か、そこらあたりをお願いしたいというふうに 思います。

○中野副委員長 今の関連ですけど、もう東諸で4件つぶれたのかな。それはだれの責任でもない。将来、勝ち組、負け組。国富町で 1,200

名ばかり土木に、みんな半分農業をしながらと。 この間、一例ですけど、今、土木の方は業種転換を勧めていると。この間も言ったように、うちの建設業はコンビニをやろうかとしたら、何できんかったか、調整区域の関係ですよ。部長、しっかり覚えておってよ。一方では転換せよ、転換せよと。一方では調整区域で何もできんのだから。そこ辺もしっかり考えておってもらわんと。同じ部の中で、一方は開発をがっちり阻止しておって、一方では何か口だけ転換しなさいと。みんな調整区域に引っかかっているんですよ。しっかり考えておってください。

○坂口委員 さっきの権藤委員の発言に関連してですけど、機会の均等と受注の確保をどうバランスをとるかですけど、コリンズ登録とかテクリス登録の活用は県はどんなになっているんですか。

○郷田技術検査課長 *今、委員がおっしゃいましたそういうシステムを十分活用しながら情報収集に努めているところです。

- **〇坂口委員** もう活用されていると。
- 〇郷田技術検査課長 活用しております。
- **〇坂口委員** 市町村はどんなになっているんですか。

○郷田技術検査課長 市町村まではまだ十分活用されていないと思いますけど、情報としては出せる状況にはありますけれども、実際どういうふうに市町村が取り組んでくれるかということになると思います。

○坂口委員 市町村も一般競争入札導入の流れに行かざるを得ないのかなと、足りない分を補完してもらっているものですから。そうなるとコリンズ登録なんかは積極的に指導していって、

※57ページに訂正発言あり

受注機会というものの公平さを確保する一つの 手法でもあると思うんですね。品質を確保する 一つの手法でもあると思うんですよ。そこらを ぜひ市町村指導をやりながら、すべての技術者がそこできるのかというものをまず担保するという のが1つと、それからもう一つは、結論なんですけど、とにかく価格競争をやらせるという すけど、とにかく価格競争をやらせるという とを前提で品質を確保する、確保するの両者を よいものを確保していくかということにつかり履行させていくかということについてはどんななんですか。安かろうだめだろうと いうのではだめだと思うんですね。そこらを大 局的にどう確保していこうとされているのか、 この導入に際して。

○郷田技術検査課長 一般競争入札導入ととも に、品質確保というのが大きな課題になってく ると思いますけど、実際、現在、試行を始めて おりますけれども、総合評価落札方式、そうい うものとの併用も考えていかなくちゃいけない と思いますし、そのためには、総合評価落札方 式となると非常に事務的にも多くなってくると いうような面もございますので、試行をしなが ら、そういうところも検証をしながら、しかも 評価のあり方も、今の評価項目の面でも、非常 に時間のかかる評価項目もあるし、そういうも のも検討しながら、より時間がかからない、簡 潔にしかも効果的な評価ができる、そういうも のを模索しながら、いろいろ国の方でも検討を していますし、他県もいろいろ積極的に勉強し ているところもありますので、それらも参考に して勉強して取り組んでいきたいと思っており ます。

〇坂口委員 そこだと思うんですよね。どうしても総合評価方式とリンクさせながら進めてい

くことが、品質を確保していくことの一つの客 観的な手法かなと思うんですけど、総合評価方 式の基本的な考え方で簡易型の説明を受けたの は6月だったですかね。その中で、例えば、大 きく分けると経営力が1つあった、そして技術 力があった、貢献度があったですよね。貢献度 というのは、品質そのものにはそう関係しない けど、納税者の立場からは間接的に貢献してく れているかなという間接的な部分だと思うんで すよ。問題は技術力で、過去の工事検査の平均 点数から60点引いたものを、また最高点から60 点引いたもので割って10倍するという算出方法 でしょう。ということは、去年とった85点なり の現場の同一工種のもの以上のものがその契約 内容では完成できなきゃだめなわけなんですよ ね、本当は。この人はこれだけのものをつくる から、高いけれどもここと契約したんだという ことでしょう。

ところが、県の合格基準は60点か65点です よね。去年の85点のものがあったから、おまえ さんのところ 100 万高い、500 万高いけど、あ んたのところと契約したよという総合評価方式 を導入しておいて、そして、今回できたものは65 点だから受け付けますよとなったときには、こ こらの理屈は僕は納税者には説明できないと思 うんですよ。参考にした点数をどう確保してい くのか、そこらもまた僕は問題だと思うんです ね。その配点のあり方、地域貢献というのは完 成品には何ら技術的には反映されないけれども、 価格には反映される。有利な点数になる。技術 力も、企業とそこを担当した両名が持っている 点数が、技術者だけが抜けたら、現場代理人の 点数の部分が減るだけで、企業点数はそのまま 残って、専門的な業者としてそこでは評価され る。

点数が本当に完成検査をやったときにとれな かったときはどうなるのという、この20点の差 は大きいぞということになったときですね。ロ ングサイクルコストがかかったりとか、耐用年 数が短かかったり、あるいは先になって瑕疵が 見つかったときとか。だから、瑕疵の担保のあ り方も保険制度か何か導入せんといかんでしょ うし、それでは保険金をだれが負担するのと。 瑕疵だって今、10年説、20年説でしょう。しか しながら、そんな方法でやっていって、実際 65 点しかないけれども合格だからしようがないよ なと県がそれを受け取る。受け取ったら案の 定、80 点期待していたところが将来になって瑕 疵が出てきたけど、その業者は倒産してなかっ たとなったときに、請求先もない。それじゃ、 むしろ入札保証金よりもそんな瑕疵責任に対す る補償制度の方が今度は重要味を帯びてくるん じゃないかと思うんですよ。競争させていけば ですね。JVになったときは、3社JVだった らおれのところの責任は3分の1だけど、あと の2社は廃業していないよとか、業種転換して いないから3分の1しかうちは補償しませんよ という瑕疵の問題も出てくるかもわからない。

そういうものをことごとく総合的にやっていって、本末転倒しないように、いいものをつくる業者だから高く評価して高く契約したんですよと。ところが県の基準あるいは法律では、これでも受け取らざるを得ないよとなったときに、それをじゃ、納税者にどう説明するのか、こういうところを慎重に、さっき、権藤委員が言われるように、専門的な技術者が相当足りなくなると思うんですよ。

VEにしても、県では、全国はトップ、トップもトップ、ナンバーツーぐらいだと思うんですけど、この意気込みを見せて、今度の品確技

術士ですか、これも2種、1種をどんどん積極的に取らせて、そういう人たちもその人の勤務評価なりの中に入れてあげたりして、技術を高めていく。僕はこういう制度の導入というのは、むしろ事務屋より技術屋の技術力が物すごく公的に求められる手法に、そういう時代になってきたと思うんですよ。これは要望ですけど、ぜひ。

○黒木委員長 最後に、部長、いいですか。先 ほど管理課長が入札率もやがて私たちも発表す るように考えているということですから、公共 三部の中でも土木部が率先して公表して、今、96 %前後の入札率、これが制度が変わってこうい うふうに変わってきましたよということが一番 目に見えるんですよ。これを公表することが県 民の目には明るくは出ていくと思うんですけれ どもね。だから、そこ辺は公共三部でよく考え て、19 年度なら 19 年度からやろうかとかいろ いろ考えてみてください。

○権藤委員 きょう配られた「開札承認結果」 というのが2つあるんですけど、花ケ島の例と 三ツ枝、2つあるんですが、これをちょっと説 明をしていただけませんか。

○藤山営繕課長 営繕課でございます。花ケ島と三ツ枝、2件お願いをしておりますが、これは、10月13日に公告いたしまして、12月22日に電子入札で実施しております。ただ、見ていただくとおわかりのように、辞退者が多くなっております。これまで、入札においても辞退というのはあり得るんですが、今回については、ちょうど事件後ということでの心理的影響もあったかというふうに思いますが、辞退の理由を聞いてみますと、公告して公募したのが10月、入札が12月ということで2カ月あるということで、配置予定技術者が、ほかの民間工事に張り

つけたということで技術者がいなくなったとか、あるいは共同企業体の都合、あるいは見積もったところ予定価格に達しなかったというようなことでの辞退があっております。1件、9番の不着というのがありますけど、ここは応札の意欲はあったということですが、入札の締め切り時間までに入力できなかったということで、その時間までに意思表示がなかったということで不着という取り扱いになっております。以上です。

○権藤委員 この手書きの上のやつだったら、 例えば7億 4,550 万というのは、入札金額との 差額は消費税か何かなんですか。

○藤山営繕課長 消費税込みの額ということです。

- **〇権藤委員** わかりました。
- **〇黒木委員長** ほかにございませんか。

○河野港湾課長 先ほど、坂口委員からの安全 率に関する御質問だったんですが、北沖防波堤 につきましては、委員、現地を視察されたとい うことでございましたけれども、北防波堤につ きましては、複雑な海底地形がありました。そ ういったことで水理模型実験を行いました。そ の中で断面を決定するに当たりましては、大学 の先生とか港湾空港技術研究所、そういう専門 の方の意見を聞きながら断面を決定したところ でございます。そういうことで、安全率につき ましては、今の基準であります 1.2 をぎりぎり で決定しておりまして、コスト縮減とか、コス ト縮減の中にはケーソンの下にアスファルト マットを置きまして摩擦を増大させるというふ うなことで、そういう工法もとりながら断面の 縮小というふうなことをやっております。以上 でございます。

〇坂口委員 シミュレーション、模擬実験です

よね。海の場合は、そこに入力できる諸元とい うのは限られていると思うんですよ。ひどいと きはフロートだけでしかやっていないシミュ レーションなんかもあると思うんですね。どれ だけそれに入れられたかですけれども。だから、 これは絶対神話的な数字じゃない、むしろ現場 の経験則の方がということですね。この前の一 般質問の話では、かなりうねりのエネルギーが 大きいということだから、むしろ安全率以上の ものが要るような現場かもわからんですけれど も、今、アスファルトマットを言われたですけ ど、例えば、赤本なんかではほぞの部分プラス 接触面積、両方でより摩擦力を狭い断面で確保 できるような設計基準もありますよね。まず、 まさにそういうところにこそほぞを入れたり、 通常断面を何ぼでも広げられるようなところで はほぞをなくしていって、摩擦力だけで剪断力 をしっかり保ったり、そういう工夫というのが 僕はVEだと思うんですよ。さっき言われたよ うな、裏込め材を比重の大きいものを使うとか、 場合によっては、今度はロングサイクルの中で 安全率を、安全率というとなかなかシビアな数 字でしょうけど、では 1.0 に落としたときにど れだけ節減できるのか。そのために被災額、ど れぐらいの損失が予測できるのか。あるいは復 旧にかけていく、維持管理にかけていくコスト がどれぐらい増大するのかという総合比較を やって、ずっと昔の基準というのは、安全率な んて、現在の設計とか構造から見たら 0.8、0.9 という安全率でも何十年ももった岸壁もあるん ですよね。そこらを工夫していくということは 必要じゃないかなと。シミュレーションがそう だったからと、シミュレーションというのは本 当に諸元は全然海の場合は違いますわ。メー ター 3,000 万、6,000 万でしょう。これは太い

ですよ、何百メーターやっていくのは。

心配されたように、今、市町村の地元負担、これはなかなか大変、100万、200万の金ですら市町村は苦労していますから、そこで何千万か節減できて、あるいは同じように投資できて完成年度、供用が早くなれば経済効果は早く期待できますし、そういうのを含めて、これは要望で、ちょっと無責任のような部分もありますけど、限界すれすれのところまで工面して、してもらえればなと。

ちょっと長くなりますけど、今の公共投資を 節減するのが、競争にやって金を浮かせようと いうものじゃなくて、目いっぱい必要な予算は 確保した中で、いいものの完成品の量をふやし ていく、バリューエンジニアリングですよ ね。1,000 億あるよ、標準設計では 1,000 メー ターしかできないよと。でも、1,000 億の標準 設計以上のものを 1,000 億かけて 1,200 メー ターできないかと。社会資本の整備を急いでい るところ、同じお金でよりいいものをもっと確 保できないかというのが前提にあって、金を何 ぼ残すために競争させようじゃ、特に品確の問 題で心配な点が出てくるんじゃないかなという 心配をしたもんですから。今、いろんな技術な り考え方が世界で確立されていますよね。さっ き言ったユニットプライス方式もそうですし、 これなんて仮設部分に対しての全く発注者側責 任も要らないし、かなりな任意性がそこに出て くる。そういうものを総合的に勘案していって、 税金を極力節約しながら、確保するものはいい ものを責任持って納税者に提供していこうとい う、もっと大もとに返った入札あるいは契約に 係る改革であってほしいなと。当面、一般競争 入札がその最たるものだよと。ただ、それと総 合評価方式は少なくともセットだよというよう

なことで、もうちょっと広い視点からぜひじっくりというか、しっかり取り組んでいただきたいなということで、要望です。

○郷田技術検査課長 先ほど坂口委員の質問に対して、若干答えを修正させていただきたいと思います。コリンズ、テクリスの話がございましたけれども、コリンズについては活用がいろいろと図られておる、ところがテクリスの方については、業務委託関係の方になりますけれども、これについては今のところ活用が少ない状態ということです。

○坂口委員 これも検討の余地がありますね。 設計の質を高めるのに。

〇郷田技術検査課長 そうですね。

○黒木委員長 以上をもって土木部を終了いた します。執行部の皆さん、御苦労さまでござい ました。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時55分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

日程では、あすまで補正予算に関する審査を 行うことになっておりますが、本日、補正予算 に関する審査がすべて終了しましたので、日程 を変更して、あすから当初予算に関する審査を 行うこととしてもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、そのように決定いた します。

では、あすの委員会は、午前 10 時再開、労働 委員会事務局の当初予算に関する審査から行う ことといたしますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 それでは、そのように決定いた

します。

その他、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 何もないようですので、以上を

もって本日の委員会を終了いたします。

午後3時55分散会

午前10時2分開会

出席委員(9人)

委	員		長	黒	木	覚	市
副	委	員	長	中	野	廣	明
委			員	植	野		守
委			員	坂	口	博	美
委			員	徳	重	忠	夫
委			員	濵	砂		守
委			員	横	田	照	夫
委			員	長	友	安	弘
委			昌	権	藤	栴	義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 商工観光労働部

商工観光労働部長 落 合 兼 久 商工観光労働部次長 野 大 俊 郎 (商工担当) 商工観光労働部次長 永 博 宮 美 (観光・労働担当) 部参事兼商工政策課長 河 野 富二喜 新産業支援課長 矢 野 好 孝 企業立地対策監 吉 田 親 志 地域産業振興課長 矢 野 次 孝 部参事兼経営金融課長 中 武 賢 藏 観光・リゾート課長 松 原 英 憲 労働政策課長 西 盾 夫 地域雇用対策監 西 野 博 之 工業技術センター所長 濵 砂 公 食品開発センター所長 柏 \blacksquare 雅 徳 県立産業技術専門校長 紀 坂 正

労働委員会事務局

 事 務 局 長 高 山 幹 男

 調整審査課長補佐 推 重 明

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中浩輔 議事課主任主事 今村左千夫

〇黒木委員長 委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、事務局長の説明を求めます。 〇高山事務局長 それでは、労働委員会事務局 の平成19年度当初予算案について、御説明申し 上げます。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の「労働委員会事務局」のインデックスがあると思いますが、497ページからですけれども、501ページをお開きいただきたいと思います。労働委員会の予算総額につきましては、一番上の項の左から2つ目の欄にございますけれども、1億2,585万7,000円を計上いたしております。

その内容につきましては、事項別に御説明いたしますが、その事項は職員費と委員会運営費の2つでございます。

まず、上から5つ目の項、(事項)職員費でございますけれども、8,684万円を計上いたしております。これは、事務局職員10名分の人件費でございます。

次に、その次の(事項)委員会運営費でございますけれども、3,901万7,000円を計上いたしています。その内訳は、下の説明にありますように、1つ目、委員15名の報酬として3,134万4,000円、それから2つ目ですが、労働争議の調整及び不当労働行為の審査に要する経費と

して 203 万 7,000 円、その他当委員会の運営に 要する経費として、定例総会や公益委員会議の 開催経費、あるいは一般事務費など、合わせま して

563万6,000円を計上いたしております。

説明は以上であります。御審議のほど、よろ しくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終了しましたが、 説明にありました議案について質疑はございま せんか。

〇中野副委員長 今、毎年、労働争議というのは何件ぐらい持ち込まれるのか。

○持原調整審査課長 現在、一番メーンとなり ます不当労働行為、これは、使用者側が労働者 ないし労働組合等に対して、労働組合法で禁止 されたような不当な労働行為をした場合に、労 働委員会が審査をして、事実を認めた場合には 命令を出すということでございますけど、これ が今年度の実績といたしましては3件、現在、 2件抱えております。あと、いろんな労働組合 との争議等があった場合、これが年間3件程度、 労働相談は10件程度ございますけれども、あっ せん等に入るものは2~3件、こんな状況でご ざいます。あと個別的な、最近、組織率が低下 いたしておりまして、個人の方が会社の方とい ろんな紛争があるという場合がありますけれど も、これの相談等が年間10件程度、そして労働 委員会が入りましてあっせんを行うものがござ いますけれども、これが2~3件程度という状 況でございます。以上でございます。

〇中野副委員長 この委員の報酬は大分下がってきたんですかね。

○持原調整審査課長 県のほかの執行機関委員等と同様に、5%カットいたしております。

〇黒木委員長 そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。執行部の皆さん、 御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時9分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○落合商工観光労働部長 きのうの補正に続き まして、きょうは当初ということでございます が、よろしくお願いをしたいと思います。

きょうは、「19年度の一般会計予算等の議案」、 それから「平成19年度の商工観光労働部当初予 算(案)と主な重点事業」について、御説明を 申し上げたいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。 お手元に「商工建設常任委員会資料」をお配 りしておりますが、これをお開きいただきたい と思います。1ページから2ページをごらんい ただきたいと思います。そこに書いております が、今回提案しております議案につきまして、 商工観光労働部分を抜粋したものでございます。

まず、議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」でございます。平成19年度の商工観光労働部一般会計の当初予算額ですが、歳出の計で275億9,800万8,000円となっております。それから、その下、また、債務負担行為につきましては、中ほどの表にありますとおり、「宮崎県中小企業共済協同組合損失補償」を初め6件となっております。

次に、特別会計予算でありますが、議案第7 号「平成19年度宮崎県小規模企業者等設備導入 資金特別会計予算」が 10億4,693万7,000円、 2ページの議案第8号「平成19年度宮崎県えび の高原スポーツレクリエーション施設特別会計 予算」が 422万円、議案第9号「平成19年度宮 崎県営国民宿舎特別会計予算」が 3億2,599万 2,000円となっております。

次に、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。これは、全日制の県立高等学校の授業料及び入学料の見直しに合わせまして、県立産業技術専門校の授業料と入校料を改定するものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度の商工観光労働部当初予算(案)の概要を記載してございます。一般会計、特別会計を合わせました部全体の予算額は、表の一番下でございますが、289億7,515万7,000円、対前年度比で64.5%ということになっております。今回、形的には大幅な減額というふうになっておりますが、これにつきましては、平成19年度予算を「骨格予算」として編成したためでございます。新規事業等につきましては、今後、政策の検証・検討を行いまして、「肉付け予算」として6月補正予算に計上したいと考えております。

次に、資料の4ページでございますが、平成19年度の主な部の重点事業を部の重点施策ということで3つ柱をつくっておりますが、「就業の場の拡大と労働環境の整備」、2つ目が「既存産業の活性化と新産業の創出」、3番目が「観光宮崎の再生」、この3点に沿って整理をしたものでございます。それぞれの重点施策ごとの主な事業の概要につきましては、5ページ以降の資料によりまして、後ほど、担当課長から説明を申し上げたいと思います。

なお、資料の右の上の方に「現場!スピード!

挑戦!」ということを書いておりますが、これは本会議の質問のときにもお答えしましたように、商工観光労働部職員のみんなでつくりましたキャッチフレーズでありまして、今年度が2年目になりますけれども、この精神を身につけて、これを本当に実行できるように、もっともっと頑張っていきたいというふうに思っております。

なお、議案の詳細につきましては、それぞれ 担当課長から説明させますので、よろしくお願 い申し上げたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○黒木委員長 次に、各課長に説明をお願いするわけでありますが、審査に時間を要しますので、3課ごとに説明をお願いいたします。なお、歳出予算説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

まず、商工政策課、新産業支援課、地域産業振 興課の審査を行いますので、関係の皆様だけお 残りいただきまして、あと3課の方は、午後に なろうかと思いますので、お部屋の方で結構で ございますので、お待ちいただきたいと思いま す。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。 午前 10 時 14 分休憩

午前 10 時 16 分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

商工政策課から順次説明をお願いいたします。 **○河野商工政策課長** それでは、まず、説明に 入ります前に、各課の当初予算の概要説明をする前に御理解をいただきたい点がございます。 予算案の説明に当たりましては、歳出予算説明 資料を基本とさせていただきますが、事業によっ ては委員会資料に詳細を記載しているものがご ざいますので、歳出予算説明資料と委員会資料 の両方を使用して説明をさせていただきたいと 思います。

それでは、商工政策課の平成 19 年度当初予算 について説明をいたします。

お手元の「平成19年度歳出予算説明資料」の「商工政策課」のインデックスのところ、225ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度当初予算額は、3億6,864万9,000円となっております。平成18年度当初予算額と比較いたしますと5,707万円の減額となっております。

それでは、主な事業につきまして説明をいた します。

227 ページをお開きください。一番下の欄、(事項)連絡調整費 699 万 6,000 円でございます。 内容につきましては、次の 228 ページの一番上をごらんください。これは、商工観光労働部の連絡調整等に要する経費や、各部局がみずからの判断で政策課題や新たな施策を検討するための調査研究に要する経費であり、各部共通して予算措置されているものでございます。

次に、その下の(事項)物産観光あっ旋所費 1,634 万 7,000 円でございます。これは、大阪 事務所の維持管理経費及び大都市圏を拠点とし た県産品の販路拡充、観光の宣伝を行うもので あります。

次に、一番下の(事項)計量検定所費 918 万 4,000 円でございます。これは、計量検定所の 管理運営費及び取引に使用される計量器の定期 検査、製造、修理された計量器の検定、使用中 のメーターの立入検査等を行うものでございま す。

商工政策課の主な事業等につきましては以上

でございますが、今後、当課といたしましては、 商工観光労働部の施策を推進するため、部内各 課及び関係各課との連携を図りながら、部行政 の総合的な企画調整機能の強化を図るとともに、 部内の広報活動の企画及び総合調整を図りまし て、各種情報の受発信機能の強化を図ることと しております。

商工政策課分につきましては以上でございます。

○矢野新産業支援課長 新産業支援課について でございますが、19 年度当初予算について説明 いたします。

新産業支援課は歳出予算説明資料の 229 ページになります。平成 19 年度の当初予算額ですが、26 億 3,233 万円で、平成 18 年度当初予算額と比較しまして、14 億 1,169 万 3,000 円の減となっております。

それでは、主な事業について説明いたします。 231 ページをお開きください。まず、(事項) 産業支援財団創業支援等事業費の1億4,054万 2,000円でありますが、これは、宮崎県産業支 援財団の佐土原事務所の管理運営に要する経費 でございます。

次に、(事項) ベンチャー企業等支援事業費1 億 332 万 5,000 円でありますが、下の枠の説明の1の創業・新事業挑戦支援ファンド事業1億円ですが、今後の成長性が見込める中小企業等に対しまして、投資による資金面から支援を行うものでございます。それから、3の東京フロンティアオフィス支援事業324 万 4,000 円でございますけれども、これは後ほど、委員会資料で説明させていただきます。

次に、232 ページをお開きください。一番上の方ですが、(事項)新事業創出環境整備事業費の 8,872 万 5,000 円であります。1の新事業創

出環境整備補助事業 4,244 万 3,000 円と3のバイオメディカル新技術産業化展開推進事業の1,838 万 4,000 円につきましては、これも委員会資料の方で説明させていただきます。

次に、ページ中ほどの(事項)技術振興対策 費の 2,002 万円でありますが、これは、企業の 技術力向上への支援に要する経費でございます。

それから、ページ下の方の(事項)機械技術センター運営事業費 5,590 万 5,000 円であります。これは、県北地域に集積の高い機械金属工業界の技術力向上を促進するために、研修とか技術指導等を行うために要する経費でございますが、2年目に入ります指定管理者の機械技術振興協会への委託費 5,434 万 1,000 円ほかでございます。

次に、一番下の行の(事項)企業立地基盤整備等対策費の14億891万1,000円であります。 恐れ入りますが、次の下のページにお移りください。宮崎フリーウェイ工業団地企業誘致促進事業でありますが、これは、当工業団地の分譲価格を抑制するために、事業主体であります宮崎県土地開発公社に対しまして、造成経費の一部を無利子で貸し付けるものでございます。

次に、すぐ下の(事項)企業立地促進等対策 費の 2,366 万 6,000 円であります。これは、企 業立地を促進するための活動経費等に要する経 費であります。

次に、(事項) 工業技術センター総務管理費の 1億7,932万4,000円でありますが、これは、 工業技術センターの管理運営、研究管理並びに 技術情報誌発行等に要する経費でございます。

次に、(事項) 工業技術研究開発費の 2,383 万 3,000 円でありますが、これは、工業技術センターの試験研究費に要する経費で、資源・環境、材料開発、機械・電子研究費などになります。

次に、ページの一番下の行から次の 234 ページにかけて(事項)企業技術支援事業費の 1,581 万 5,000 円であります。これは、工業用材料等の依頼試験分析、それから設備使用、それと企業との共同研究のほか、企業への技術支援等に要する経費となっております。

次の(事項)食品開発センター総務管理費の 489万6,000円でございますが、これは、食品 開発センターの運営管理に要する経費となって おります。

一番下の(事項)食品開発センター研究開発 費の1,755万7,000円でありますが、これは、 食品開発センターの試験研究に要する経費で、 食品開発研究費とか研究指導、依頼試験事業な どの経費となっております。

次に、お手元の商工建設常任委員会の資料の 方に移っていただけませんでしょうか。13 ページをお願いいたします。「バイオメディカル新技 術産業化展開推進事業」であります。こちらを お開きください。

まず、右側のページの参考資料でございますが、「地域結集型共同研究事業により創出された新技術について」をごらんください。一番上の事業概要のとおり、地域結集型共同研究事業につきましては、御存じのように、食の機能を中心としたがん予防基盤技術創出を研究テーマとしております。事業期間は、平成16年1月から平成20年12月までの丸々5年間。総事業費は約13億円でございまして、全額が独立行政法人の科学技術振興機構からの支援でございます。実施体制は、宮崎県産業支援財団を中核機関としまして、18の機関の研究者が101名参画して共同研究を進めているところでございます。

ページの中ほどの枠で囲んでおります2のとおり、これまでに同事業により創出された主な

新技術としましては、一番上の県産農産物のすぐれた機能性に関するもの。県産農産物とは、 先日、記者発表いたしましたラビットアイブルーベリーの葉であります。このほか、ハイスループット食品機能性評価法、肝細胞がん発症前診断法などがあります。なお、特許出願の状況は、ページ下の方に掲げておりますとおり、現時点では23件の出願となっております。

左のページに戻っていただきまして、以上のように、地域結集型共同研究事業は、平成15年度の事業開始以来、「医農連携」、「産学公連携」によります研究開発が順調に進展しているところであります。次々とすぐれた新技術が創出されておりますことから、これらの新技術を本県独自の新しい産業へ育てていくために、県内企業などへの技術移転を進めていくバイオメディカル新技術産業化展開推進事業を実施しているところでございます。

事業内容は、2の方にありますが、まず、(1) の新技術のPR・セールスとしまして、産学官で 組織されました既存の研究会とか、県外の技術 展示会を活用した新技術のPRとかセールスを 行うこととしております。また、(2)の知的財 産の戦略的活用では、知財活用エージェント2 名を配置しておりまして、知的財産を活用した 効果的な技術移転活動を展開することにしてお ります。それから、当課におきましては、地域 結集型共同研究事業のほかに、県北部、県南部 の都市エリア産学官連携促進事業など、さまざ まな大型の研究プロジェクトを支援していると ころであります。新産業の創出に向けましては、 産学官連携や産業連携によります研究開発が大 変重要と考えております。今後とも、県産業支 援財団やJSTサテライトなどの関係機関と連 携しながら、積極的に推進してまいりたいと考 えております。

なお、事業効果とか数値目標は13ページ下の 方に掲げておりますけれども、18年度の実績で ございますが、特許出願がこれまで23件ありま すが、18年度中は6件で、あと3件を予定して おります。実用化研究プロジェクトの展開は、 今のところ1件でございます。それから、実用 化・商品化数ですが、実用化が4件、商品化2件 の6件となっております。

次に、15 ページをお開きいただきたいと思います。「新事業創出環境整備補助事業」についてであります。

この事業は、財団法人宮崎県産業支援財団の主要事業に対して補助するものでありまして、6つの事業を掲げております。企業の新商品の開発・販路拡大を積極的に支援しますとともに、産業連携によりますビジネスチャンスの創出を図ること等によりまして、新事業が生まれやすい環境の整備を行うというものでございます。

中ほどの2の事業概要でございますけれども、 産業支援財団の総合相談窓口に配置した6名の コーディネーターを中心に、企業の製品や技術 開発に対する相談へのアドバイスを行いますほ か、課題解決に各種専門家等の派遣を行ってお ります。また、産業間の連携とか販路拡大の支 援策につきましては、異なる産業の企業同士の マッチング会の開催、それから、中小企業が新 商品について発表するベンチャープラザ宮崎を 開催するものであります。

事業効果、数値目標は、下の方に掲げておりますけれども、事業ごとに申しますと、総合相談窓口は、17年度が978件、18年度は1月末で639件となっております。それから、新製品開発、新分野進出企業等の支援件数でございますが、これは、目標数として、専門家派遣とか

ベンチャープラザ参加企業などの企業数を掲げておりますが、17年度が150企業ありました。18年度は現時点で140社程度を見込んでいるところでございます。

それから、次の 16 ページをお開きください。 「東京フロンティアオフィス支援事業」につい てであります。

県内中小企業の商品等の販路拡大を支援する ために、国内最大のマーケットであります首都 圏で県有施設の一部をオフィスとして低料金で 貸与するものでございます。具体的には、宮崎 県東京ビルの2階におきまして、インターネッ トとかファクス等を整備したオフィス9室を県 内企業に貸与しているところでございます。

貸付料ですが、個室が月額3万5,000円、ブー スが月額3万円となっております。本事業につ きましては、県内企業の首都圏での効率的な営 業活動が可能となりますとともに、公的な事業 への入居ということで、企業の信用力向上にも 寄与するものと考えているところでございます。 事業効果と数値目標は下の方に掲げております けれども、今のところ、入居率ですが、9ブー スのうち2ブースが、今年度は満杯になってお りましたけれども、2ブースが3月に出る予定 となっております。既に4月から2社、入所希 望がありますので、これは実現可能だと思って おります。それから、自立化についてでござい ますが、これは、新産業支援課の職員、東京事 務所の職員が入居企業を不定期ながら、年5~ 6回程度訪問しまして、業況などを伺っており ますけれども、今、景気回復の時期でもありま すが、いずれの企業も好調ということを聞いて おります。

歳出予算の説明につきましては、以上でございますが、このほかに、事業には挙げておりま

せんけれども、新産業支援課としましては、今、 工業を中心としました産業振興プラン策定作業 をしているところでございます。これは、IT 新事業創出構想とか企業立地戦略構想、それか ら人材関係、物流機能の向上などを研究してい るところでございますけれども、IT新事業創 出構想の中にはIT産業の支援構想とか、バイ オメディカルの産業支援構想、自動車産業の振 興、次世代のロボットとか燃料電池等、それか ら次世代産業の育成のための研究などを行って いるところでございます。近いうちにまとめた いと思っております。

また、このほかに、県北の延岡、日向地域、 門川、この一帯につきまして広域的な産業振興 プランをお願いしようということで、機械技術 センターとか地元の市町村の方にお願いしまし て、実際に広域的なプラン策定作業をしていた だいているところでございます。

また、宮崎市にも合併後のプランということで、今、そういうことで産業振興のプランづくりをお願いしているところでございます。

また、ちょっと長くなって申しわけないんですけれども、県北地域で物流の学習会というのを、延岡、日向、門川を中心としまして、地元の企業とか運輸会社さん等の学習会をしております。

また、県の工業会と一緒に大手企業によります物流の共同化ができないかという研究会も、 昨年の秋ぐらいから始めたところでございます。

それから、産学官連携事業につきましても、 私ども、研究機関、大学とか工業技術センター、 一部企業といろいろ研究を進めているところで ございますけれども、これを展開していくため には、今後は市町村との協働的な作業も出てく ると思っておりますので、今のところは延岡・ 日向地区、宮崎・都城地区、こちらの市町村と 大学とか工業技術センターの施設とか事業の内 容の視察などを行っているところでございます。

ちょっと長くなって申しわけありませんが、 新産業支援課は以上でございます。

〇矢野地域産業振興課長 それでは、地域産業 振興課分の平成19年度当初予算について御説明 いたします。

恐縮ですが、また歳出予算説明資料にお戻りいただきたいと思います。「地域産業振興課」のインデックスのところ、235 ページをお願いいたします。平成 19 年度の当初予算額は、6億9,255万7,000円で、対前年度比85.7%、1億1,594万6,000円の減額となっております。

主な事業について御説明をいたします。

237 ページをお願いいたします。まず、中ほどの欄、(目) 商業振興費(事項) 大規模小売店舗適正化事業費 326 万 9,000 円でございます。これは、大規模小売店舗立地法の運用に際しまして、審議会あるいは庁内の連絡会議を運営して、大規模小売店舗の立地の適正化を図るための経費でございます。

次に、(事項)中小商業活性化事業費 1,824 万 6,000 円でございます。これは、魅力ある商店や商店街づくりを推進するための経費でございます。主な事業について説明をいたします。3の地域商業づくり総合支援事業 1,510 万でございます。この事業は、市町村が実施する将来を見据えた地域の中小商業づくりに関する計画策定等の事業や、あるいは商店街の利便性の向上やイメージアップのためのソフト事業やハード事業に対して助成をするというものでございます。詳細は、後ほど、常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、(事項) 地場産業総合振興対策費 318 万

5,000 円でございます。これは、地場産業の総合的な振興を図るための経費でございます。主な事業でございますが、238 ページをお願いいたします。2の伝統的工芸品振興事業 285万2,000円でございます。これは、伝統的工芸品や伝統工芸士の指定、認定等を行うほか、製造事業者や市町村等が伝統的工芸品に関する講座あるいは製作体験事業の実施など、地域に根差した工芸品の技術あるいは技法の継承活動を実施するのに必要な経費というものを助成したり、あるいは工芸品振興の先進事例の研修会を実施する事業でございます。

次に、(事項)運輸事業振興助成費1億8,547万8,000円でございます。これは、運輸事業の交通安全対策や環境保全対策、さらには従業員の研修及び福利厚生事業等を推進するなど、運輸事業の振興を図るために、宮崎県バス協会及び宮崎県トラック協会に対して助成をするものでございます。なお、この事業は、軽油引取税の引き上げの際に設けられたものでございます。

次に、(目) 貿易振興費 (事項) 貿易促進費 7,847 万 1,000 円でございます。これは、国際化に対応できる地場中小企業の育成及び貿易の振興並びに海外交流駐在員の設置等に要するための経費でございます。そのうちの主な事業でございます。2の海外交流駐在員設置事業 4,795 万円でございます。これは、韓国のソウル、中国の上海、台湾の台北に駐在員を設置しまして、県内企業の海外との経済交流を支援するとともに、県産品の輸出振興や、あるいは観光・コンベンションの誘致等を促進するものでございます。

次に、(目)物産あっ旋所費(事項)県産品販路拡大推進事業費2億356万1,000円でございます。これは、県産品のPR及び販路拡大を図るものでございます。主な事業でございますが、

1の販路拡大支援プロジェクト事業 3,160 万8,000円でございます。これは、宮崎県物産 振興センターに委託いたしまして、商談会や物 産展の開催あるいは商品の開発・改良支援、それ から研修相談、新宿みやざき館等を活用した情 報の受発信等の事業を行いまして、県産品のP R及び販路拡大を図るというものでございます。 詳細は後ほど、委員会資料の方で御説明をさせ ていただきます。次に、2の販路拡大プロジェ クト事業運営費補助金 9,785 万 1,000 円でござ います。これは、県の物産振興センターの運営 に要する経費の一部に対して助成を行うという ことで、物産館の運営など、同センターが行い ます各種事業の円滑な推進を図るものでござい ます。次に、3の県産品振興事業7,236万5,000 円でございます。これは、新宿みやざき館の施 設維持管理等でございます。

次、239 ページをお願いいたします。(目) 工 鉱業振興費(事項)下請企業振興事業費 5,101 万7,000 円でございます。これは、県内中小企 業の取引の拡大や円滑化を支援するために、財 団法人宮崎県産業支援財団を通じまして、取引 のあっせんや情報の提供、あるいは技術高度化 の支援等を行うための経費でございます。詳細 は後ほど、委員会資料で御説明をさせていただ きます。

次に、(事項) 工業振興対策費 519 万 4,000 円 でございます。これは、主に宮崎県工業会の工 業の振興活動を助成するための経費でございま す。

次に、(事項) 鉱業資源対策費 1,513 万 1,000 円でございます。これは、県内鉱業資源の開発 及び維持管理に要する経費でございます。

それでは、お配りしております委員会資料 の 10 ページをお開きください。「下請企業振興 事業」についてでございます。

この事業は、財団法人宮崎県産業支援財団に対する助成を通じまして、取引情報の提供、取引開拓、取引のあっせんを初め、専門家の技術指導等によりまして、受注機会増大を促進するとともに、本県に誘致した企業と県内中小企業との取引の拡大への取り組みを実施するものであります。

事業概要ですが、まず(1)取引振興事業で、 取引に関する受発注業者の登録、紹介、あっせ んを初め、発注事業者と受注業者との取引面談 会を開催いたします。また、東海・近畿地方を中 心とした取引先の開拓及び県内企業の情報提供 を行うために、取引アドバイザーを設置します とともに、地域で開催される見本市や展示会に 出展する企業への支援、あるいは県内外の発注 企業への訪問を実施することといたしておりま す。

次に、(2)の誘致企業等関連取引支援事業でございます。これは、県内に誘致した企業と県内企業との取引拡大を目指すために、誘致企業との受注に意欲を持つ企業のグループ形成とその育成支援、また、専門家による技術指導、さらには誘致企業を含めた取引面談会の開催を行うこととしております。これらの事業費といたしまして5,101 万7,000 円を予定いたしております。

次に、11 ページをお願いいたします。「販路 拡大支援プロジェクト事業」でございます。

これは、社団法人宮崎県物産振興センターに 委託をいたしまして、商談会や物産展の開催、 あるいは商品の開発改良支援、研修相談、広告 宣伝、新宿みやざき館等を活用した情報の受発 信等の事業を行うことによりまして、県産品の PR及び販路拡大を図るというものでございま す。

- (1)取引促進事業といたしまして、年1回の県産品商談会、年2回の工芸品展示・商談会を 実施いたします。
- (2) マーケティングリサーチ事業といたしまして、新宿みやざき館等におけるアンケート や消費者モニター調査をいたします。
- (3)物産展開催事業といたしまして、東京、 大阪等県外大都市での物産展や、県内での伝統 的工芸品展を合計年4回予定いたしております。

また、(4)の研修・相談事業としまして、年 1回、食品衛生やJAS法等関係の研修会を開催しますし、また、随時、相談事業も行ってまいります。

- (5) 広報・宣伝活動といたしまして、カタログの作成あるいは県政番組等マスメディアを活用したPRを行っていくということでございます。
- (6) でございますが、アンテナショップ機能維持管理事業として、みやざき物産館、あるいは新宿みやざき館等の管理運営も行うということにしております。

これら事業費といたしまして、3,160 万 8,000 円を予定いたしております。

続きまして、同じく 12 ページをお願いいたします。「地域商業づくり総合支援事業」についてでございます。

この事業は、各市町村あるいは商店街等が、 地域商業の現状あるいは課題等を把握いたしま して、将来的なビジョンを持つ必要があること を踏まえまして、将来を見据えた地域の中小商 業づくりに関する計画策定などの事業、あるい は商店街等の利便性の向上やイメージアップの ための事業というものに対しまして助成をする というものでございます。 事業概要ですが、大きく2つに分かれております。1つ目は、(1)の商業プラン策定支援事業でございます。この事業は、市町村や商店街が今後の街づくりとして、高齢者に優しい商店街、あるいは環境に配慮した商店街といった基本構想を策定する事業、また、街づくりに関する地域住民や関係団体との合意形成のためのコンセンサス形成事業及び問題解決のための事業設計・調査・システム開発事業等に対して補助をするというものでございます。

2つ目は、(2)の地域商業づくり実践支援事業でございます。この事業は、商店街が地域特性を生かした街づくりの中で、高齢者向けイベントなどのイメージアップ事業、ソフト事業でございますが、それとか、例えば休憩用のベンチの設置、あるいは段差解消といったコミュニティー空間の整備事業、いわゆるハード事業的なものに対して助成をするものでございます。

これら事業費は 1,510 万円を予定しております。

地域産業振興課分については、以上でございます。

〇黒木委員長 執行部の説明が終わりました。 ここで5分程度休憩いたします。

午前 10 時 49 分休憩

午前 10 時 57 分再開

- **〇黒木委員長** 委員会を再開いたします。
- ○矢野地域産業振興課長 昨日、徳重委員の方 からトラック・バス協会の状況を御質問ございま した。時間をいただいて、お答えさせていただ きたいと思います。

徳重委員の御質問は、県内にトラック、バス の企業数が幾らあるかというお尋ねでございま した。トラックの県内の企業数につきましては、 平成 18 年 3 月 31 日現在の九州運輸局調べで 494 社でございます。そのうちに県のトラック協会に加盟している企業数が、これは 18 年 12 月 31 日現在ですが、414 社となっています。昨日、会員が 484 社ということを申しましたが、これは間違いでございまして、訂正をさせていただきたいと思います。それから、バスの企業数ですけれども、県内のバス企業数は 44 企業ございます。これは 18 年 12 月 31 日現在でございます。それに対しまして、バス協会の会員数は 31 企業ということになっております。以上でございます。

○黒木委員長 それでは、先ほどまでに説明を いただきました議案等について、質疑はござい ませんか。

○長友委員 ちょっと確認ですが、233 ページ の一番上、企業立地基盤整備費等対策費、宮崎 フリーウェイ工業団地企業誘致促進事業という ことで、14 億ほどの予算計上があるわけですけ れども、これは今後もずっと続いていくわけで すか。これはどういうふうな状況で出している んですかね。

〇吉田企業立地対策監 これは短期貸付という ことで、4月1日に貸付をしまして、次の年の 3月31日に返ってくるという形で、毎年こうい うことをやっております。これはこれからもずっ と続けるという感じです。売れてしまえば状況 は変わってきますけれども、そういう形で考え ております。

○長友委員 了解しました。

○中野副委員長 ちょっと数字が出てこんのですが、TLO、あの関係は今どんなになっているんですかね。

○矢野地域産業支援課長 TLOにつきまして、 県の方では、今、大学等技術移転促進事業とい うことで挙げております。232 ページの一番上の新事業創出環境整備事業費の説明の枠の中の5に挙げております。御存じのとおり、TLOの活動を支援するために、県の方から産業支援財団の方に事業費、それから特許出願費用の一部を助成しておりますけれども、運営費補助は、19年度は600万1,000円、特許費用の補助が148万3,000円ということで挙げております。

副委員長質問のどうなっているかという趣旨 がちょっとわからないんですが、今、ここは役 員等を18年度の初めにかえまして、今の社長さ んも沖電気出身の方にかえていただいておりま す。それで、今後の事業展開とか組織をどうす るかということにつきまして、今、検討中でご ざいますけれども、ここの技術の実績ですが、 宮崎大学の産学連携支援センターと今、協働し まして、基礎技術的な特許は大学で持っており まして、実用化が可能なものはこちらのTLO の方にお任せするというようなことになってお ります。今のところ、技術移転件数は、平成 15 年度から18年度までの間に1件、特許出願件数 は24件でございます。技術移転実績の一つが、 新聞等で御存じのとおり、抗生物質を使わない 魚の養殖技術ということで、ウナギの養殖など で利用可能なウナギのえさを開発して、これは 県外の企業でございますけれども、そこへ実施 許諾をしているところでございます。以上でよ ろしいでしょうか。

〇中野副委員長 はい。

○横田委員 「地域商業づくり総合支援事業」 に関してですけど、今、商店街というのは高齢 化とか後継者不足がかなり進んでいまして、商 店街自体が元気がなくて、どうして支援してい けばいいのかというのは難しいと思うんですよ ね。今、私が住んでいます佐土原では、「城の駅」 という構想を一生懸命進めようとしているんですけど、要するにコミュニティー機能とか行政機能、金融機能、商業機能、また高齢者に対する宅配機能とか、そんなのも全部1カ所に集めて、地元住民がそこに集まってきてにぎわうというようなものをつくらないと、商店街とかなかなが活性化は難しいんじゃないかなという話を今しているんですけど、例えば宮崎市とかたきな街だったらできるかもしれませんけど、地方の方の街はなかなか条件が難しいと思うんですよね。だから、そういった1カ所にすべての機能を集めて、そこでにぎわいをつくっていくというような考え方も必要じゃないかなと思うんですけど、そこらあたりはどのようにお考えでしょうか。

○矢野地域産業振興課長 今、委員がおっしゃっ たのは、まさに今度、「まちづくり三法」という 法律が改正をして新たになりましたけれども、 その考え方に通じるものでございますが、あれ につきましては、宮崎市の方で中心市街地の地 域を認定して、その中でそういった都市機能を 集積させていく、商業機能を集積させていくと いうシステムですので、佐土原町の場合、中心 市街地として認定は宮崎の計画の中には入って おりませんので、そういった形で認定ができま すと、国の戦略的中小商業づくりの補助金とい うような補助金が集中的に投入できるというよ うなメリットがございます。この「地域商業づ くり総合支援事業」というのは、県の単独の補 助事業でございまして、例えば佐土原町の場合 は、平成18年にイルミネーション博覧会をやら れたと思いますが、そういう小規模といいます か、地域として取り組む事業に対して補助をす るということで補助実績というのがございます。 県費の段階では、こういう形で商店街が地域を 挙げて頑張るというものに対して支援をしてい くという考えをとっておりまして、まだ総合的 な都市機能充実というところまでの補助制度と いうことにまでは至っておりません。以上でご ざいます。

○横田委員 わかりました。でも、例えば佐土 原ぐらいの大きさの街でも、そういった感じじゃ ないとなかなかにぎわいをつくるというのは難 しいと思いますので、これからの課題でも結構 ですので、そういう方向でも何か考えていただ けるとありがたいなと思います。

○長友委員 調整区の問題がこれは絡んでくる わけですけれども、調整区の既存集落の存続等 を図っていこうということがあるんですが、調 整区に 1,000 世帯とか 2,000 世帯ぐらいの集落 があると思うんですよね。そこらあたりの言わ れることは、ある程度の商店街の集積といいま すか、ちょっとした広場を中心にしながら、駐 車場等のスペースをつくりながら、そういうも のがあると、そこにみんなが寄りやすいという 状況があるんですね。だから、そういうことを 目指していくんですけれども、「まちづくり三法」 というのはどうしても市街化区域内のお話にな るだろうと思いますけれども、そういう市街化 調整区域内の集落の存続とか活性化とかを考え たときに、そのあたりの地域商業づくりという か、そういう支援策というのを欲しいなと思う んですよね。その辺の研究をやっていただけな いかなという、これは要望をしておきますけれ ども、非常にそういうことが強いです。

特に、高齢化してきますので、近くの集落の 単位でそういうものがあった方がいいという非 常に強い希望が多いんですよね。街の中はそう いうものの集積の中に今度は高齢者の住宅なん かもできまして、非常に利便性が高まるわけで すけれども、調整区等のその辺の街が今、一番 困っていることというのは、昔のような個人の 商店というのは全くだめで、コンビニ等に頼っ ているということが多いんですけれども、コン ビニだけじゃなくて、魚屋さんとかいろんなも のを集積した街づくりというのを望む傾向があ るんですよね。その辺の研究をしていただきた いというのを要望しておきます。

○坂口委員 これは教えてもらいたいことなんですけど、新産業支援課、231 ページのベンチャー企業等支援事業費のファンド事業、大体申し込みと実際これに採択されるというんでしょうか、そこらはどんなですかね。

○矢野新産業支援課長 実績という認識でよろ しいでしょうか。

〇坂口委員 はい。

○矢野新産業支援課長 ベンチャー支援ファンドでございますけれども、宮崎太陽銀行系列の「みやざき太陽チャレンジファンド」と宮崎銀行系列の「みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合」というのが、ファンド名で2種類あります。いずれの方も、2社ずつ今のところ採用というか、支援をしておるところでございます。

まず、「みやざき太陽」の方は、投資額 3,000 万ということで、去年の 6 月に宮崎市内の企業 に支援することを決めたところでございます。 これは、事業概要が、ベトナムから天然の天白 塩というんですか、これの輸入製造販売を行う ということで、非常にこれは有望だということ で、太陽銀行の行員の方も現地まで行って視察 されて決めたということでございます。太陽銀 行の方でもう一つは、宮交エアグランドサービ スの方に、旅行企画商品の開発ということ で 2,500 万円の投資を決めたところでございま す。これは、平成19年1月26日でございます。 こちらは、今申し上げた2つとも、新株予約券 の受け付けということで、社債を購入する方法 をとっております。

それから、「みやぎんベンチャー」の方でございますけれども、これは、IT関係の電子カルテシステムの開発をするということで、これも宮崎市の企業でございます。ソフトウエア開発をやるということで、18年9月に1,650万円、こちらは株式を購入ということで投資を決めております。それから、もう一つは宮交エアグランドサービス、こちらも旅行企画商品の開発ということで、ことしの1月26日に新株予約券の社債を購入ということで2,500万円、以上、両方2つずつ、3社分、投資を決めているところでございます。以上です。

○坂口委員 ニーズはどんななんですか。申請というか、申込者数というのは。

○矢野新産業支援課長 ベンチャーの方も先行きの将来性というのを非常に慎重にしております。今、申し込みというのは5~6社ずつあるんだそうですが、慎重に審査してこのペースということでございます。私どもが予定しているのは、このベンチャーは1キャピタルごとに8~9社ぐらいを見込んでおるところでございます。それぐらいできればということで、今、4分の1程度ですが、もうちょっと頑張っていきたいと思います。以上です。

○坂口委員 協調投資ですよね。投資する原資 は県との協調投資。

○矢野新産業支援課長 県が財団に無利子で貸 し付けて、財団から 5,000 万ずつ、各キャピタ ルの方に出資いたします。それで、結果的には 県の負担というか、6分の1程度になってまい ります。まさにそのとおりでございます。 ○坂口委員 当然、リスク回避、慎重な回避は あるとは思うんですけど、そことベンチャーと のジレンマがまさにこの事業だと思うんですよ ね。これは新年度の予算にどうこの実績を生か されるかなんですけど、そこらを大いに期待し たいなという感じを持っているもんですから。

次、また教えてほしいんですけど、今度は鉱 業資源対策費、きのうに続いてになってしまう が、鉱業資源対策費の中の地下資源開発調査 費 25 万 7,000 円が計上されているんですけど、 どこらまでを地下資源と見るのかもわからんま まなんですが、例えば、今、機能性食品あたり に重点的に力を入れたりとか、日之影、五ヶ瀬 の例の森林の持ついやし効果とかを誘客力、誘 引力の目玉にしようというようなことで、これ は単独ではだめで、温泉とのセットとか、ミネ ラルウオーターとのセットとか、あるいはまた、 農業分野でも地下ガスとかを今後、燃油対策で 活用していこうとかいう、いろんな今後の推進 方策を各部、各産業、持っていますよね。ここ らにつながる基礎的な調査なんていうのはこの 事業では考えられないんですかね。

○矢野地域産業振興課長 この事業につきましては、主に事務費的な考え方をとっておりまして、1つは県が保有している採掘権あるいは試掘権というものがございますが、それの維持管理ということで、定期的に更新をしたりする費用が要りますので、その費用と、それから天然ガスを有している、あるいは活用している企業、例えば、伊勢化学とかございますが、そういったところに地盤沈下のおそれがないかどうかの状況をお伺いするとか、そういった旅費等をここのところで組ませていただいておりまして、坂口委員が言われるところまでの事業の広がりというまではまだ予算計上しておりません。

○坂口委員 漠然とし過ぎて僕自体がわからん ままなんですけど、今後のそういったものの振 興方向を見たときに、少なくとも、基礎資料と してある程度の、知事じゃないけれども、潜在 的な能力、ここのところを開発すればこういう 力量が発揮されるよと、ほかのものとの組み立 てができるよというような本当に基礎的な判断 材料の一つとしてぐらいまでに役立つ程度でも いいと思うんですけど、そういったものの調査、 具体的にそれをどうするんじゃなくて、そうい うものまでこの事業でかぶせ切るとなという気 がするもんですから。これもちょっと漠然とし 過ぎて何か答えもやりづらいでしょうけど、も うちょっとこれを前向きに生かしていけるよう な調査事業にいけないものかなと。ほかのとこ ろでそういうところに展開できるような事業が ちょっと思いつかないんですね。これもお願い ということにしておきます。

もう一つ似たようなことなんですけど、地域 結集型共同研究事業での新技術の創出、これは 具体的に目標を定めてやるやつなんですけれど も、機能性とか効用とかいうのを、例えば医事 関係の法律とか、そういうものとの関連で、今、 現に認められておる機能性成分とその薬事効果 とか健康への効果でそれをうたえるというもの が限られていると思うんです。だから、実用化 となるとそういうものをターゲットにするしか ないでしょうけど、機能性の評価がだんだん高 まりつつある、また、それに消費者の目が行き つつあるという健康志向というのは間違いない 流れで、せっかく大もとが独立行政法人とか相 当な機関がありますよね。そこらに機能性が今 後どんどんどんどんうたえるような、はっきり それが証明できるような研究なんかも、これら を通して要望されていきながら、宮崎の特に林 産物とか農産物あたりを将来、有利に販売できるようなものにつなげてほしいなと、この事業を通してですね。必要ならほかの事業を立ち上げてでも。

結論は、この機能性というのは、そういった 植物あたりが持っている、あるいは動物あたり が持っているテルペン類ですか、テルペン類と いうのは光合成のときの副産物でできるやつら しいんですよね。そうなると日照時間が長い宮 崎県というのは絶対テルペン類の含有率では有 利だと思うんですよ。だから、ここらをもう ちょっと広げて、基礎的な分野で何か貢献して いただけるようなものの情報の収集とか、必要 な条件の整備あたりまで心がけていただけると なと。何か、これ、部長見解でもあったらお願 いします。

○矢野新産業支援課長 その件には私も答えづらいんですけれども、概論で申しわけございません。私ども、5年間で結集型事業を進めております。いろんな成分分析とかやっていくわけですが、医薬品とか機能性食品、一般食品に分類されるもの、いろいろあると思っております。この事業が大学の研究で終わるのかと、そういうんじゃなくて、これだけの13億円も入れて多くの研究者が携わることになっておりますので、これを私どもは宮崎県の産業に育てていかないかんというところはあります。

それで、この事業とは別に、COE形成ということで、研究拠点をつくりましょうということで、県の単独の事業を別に考えております。これはあと1年余りぐらい、この事業が20年12月で終わりますから、その後をどうするかということで、宮崎県独自の産業を生むための研究をしていこうということで、研究そのものを残すような形で今、やっているところでございま

す。すみません。こういうことで、答えにはな らないかもしれませんけど、よろしくお願いし ます。

○徳重委員 地域産業振興課長さんにちょっと お尋ねしますが、237 ページ、地場産業総合振 興対策費がことしは 318 万 5,000 円ということ で計上されていますが、前年度は 1,740 万とい う数字が上がっているんですが、なぜこんなに 減ったんですか。何か理由があるんですか。

○矢野地域産業振興課長 この差が 1,400 万ぐらいございますが、私どもとしては、継続している事業はあったんですが、6月補正で肉付け予算という形で御審議をいただこうかなというふうに考えておりまして、その金額ということでございます。

○徳重委員 具体的にはどういうものが出てくるんですか。

○矢野地域産業振興課長 私どもとしましては、 地域特産品がもう少し県外で売れると、何かそ ういう有効な事業というのを仕組みたいという ことが1点ございますし、それから、焼酎を全 国的に展開していきたいと思うんですが、今やっ ておりますけれども、さらにということで、そ ういう焼酎の全国的な展開が図れるような事業 というものを仕組みたいというふうに今考えて おります。

○徳重委員 県産品が高くで売れると、とにかく販路拡大ということが最大の課題かなと思いますが、そこで、販路拡大事業というのがあるわけですが、今、知事が非常にトップセールスマンというような形でいろんな場で宣伝をしていただいておりますよね。これは一過性と言ったら過ぎるかもしれませんが、その場そのときのことで、一過性で後、継続がないというようなこともありますね。知事にコマーシャルにずっ

と出ていただくような考え方はないものか。い ろいろあろうかと思いますが、そういう考え方 はないのかお尋ねします。

○矢野地域産業振興課長 今、突然、委員の方からそうおっしゃいまして、まだちょっと頭の整理ができておりませんけれども、今後、確かに、そういうことも一つの策かなとは思いますけれども、即答は難しいと。

○徳重委員 部長、どうですか。

○落合商工観光労働部長 今、委員おっしゃい ましたように、そして皆さん方御存じのように、 新知事になりまして宮崎の情報発信というのが 本当に全国に毎日のように流れているんですね。 この効果というのは本当に、こういう場で申し 上げていいかどうかわかりませんが、思っても いなかったほど大きな効果だろうというふうに 思っております。現に、もう御存じのように、 鳥インフルエンザということで、地鶏の加工品 等に影響があるんじゃないかということで心配 していましたけど、東京でもPRをされたり、 宮崎でも地鶏を食べているところが全国に流さ れたりして、鶏全体の肉の影響というのはちょっ と把握していませんけれども、鶏の真空パック とかの地鶏の加工品、これは本当に売れ行きが 伸びて、逆に2~3日前、新聞にもありました ように、みんなつくるのに追われているという ふうな状況もあります。

それから、旅行関係で言いますと、今まで僕 らはどっちかというと旅行会社に宮崎に来る商 品をぜひつくってくださいというお願いなんか をしても、なかなか厳しいという状況もありま したけれども、今度は逆に、旅行会社さんの方 から宮崎に行きたいんだけど、情報をくれとか、 そういう逆のアプローチも出てきている状況も ありますし、それから、他県のスーパーさんと かお店屋さんが宮崎の物産展をやりたいという ふうなことで、いろいろ協力してくれんかとか、 そんなお話も来ていまして、知事のPR効果と いうのは非常に大きいと思います。

そういうことで、今、私は部の職員に、うちの商工観光労働部にとっては今の知事というのは本当に販路、販促とかという意味では追い風だよと。だから、もっと知恵を出して、今、徳重委員もおっしゃったように、コマーシャルに使えるかどうかというのはまたいろいろありますけれども、商標権の問題とか、政治的な選挙の法の問題とかいろいろありますけれども、を重委員のおっしゃったような趣旨も生かしながら、知事を前面に出して販路拡大につなげていけないかということは、今後十分に勉強、検討していかんといかんなというふうに思っております。

○徳重委員 おっしゃるとおりだと思っていま す。この機会をとらえて、継続的に県産品が売 れるように努力してほしいなと思います。例え ば、東京の帝国ホテル、日本のトップホテルか なと思いますが、ここで最高の肉が宮崎牛なん だそうですね。あそこは最高の料理に宮崎牛を 使うんだそうです。松阪牛、神戸牛より宮崎牛 の方がおいしいんだ、いいんだということで使っ ているということなんですね。和牛の肉の中で も特別いいんだということ、こういったものを 思い切って宣伝すると、またすごい宮崎のブラ ンドとしての価値が上がるんじゃないかなと。 地鶏もいいんですけど、地鶏は数が少ないです よね。幾らもない。少ないものはどうでもいい という意味じゃないんですが、できるだけこの 際、この時期を失ったら大変かなと思いますの で、予算も余りふえていないようですから、 ちょっと思い切って、6月には肉付けをしてで

も、こういった方面に予算をつぎ込むべきじゃないかなと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

○権藤委員 常任委員会資料の 10 ページの「下 請企業振興事業」と 15 ページの「新事業創出環 境整備補助事業」というものがあるわけですが、 これは、いずれも、産業支援財団に助成をする というものでありますが、内容的には私はいい とは思うんですが、合わせますと 9,300 万とい う大変なお金をかけてやるわけですけれども、 本課との関係とか、年度を通じてどれぐらいの 実績が上がったのかとか、そういう評価の問題、 そういったことを含めて、例えば、15 ページの 資料だと 1,000 件程度の相談に応じましょ う、100 社程度の相談に応じましょうと、こう いうのがあるわけですけれども、私は、失礼な がら、総花的に受けとめるという形では前に進 んでいるのかなという気がするんですね。そう であれば、本課との関係等もかなり綿密に連携 をとりながら、何らかの形の具体的な相談事業 を集約したものとか、そういうものが具体化し ていますよというようなものがあっていいん じゃないかというふうに思うわけでありますが、 そのあたりはこの2つについてどんなふうです か。

○矢野地域産業振興課長 「下請企業振興事業」の関係でございますが、委員がおっしゃいますように、確かに、財団の方に委託をしてやっておりますが、私どもの課の職員も一緒にいろんな活動を行っております。実績でございますが、ちょっと古いですが、平成17年度の実績としましては、こういう活動を通じまして、一応、あっせん件数が366件ございました。金額としましては1億7,000万程度ということで実績が上

がっておりますが、ただ、これ、まだ引き続き ずっと年を追って継続していくことも期待でき ますので、一応の成果かなというふうには思っ ております。

○権藤委員 新事業の方を教えてください。

〇矢野新産業支援課長 「新事業創出環境整備 補助事業」、財団との関連でございますけれども、 数値目標につきましては、先ほど実績等を挙げ たところでございます。まず、ゼロ予算で18年 度で図書館でセミナーと相談コーナーを設けて いますが、これは、コーディネーター6名を配 置している中で、2人を毎月2回置きまして、 図書館で事業の相談とかを受け付けているとこ ろでございます。また、フォーラムは図書館が よくやるんですけれども、ここにも私どもの課 の職員が行って一緒にフォーラムに参加したり もしています。これが一例ですが、日々の相談 事業につきましては、私ども新産業支援課の方 に相談に来られる企業の方もおられます。財団 にももちろんあるんですが。私ども、財団の担 当課長とか商工観光労働部の担当課の方々一緒 になって相談を受け付けたりとか、そういうぐ あいに、言葉は正しいかどうかわかりませんが、 有機的な形でもうちょっとやろうということで 考えています。

実例としまして、今でも高千穂とか五ヶ瀬あたりからの相談が来ておりますけれども、こちらでは商工会の方々の力をかりたりとか、そういうぐあいにいろんな手配をしながら、総力的な形で取り組もうとしているところでございます。以上です。

○権藤委員 横に並べてそういうふうに論じていいのかどうかわかりませんが、いずれにしても、産業支援財団との関係でいけば、評価と言うと言葉は悪いんですが、年間の評価、そして

前に進んで、その結果として何らかの目に見え た形が一区切り一区切りしていっているなと、 そういうような形のものを本課として一緒に やっていくべきだというふうに思いますので、 これは継続ということでここに入っているんだ ろうと思いますから、ぜひ、成果をアピールす ると言うとおかしいですが、はっきり見える形 のものでまた予算につなげてもらえば、来年以 降もやろうじゃないかと、9,300万出してもこ れだけのことがあったじゃないかと、そういう 評価がわからないんですね、我々の側から見て、 予算に出てきたときにね。そういうものも含め て予算提案をしていただくような、あるいは決 算で実績評価を出していただくような、そうい うことをお願いしたいというふうに思います。 以上です。

○坂口委員 関連してなんですけど、17 年度実績が 46 件、数はいいんですけど、価格競争という厳しい時代がずっと続いたですよね。とにかく安く安くという、そういう中で決め手となって取引が成立したという大きい特徴といいますか、信頼度の高いところが中に入ったことが決め手での成立だったのか、あくまでも価格競争という時代の波を乗り切っての成立だったのか、そこらはどんなぐあいに分析されているのか。

○矢野地域産業振興課長 成立した原因というよりも不成立の場合、それは裏返しかと思います。不成立で一番多かったと聞いておりますのは、技術的条件とか、あるいは機械設備が不適合だということ、それから生産量と納期が一致しない、生産量が少なくて納期も厳しいといったこと、それから3番目に単価が折り合わないというようなことで最近、不成立の原因ということで、今言った順序で上がってきております。ですから、その意味では成立はその逆なのかな

というふうに分析をしております。

○坂口委員 問題はそういう見えてきた部分で すよね。欠格条件というか、それを今後どう補 完してあげるか、僕は、まさに新事業創出事業 あたりの中でそういったものを補完するための 具体的な事業というものがこの中に組み込めれ るようになると、この事業がなおさら生きてく るのかなという気がするもんですから、ここら もぜひまた新年度の予算編成に向けての検討を 大いに加えて、目に見える形で補完事業をどこ かで対応できるような、これも要望でいいです。 ○中野副委員長 16 ページ、「東京フロンティ アオフィス支援事業」、これもやっと実現したか なということでいいと思うんです。この中で1 つだけ、感覚的によくわからんのですけど、利 用時間、年末年始を除く午前9時から午後9時 まで、あそこもいろいろ宿泊施設とかあるから 何か制限がついたのか、それともこっちでこう いう時間帯にしたのか。貸したオフィスで24時 間どうぞという感じじゃないとね。これは何か 理由があるんですかね。

○矢野新産業支援課長 総務部が東京の企業さんに指定管理者で委託しておりますが、その委託料の中に総務部を通してこの予算を流しまして委託しているところです。管理の問題につきましては、総務部といろいろ協議をしておりまして、例えば、個室に入った場合に宿泊とかが可能かどうかとか、いろいろ議論したんですけれども、それはやめてほしいとか、そういうことで今、午前9時から午後9時までの間で活動をお願いしますというようなことでしているところでございます。私どもも24時間の方が、東京というところはこちらと違って夜の作業とか、いろんな商取引とかいうのがありますけれども、今のところこの時間帯でお願いしているところ

でございます。

〇中野副委員長 行政の管轄ならこれでいいけど、指定管理者、民間に任せますよというのなら、逆にそういうのが取っ払われんとおかしい話になるとよ。借りる方も、それじゃ10時に使うときはファクスもとれん、そんなのはおかしいわ。そういうことで、ぜひ。

それともう一つ、今、本当にいろんな地域で 空き店舗が目立つんですけど、そこの新規創業 の支援をしておったよな。何事業というのか、 あれは今、どんな状況になっていますかね。

- ○矢野地域産業振興課長 カリーノにあります 商業支援センター、実は場所的にわかりにくい というのと、駐車場もなかなかないということ で来場者が少ない、相談しにくいというような 状況もありますので、実はあそこで行っている 相談事業とか研修事業は、新年度からはもう少し拡充したいということで、県立図書館の方で 実施をして事業の厚みを加えていこうかなというふうに考えております。
- 〇中野副委員長貸しブースがあったですがね。1年とか2年、新規創業の。
- ○矢野地域産業振興課長 今年度まで事業として実施をいたしております。新しく開店をしたいという人の研修といいますか、そういう場所として提供をいたしております。
- ○中野副委員長 あれ、ずっと1年間とか2年間、実際に店を出してやっていた部分があるじゃないですか。あれはもう埋まらんようになったんですかね、利用としては。
- ○矢野地域産業振興課長 3区画で1年間貸しておりましたが、17年度までで、18年度は実際実施しておりません。
- **〇中野副委員長** 私が聞いているのは、そうい でございますが、これは、県中小企業融資制度 う施設を用意したけど、利用する人がいなくなっ の貸付原資となるものでございます。詳細につ

たから閉鎖するのか、そういうのが続いていっても駐車場やらがなくて便が悪いからやめるのか、そこ辺を聞いておるわけですよ。

- ○矢野地域産業振興課長 利用者がないという ことで判断をしております。
- **〇中野副委員長** わかりました。
- **○黒木委員長** 総括質疑がございませんので、 何かその他でございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、以上で商工政策課、 新産業支援課、地域産業振興課の審査を終了い たします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 44 分休憩

午後 1時 1分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、経営金融課、観光・リゾート課、労働 政策課の審査を行います。

それでは、順次、説明をお願いいたします。

〇中武経営金融課長 それでは、経営金融課の 予算について御説明いたします。

お手元の「平成 19 年度歳出予算説明資料」の「経営金融課」のインデックスのところ、241ページをお開きください。当課の 19 年度当初予算額は、231 億 6,047 万円で、うち一般会計 221億 1,353 万 3,000 円、特別会計 10 億 4,693万7,000円でございます。

まず、一般会計の主な事業について御説明いたします。

243 ページをお開きください。初めに、中ほどにあります(事項)中小企業金融対策費であります。1の中小企業融資制度貸付金についてでございますが、これは、県中小企業融資制度の貸付原資となるものでございます。詳細につ

きましては、後ほど御説明いたします。次に、 2の中小企業金融円滑化補助金についてでございます。県の中小企業融資制度におきましては、 信用保証料を国の示す標準料率から引き下げておりまして、これに伴う信用保証協会の減収分を補助することによりまして、保証料の利用者負担を軽減するものでございます。次に、3の信用保証協会損失補償金についてでございます。これは、中小企業金融の円滑化を促進するため、 代位弁済が生じた場合に、信用保険等で補てんされない保証協会の損失分を補償するものでございます。

次に、244 ページをお開きください。(事項) 中小企業等支援ファンド貸付事業費であります。 1の中小企業等支援ファンド貸付金についてで ございますが、これは、平成15年9月に設立さ れました宮崎県中小企業等支援ファンドに出資 している財団法人宮崎県産業支援財団に対し、 毎年、単年度貸付として出資額と同額の20億円 を貸し付けるものであります。

次に、(事項) 小規模企業者等設備導入事業推 進費であります。1の特別会計の繰出金につい てでございますが、これは、高度化資金貸付金 の原資として、県負担分を一般会計から特別会 計へ繰り出すものでございます。次に、3の(1) みやざき産業創造設備貸与貸付金は、中小企業 者等への設備貸与事業を実施している宮崎県産 業支援財団に対し、その原資を貸し付けるもの でございます。

次に、(事項)組織化指導費であります。1の 中小企業団体中央会補助金についてでございますが、これは、中小企業団体中央会の指導員等 の人件費や、中央会が行う中小企業連携組織等 支援事業等に要する経費を助成するものであります。次に、3の宮崎県火災共済協同組合体質 強化貸付金は、宮崎県火災共済協同組合の資金 運用の円滑化を図るため、毎年、運営資金を単 年度貸付として貸し付けるものであります。

次に、(事項) 小規模事業対策費であります。 1の小規模事業経営支援事業費補助金について でありますが、これは、県内9つの商工会議所 及び39の商工会等の経営指導員等の人件費や、 これら商工会議所等が行う経営指導、若手後継 者育成事業等に要する経費を助成するものであ ります。

以上が一般会計でございます。

次に、246 ページをお開きください。小規模 企業者等設備導入資金特別会計でございます。

初めに、(事項) 小規模企業者等設備導入事業 助成費であります。1の(1) 高度化資金貸付 金は、中小企業等が集団化・共同化して行う事 業に対して、長期低利の融資を行うものであり ます。次の(2) 小規模企業者等設備導入資金 貸付金及び(3) 小規模企業者等設備導入貸与 資金貸付金は、小規模企業者等への設備資金の 貸付や設備の貸与を行っている宮崎県産業支援 財団に対し、その原資を貸し付けるものであり ます。次の2の一般会計への繰出金については、 高度化資金の貸付先からの償還金のうち、県へ の返還分を一般会計に繰り出すものであります。

次に、(款) 公債費につきましては、高度化資金貸付金の原資の一部を中小企業基盤整備機構から借り入れておりますが、その借入金の元金及び利子分の償還金に要する経費でございます。

歳出予算の説明は以上でございます。

次に、主な新規・重点事業の概要について、 お手元の常任委員会資料の17ページをごらんく ださい。「中小企業融資制度貸付金」でございま す。

2の(1)の原資及び総融資枠につきまして

は、原資が 171 億 1,925 万 1,000 円、総融資枠 は 480 億 5,721 万円となっております。 うち新 規融資枠は 110 億 145 万円となっております。

次に、(2)の主な貸付でありますが、①のフロンティア企業等育成貸付は、新分野進出や新規開業を行う中小企業者等を対象とした貸付であります。②の緊急経営対策貸付は、台風などの自然災害や一時的な売り上げ減少に対する貸付でありまして、融資利率は制度中最も低い年 1.9%となっております。③の経営安定貸付は、経営の安定を図ろうとする中小企業者に対する貸付でございまして、主に運転資金として利用されておりまして、県融資制度のうち一番利用額の多い貸付金となっております。

次に、(3)の第三者保証人要件の原則撤廃についてであります。現在、県融資制度においては、19の貸付のうち 14の貸付について保証人1名以上としているところですが、中小企業者に対する融資制度の利用拡大を図りますとともに、事業に関与していない第三者の保証人が倒産など借り手企業の経営状況が悪化した場合、社会的にも経済的に重い負担を強いられることを回避するため、県融資制度においては、平成19年度から、原則として第三者保証人を徴求しないこととするものでございます。なお、この要件の撤廃については、中小企業庁から早期に実施するよう要請されているところでございまして、来年度はすべての都道府県の制度融資において当該要件が撤廃されると聞いております。

次に、右の 18 ページをごらんください。「み やざき産業創造設備貸与事業」でございます。

この事業は、中小企業者の創業及び経営基盤 の強化を促進するため、信用力や資金調達力が 弱い中小企業者にかわって、財団法人宮崎県産 業支援財団が機械や設備を購入し貸与すること により、県内企業の振興を図ることを目的としております。

2の事業概要でございますが、貸与対象者は 中小企業者で、平成19年度の貸与枠といたしま して4億3,500万円を確保いたしております。

(3)の貸与条件でありますが、貸与方式には割賦方式とリース方式の二通りがございまして、その条件が異なっております。割賦方式の場合は、限度額は100万円以上6,000万円以内で、支払い期間が7年以内、割賦損料率が1.75%または2.5%、リース方式の場合は、限度額は100万円以上6,000万円以内で、支払い期間が3年以上7年以内、リース料率が1.408%から3.006%となっております。

貸与実績を見ますと、昨年度が8件の1億7,810万円と件数、貸与額とも大きく減少いたしましたが、本年度は、平成19年1月末現在で11件の3億3,218万円と、件数、貸与額とも回復してきております。

次に、ごらんいただいております常任委員会 資料の1ページにお戻りください。中ほどの債 務負担行為の追加でございます。

まず、宮崎県中小企業共済協同組合損失補償と宮崎県火災共済協同組合損失補償であります。 これは、大規模災害等の発生により、支払い能力を超える多額の共済金を支払う事態が生じた場合に、それぞれの協同組合が受ける損失の補償を行うものであります。

次の2つの事項、平成19年度設備貸与機関損失補償であります。これは、設備貸与及び設備資金貸付事業において企業の倒産等が生じた場合に、宮崎県産業支援財団が受ける損失の補償を行うものであります。

次の2つの事項、平成19年度中小企業融資制 度損失補償であります。これは、県の中小企業 融資制度において、信用保証協会が代位弁済を 行った場合に、保証協会が受ける損失について、 2分の1または全額の補償を行うものでありま す。

なお、期間、限度額は、それぞれ記載のとおりであります。

経営金融課については、以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇松原観光・リゾート課長 続きまして、観光・ リゾート課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料、「観光・リゾート課」のインデックスのところ、249 ページをお開きください。課の全体予算は、一般会計と2つの特別会計合わせまして10億6,775万円、前年度当初予算比89.1%、1億3,073万4,000円の減となっております。

次に、251 ページをお開きください。一般会 計は、7億3,753万8,000円となっております。

主な事項について御説明させていただきます。 中ほどの(事項)県営宿泊休養施設改善対策 費2億4,038万1,000円でございます。これは、 建設起債の償還等に充てるため、県営国民宿舎 特別会計に対する繰出金でございます。

次に、252 ページをお開きください。中ほどの(事項)観光・コンベンション誘致促進事業費1億2,159万2,000円でございます。1のみやざき観光コンベンション協会運営費補助金7,906万9,000円は、財団法人みやざき観光コンベンション協会のコンベンション誘致活動に要する運営費でございます。2のコンベンション誘致推進事業3,927万9,000円は、コンベンション主催者に対する開催経費の一部補助、開催地決定権を有するキーパーソンの招聘などにより、コンベンション誘致を推進するものであります。

次に、253 ページをごらんください。(事項) スポーツランドみやざき推進事業費 2,553 万 2,000 円でございます。1のスポーツイベン ト等開催支援補助金 1,567 万 7,000 円は、本県 におけるスポーツイベントの開催促進と育成を 図るため、主催者に対して大会運営に要する経 費の一部を助成するものであります。2のスポー ツランドみやざき誘致促進事業 517 万円、次の (事項)元気、感動みやざき観光地づくり事 業 1,890 万円、次の(事項) 国内観光誘致宣伝 事業費の3の「国際リゾートみやざき」誘客活 性化事業 4,499 万 8,000 円、4の「宮崎フィル ムコミッション」運営事業 572 万 8,000 円、さ らに、次の(事項)国際観光宣伝事業費の2の 「国際リゾートみやざき」誘客活性化事業 3,450 万7,000円につきましては、後ほど、委員会資 料にて説明させていただきます。

続きまして、254ページをお開きください。(事項) 共同観光宣伝事業費 3,606 万 3,000 円でございます。これは、広域観光の推進に取り組み、観光客の誘致促進を図るために、九州観光推進機構など広域観光協議会へ負担金を拠出するものでございます。

続きまして、255 ページをごらんください。 議案第8号でもございますえびの高原スポーツ レクリエーション施設特別会計でございます。

予算額は、422 万円で、前年度当初予算に比べ5万円の減となっております。

主なものにつきまして御説明します。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費 108 万 7,000 円は、施設の修繕費などでございます。

次に、(款)公債費 313 万 3,000 円は、えびの 高原スポーツレクリエーション施設の建設起債 の償還金でございます。 次に、256ページをお開きください。議案第9号でもございます県営国民宿舎特別会計でございます。予算額は、3億2,599万2,000円で、前年度当初予算に比べ138万円の減となっております。

次に、(事項) 国民宿舎えびの高原荘運営費 1,651 万 3,000 円及び(事項) 国民宿舎高千穂 荘運営費 32 万 4,000 円につきましては、施設の 修繕費などでございます。

次に、(款)公債費3億915万5,000円につきましては、えびの高原荘、高千穂荘の建設起債の償還金でございます。

以上が当初の歳出予算でございます。

続きまして、お手元の商工建設常任委員会資料の19ページをお開きください。観光・リゾート課の主な重点事業でございます。

まず、「元気、感動みやざき観光地づくり事業」 についてであります。

この事業は、国内外の観光地間競争の激化などにより、本県への県外観光客数の減少が続き、観光宮崎の再生に取り組むことが喫緊の課題となっている中、近年の観光ニーズの変化や地域特性などを踏まえた観光戦略に基づき、地域固有の観光資源を活用したソフトとハードの事業を一体的に行うことで、地域の観光力を高めようとする公民協働の取り組みを重点的に支援することにより、地域が主体となった元気な観光地づくりを推進するものであります。

具体的には、外部の知恵を取り入れながら、 公民が協働して戦略的な行動計画の策定を行い、 その後、計画に基づき公民が役割を分担しなが ら事業の展開を図っていくことで、観光地とし ての魅力を高めていく市町村などに対して支援 を行うこととしております。この事業は2年目 の事業でございまして、事業箇所は青島など5 地域でございます。

事業費は1,890万円を予定しております。

次に、20 ページをごらんください。「『国際リ ゾートみやざき』誘客活性化事業」についてで あります。

この事業は、国内外からの観光客誘致を図る ため、行政と民間が一体となって総合的な誘致 宣伝施策を実施しているものであります。

具体的には、2の事業概要に記載しておりますが、国内対策事業につきましては、マスメディアなどを活用して本県の魅力を発信するPR展開事業、県民の県内観光を活性化するためのモニターツアー事業、地域や対象を絞ってのキャンペーン、旅行会社などと連携した誘客対策事業などを実施しております。また、国外対策事業につきましては、韓国、台湾、香港、中国を対象に、本県の認知度や旅行事情などに対応して、国別に知名度向上対策や旅行商品の企画・造成対策などを実施しております。

予算額は、国内対策 4,499 万 8,000 円、国外対策 3,450 万 7,000 円の合計 7,950 万 5,000 円でございまして、これに市町村負担金 900 万円を加え、総額 8,040 万 5,000 円で事業を展開してまいります。

なお、観光客誘致に当たりましては、圏域を 越えた広域的な連携が不可欠でございますので、 九州観光推進機構や鹿児島、熊本など各県とも 一層連携を密にしながら、効果的な事業実施を 図ってまいりたいと考えております。

続きまして、21ページをお開きください。「『宮崎フィルム・コミッション』運営事業」についてであります。

この事業は、映画、ドラマ、CMなどのロケーション撮影の積極的な誘致、受け入れを進めることで、映像を通じて本県の魅力を全国に発信

し、観光客の増加などを図るものであります。

具体的には、2の事業概要にありますように、昨年5月に公民共同で設立しました「宮崎フィルム・コミッション」を中心に、ロケ誘致を推進するため、映像制作会社などへのセールス活動を行いますとともに、映画監督やプロデューサーなどのキーパーソンの招聘や、ロケーションマーケット等PR商談会への参加などにより、本県のすぐれたロケ環境を積極的にPRしてよります。また、ロケの受け入れ支援のため、映像関係者にとって魅力のある県内ロケ適地情報の収集・提供、エキストラなどFCサポーターの確保、ロケ支援の地域リーダーとなるロケーションマスターの養成、県内ロケ地の調査・案内などを行うこととしております。

事業費は 572 万 8,000 円を予定しております。 次に、22 ページをごらんください。「スポー ツランドみやざき誘致促進事業」についてであ ります。

この事業は、大学や社会人のスポーツ合宿等 の関係者に対する個別セールスや、大学、エージェントでの出展セールス、キーパーソン招聘 を行うことにより、合宿誘致の促進を図るものであります。

具体的には、社会人や大学については、北海道から九州まで、広く個別セールスに回るほか、さまざまな大会でのセールスを行います。また、体育大学などでの出展によるPRも行うこととしております。

事業費は517万を予定しております。

観光・リゾート課は以上でございます。よろ しくお願いいたします。

○西労働政策課長 労働政策課の一般会計歳出予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「労働政策課」のインデックスがございます 259 ページをお開きください。 労働政策課の予算総額は、10 億 5,340 万 1,000 円で、平成 18 年度当初予算に比べまして、金額にして約 1 億 3,000 万円の減額であります。率にして 10.9%の減となっております。

主な事業について御説明いたします。

261 ページをおあけください。中ほどの(事項)高年齢者雇用対策費 2,476 万 2,000 円であります。これは、高年齢者等雇用推進によります求人開拓や雇用相談等を行いますとともに、シルバー人材センター連合会への支援を行うための経費であります。

次に、一番下の(事項)障害者雇用対策費 673 万 2,000 円であります。次の 262 ページをお開きください。これは、事業所等に対する障がい者雇用の普及啓発や、障がい者に対する職業的自立の支援など、雇用促進に要する経費であります。説明欄の 4 の職場適応訓練事業 284 万 8,000 円でありますが、ハローワークの紹介によりまして、障がい者の方を対象に、就職予定事業所において事前に訓練を行うものであります。

次に、中ほどの(事項)Uターン対策費 1,047 万 7,000 円であります。これは、ふるさと雇用 情報センターの運営経費や、東京など県外での ふるさと就職説明会を開催するための経費であ ります。

次に、その下の(事項)雇用安定対策費 1,406 万 3,000 円であります。これは、短時間労働相 談員や家内労働援助相談員の設置のほか、公正 な採用選考の啓発に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)若年者・障害者等就 労支援強化事業9,445万7,000円でありますが、 これにつきましては、後ほど、委員会資料で御 説明いたします。

次に、263 ページをごらんください。中ほどの(事項)労働福祉事業費 3,000 万円であります。これは、中小企業労働者に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、教育資金及び生活資金等の貸付金を計上しております。

次に、264 ページをお開きください。中ほどの(事項)認定職業訓練費8,083万8,000円であります。これは、認定職業訓練団体が実施します訓練に対し助成する経費であります。

次に、その下の(事項)職業能力開発対策費7,855万8,000円であります。これは、宮崎県職業能力開発協会が行います技能検定実施のための補助、技能競技大会等への参加などに要する経費であります。

次に、265 ページをごらんください。中ほどの(事項)県立産業技術専門校費 3 億 6,217 万 4,000 円であります。県立産業技術専門校は、中核的技能者の養成を行いますとともに、職業能力開発の総合センターとして、事業主等が実施します職業能力開発に対する支援等を行うものであります。

ここで、昨日の答弁につきまして、一部訂正をさせていただきたいと思います。坂口委員の方から九州の障害者職業能力開発校に関する御質問に対しまして、鹿児島県は県立、福岡県は国立と申し上げましたけれども、正確には、いずれも国立県営でございます。申しわけありませんでした。

以上で歳出予算説明資料での説明を終了させていただきまして、引き続きまして、お手元の常任委員会資料によりまして、当課の主な重点事業について御説明いたします。

委員会資料の5ページでございます。「若年 者・障害者等就労支援強化事業」であります。 この事業は、1の事業目的にありますように、 主に就職活動に悩める若年者、就職が困難な障 がい者を対象としまして、就労支援を行うもの であります。具体的には、2の事業内容等にあ りますように、全体で9つの事業に取り組むこ とにしております。事業費につきましては、3 にありますように、9,445 万7,000 円でありま す。

①から⑨の事業内容のうち、①の就職相談支援センター設置事業、⑤の障害者在宅就業サポートセンター支援事業、⑥の障害者雇用コーディネーター設置事業、⑦の障害者就職指導支援相談員設置事業、これにつきまして6ページ以降で改めて御説明申し上げます。

まず、「就職相談支援センター設置事業」についてであります。厳しい雇用情勢が続く若年者の就職活動を支援するために、2の事業概要にありますように、現在、宮崎市のカリーノ8階に宮崎県就職相談支援センター、通称「ヤングJOBサポートみやざき」ですが、これを設置しております。そこで個別カウンセリングや出張相談等によりまして、若年者の相談に応じまして適切なアドバイスを行うことで、若年者に対する就職支援を行ってまいるというものでございます。事業費は1,651万4,000円を予定しております。

次に、7ページでございます。「障害者在宅就業サポートセンター支援事業」についてであります。この事業は、1の事業目的の中ほどですが、在宅就労を希望します障がい者の方への就労支援を行うこととしておりまして、事業としましては、2の事業概要にありますように、(1)の在宅ワーカーの育成ということで、ホームページ作成等に必要な知識や技術の習得のための研修をインターネットを活用して在宅で行ってお

ります。さらに、(2)でありますが、在宅ワーカーに対する就労支援としまして、先ほど申しました(1)の研修によりまして技術を習得した障がい者と、仕事を発注する企業との間を仲介いたします障害者在宅就業サポートセンターに対しまして支援を行うこととしております。それによりまして、(2)の①ですが、企業などからの仕事の受注など、在宅就労の本格的な促進を図るというものでございます。事業費は1,575万円を予定しております。

8ページをごらんください。「障害者雇用コーディネーター設置事業」についてであります。 1の目的でありますが、就労意欲があるにもかかわらず就職が困難な障がい者を支援するため、事業概要の(2)にありますとおり、県内各地の福祉事務所などにコーディネーター8名を配置しております。そこで、(1)の業務内容にありますような求人開拓、就職支援、それから必要に応じまして就職後につきましても、職場定着のための訪問指導を行う、そういったことに取り組んでおります。事業費は2,362万5,000円を予定しております。

次に、9ページでございます。「障害児就職指導支援相談員設置事業」についてであります。 2の事業概要にありますとおり、県立の盲学校、 聾学校、養護学校の高等部の生徒を対象にしておりますが、宮崎、都城、延岡の各養護学校に各1名、相談員計3名を配置しておりまして、就労に関しまして、生徒さん、保護者の相談に応じたり、教師へのアドバイスや情報の提供などを行っております。さらには、求人開拓に努めることによりまして、生徒の就職希望の実現を図っております。事業費は800万7,000円を予定しております。

労働政策課の歳出予算についての説明は以上

であります。

続きまして、常任委員会資料の2ページにお 戻りください。上から3行目ですが、議案第23 号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正す る条例」について御説明いたします。議案書で は67ページになりますけれども、ちょっと見に くいので、こちらの委員会資料の方で説明させ ていただきます。

1の改正の理由でありますけれども、県立産業技術専門校の授業料、入校料につきまして、 県立高等学校の授業料及び入学金の改定に合わせまして改定を行うものであります。

2の改正の内容でありますが、(1)授業料につきましては、現行11万5,200円、月額にしますと9,600円になりますが、これを11万8,800円、月額にしまして9,900円に改定するものであります。経過措置と書いておりますけれども、ただし、平成19年度から21年度にかけて毎年、段階的に改定することとしております。

次に、(2) の入校料につきましては、現行の 1 人につき 5,550 円を 5,650 円に改定するもの であります。

施行期日は、平成19年4月1日としております。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- **○黒木委員長** 執行部の説明が終了しましたが、 説明のありました議案等について質疑はござい ませんか。
- **○濵砂委員** まず、243 ページ、消費者金融相 談員設置費 576 万 8,000 円、どのくらい相談が あるもんですか。
- **〇中武経営金融課長** ことしが大体 1,000 件ぐらいの相談になっております。
- ○濵砂委員 やっぱり景気に左右されて。

○中武経営金融課長 そうですね。多いときは *2,400 件とか相談がございましたが、今、大分 減ってきまして、1,000 件ぐらいということで ございます。

○濵砂委員 246 ページ、小規模企業者等設備 導入資金特別会計、ほとんど特定財源なんです が、財源内訳は何なんですか。どこから来てい るのか。

〇中武経営金融課長 財源は、まず一番上の繰入金というのがございますが、これは一般会計からの繰出金ですね。高度化資金の県の負担分、これが入ります。それから、繰越金というのがございます。これは、今まで設備貸付をやっておりまして、返ってきた金が、結局、使うほどに、需要ほどになくて残っている金がございまして、これが繰り越された分があります。それと、諸収入はこの年度の高度化事業と小規模設備貸与の返還金でございます。それと県債は、これは中小企業基盤整備機構からの借り入れをやることになっております。その4つでございます。

○濵砂委員 繰越金の4億 4,500 万円はどこに 出てくるんですか。出てこないんですか。

〇中武経営金融課長 これは、過年度の繰り越 しでございまして、予算には入ってまいりませ ん。ここにしか出てきません。

○濵砂委員 今度は 251 ページ、観光・リゾート課、県営宿泊休養施設改善対策費 2 億 4,000 万が一般財源ですよね。特別会計への繰出金になっていますね。この 2 億 4,000 万円繰り出したお金はどこに行くんですか。

○松原観光・リゾート課長 この繰り出した額が 256 ページの県営国民宿舎特別会計の方に繰り入れされることになります。

○濵砂委員 ここに同じ数字が出てこないんで

すが、どこに入るんですか。

〇松原観光・リゾート課長 一般会計の繰り入れ以外に、指定管理者の方から納付金をいただくことになっておりまして、例えば、高千穂荘から 4,500 万円、えびの高原荘から 3,900 万円が別途入ります。

○ **演砂委員** それから、公債費が 3 億 915 万 5,000 円、県営国民宿舎高千穂荘運営に対す る経費、残高はどれぐらいありますか。

○松原観光・リゾート課長 えびの高原荘につきましては、19 年度時点で 15 億 8,700 万余ございます。高千穂荘につきましては、15 億 6,500万円余ございます。

○濵砂委員 例えば、高千穂荘にした場合、県 に入ってくる年間の収入金が幾らだったんです かね。

○松原観光・リゾート課長 高千穂荘の場合 は、18年度から5年間の間に毎年4,500万円を 納付していただくことになっております。

○濵砂委員 4,500 万円で経費を 1,600 万円出 しているということですよね。約 3,000 万円 で 15 億 6,500 万円の償還に、一般会計からも繰 り出して償還に充てていると。何年ぐらいかか るんですか。

○松原観光·リゾート課長 高千穂荘につきましては、最終的な償還が平成31年度まででございます。ちなみに、えびの高原荘につきましては、 平成27年度までとなっております。

○濵砂委員 最後にします。指定管理者制度に した効果がどのくらいかということなんですが、 県営でやっているときと指定管理者に委託をし た場合とでは採算ベースの違いというのはかな り出てくるもんでしょうかね。

○松原観光・リゾート課長 今のところ、えびの ※86ページに訂正発言あり 高原荘も高千穂荘も、昨年度より宿泊客数がちょっと落ちている状況でございます。しかしながら、各指定管理者からは、えびの高原荘は3,900万、高千穂荘は4,500万、これは確実に毎年いただくことになります。したがいまして、従前であれば赤字が出た場合には一般会計の繰り入れがふえるとか、そういう事態もあり得たとは思いますけれども、現在、指定管理者から必ずその額はいただくことになっておりますので、そういったところに指定管理者の効果があるのじゃないかと考えております。

○濵砂委員 効果は出ている。了解です。

○中武経営緊急課長 先ほど、濵砂委員の質問の中で、消費者金融相談ですが、一番多いときは平成15年度で3,800件ほどございました。今、1月末で1,000件というところでございます。

○坂口委員 今の濵砂委員のに関連してなんで すけど、問題は数字の上で県がリスクを負わな くなった、計画性が立つという、その数字の上 での経営の見通しというのはいいと思うんです よね。ただ、ああいう拠点施設を整備したとい うのは、地域への波及効果をねらって、官がや るべき、いかにそこに県外の人たちなり入って いただくかという吸引力としての役割を持たし ていたと思うんですよ。だから、指定管理者制 度の検証事項の一つになると思うんですけれど も、価格を競争させて評価をしていって、コス ト縮減でポイントを上げて、最終的な選定条件 の一つになってきているというのが、同時に、 地域にどう効果を及ぼすかということで、年間 何万人集客して地域貢献するというような運営 の見通しなんかも同時に評価したと思うんです けれども、あとは経営力と。そういうものを検 証していって何らかの次の選考基準のときに、 本来の目的達成、なぜあれを公がやったかとい うもともとの目的を達成させる、だから、高千 穂荘がお客さんが減少したということは大きな 反省材料として次に生かさないとだめだと思う んですよね。

○松原観光・リゾート課長 来年度に向けまして、指定管理者の方に来年度の事業計画の提出を今、求めておるところでございます。その事業計画を見ながら、県としてもまた指導していきたいと。また、これまでも高千穂荘あるいはえびの高原荘の方には、いろんなサービス面でございますとか、あるいは地域との連携でございますとか、そういったことも指導してきておるところでございますので、今後、来年度の事業計画を見ながら、また県といたしましても、適切な指導助言等を行ってまいりたいと考えております。

○坂口委員 より的確な見通しが立てられるように、枠にはめ込ませるんじゃなくて、自然体でできるような見通しというのが必要かなと思います。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

〇中野副委員長 資料の 254 ページ、共同観光 宣伝事業、県から多分、岩切さんが出向してい ますよね。これは全体でどんな事業をしておる んですかね。全然外に見えてこないけど。広域 観光、宣伝事業の負担の中身。

〇松原観光・リゾート課長 共同観光宣伝推進事業につきましては、九州観光推進機構の方に3,142万6,000円を宮崎県としては負担しております。そのほか、南九州広域観光ルート連絡協ということで、宮崎県と熊本県、鹿児島県、この3県で一体的なセールスを行うというような事業を展開しておるところでございまして、具体的には、例えば九州観光推進機構につきましては、エージェントへの九州一体となったセー

ルスであったりですとか、キャンペーンであっ たりですとか、あるいは九州の複数県をまたが るような広域観光ルートマップを作成しまして、 この広域観光ルートを使った旅行商品をつくっ ていただけるよう、旅行会社の方に広告支援を したりですとか、あるいは海外の方には、特に これからやはり中国が巨大な市場になっていく と思われますので、中国に対して、九州全体と してセールスをかけたりですとか、あるいはキー パーソンを招聘しまして、九州複数県を見てい ただいて旅行商品の促進につなげるといったよ うな活動を行っております。また、南九州3県 で実施します南九州広域観光ルート連絡協、こ ちらの方では、関西圏へ向けた修学旅行の誘致 ですとか、なかなか宮崎県だけで修学旅行とい うのにとどまらずに、やはり複数県にまたがり ますので、そういったところを共同で誘致セー ルスをかけたりといったような事業を行ってお るところでございます。

○中野副委員長 その九州何とか、それは理事 組織、例えば部長が入っているとか、組織はど こが主体でやっているんですか。

○松原観光・リゾート課長 いわゆる法人格のない団体でございまして、構成メンバーとしては 九州各県が入っております。理事会には部長も メンバーになっております。それから、九州各 県の主要な観光業者さんであったりですとか、 あるいは旅行代理店、JR、そういったところ がメンバーとして入っております。

〇中野副委員長 昔からあったような組織をまとめたのかなと思うんですけど、九州は1つでやるというのは海外の誘致宣伝ぐらいだと思うんですね。国内ではマップなんかつくったってしようがないんですよ。ぜひ海外にシフトするように頑張ってください。国内をやったってし

ようがない。みんなそれぞれ1泊、2泊の中で 北九州、南九州と分かれているしね。

○松原観光・リゾート課長 九州観光推進機構が 設立された経緯としましては、九州の知事会の 中で、今後は九州一体で観光をやっていかなけ ればならないということで設立されておりまし て、ターゲットとしましては、国内にしてもも ちろん大都市圏が入っておりますが、当然、おっ しゃるとおり、韓国、中国、台湾、そういった ところも対象になっておりまして、そこのとこ ろも九州一体となって現在、セールスを進めて いるところでございます。

○濵砂委員 国民宿舎関係なんですけど、例えば高千穂荘で 4,500 万円が県側に収入金として毎年入ってくると。しかし、利息だけでも 6,900 万払っているという状況ですよね。しかも、まだ残債が 15 億円も残っている。これは、将来の考え方として、ずっと委託という形で続いていくもんなんですか。今のままではずっと赤字が累積していくということになるんですが、将来の考え方としては、売却とかという方向は出てこないもんなんですかね。どういうものなんですか、ちょっと考え方を。

〇松原観光・リゾート課長 18 年度から5年間、指定管理者ということで民間の方と契約を結んでおりますので、5年間は指定管理者という形で進めさせていただきたいと考えております。その後につきましては、この5年間の状況を見ながら、当然、いろんな角度から検討は進めていかないといけないというふうには考えております。

○濵砂委員 1カ所に限らず全体なんですけど ね。収入金では利息も払えない、赤字が累積す るばかりというのが今の状況では目に見えてい る。ですから、5年間はそのまま累積がいくわ けですよね。そのかわり5年間は資産価値も下がっていくということですから。5年間は契約してありますので、その後についての処分の方法なり、継続の方法というのは、採算性も見て変えていかないといけない。さっき、坂口委員が言われたように、手の届かないところに行政の手を入れたというのが本来の姿なんでしょうけどね。ただ、それだけで今後の運営ができていくかというのも、両面から考えて方向性を出していかにやいかんと思いますので、よろしくお願いします。

○横田委員 若年者・障害者等就労支援強化事業ですけど、障がい者の対象といいますか、療育手帳を持っている人を対象にするとか、そういう何か縛りがあるんでしょうか。

〇西野地域雇用対策監 若年者・障害者等就労支援強化事業の障がい者の対象でございます。263 ページの一番上の四角の中、7番の障害者在宅就業サポート支援事業でございますが、この対象は、通勤が困難な障がい者ということで、主に身体障がい者を対象としておりますが、そのほかにも一部精神障がい者等も現在、研修等を行っております。また、障害者雇用コーディネーターの対象でございますが、これは、身体、知的、精神、すべて一応対象としているところでございます。また、障害児就職支援相談員につきましても、各種養護学校の児童生徒を対象としております。

○横田委員 今、普通学校に行きながら、学習 障がいとかアスペルガーとか、ああいう子供た ちもたくさんいるわけで、そういう子供たちも 人とのかかわりが物すごく苦手で就職が難しい という例がたくさんあると思うんですよね。私 の周りにもそういう人がいますけど、できれば そういう人たちの就労支援もこういうところで お願いできるといいなと思うんですけど、そこらあたりはどうなんでしょうか。

○西野地域雇用対策監 基本的に手帳をお持ち の方を対象としておりますが、在宅のサポート 支援事業、そのほか基本的に手帳を要件として おりませんで、障がいが我々として確認できれ ば幅広く対象として就労支援を行っているとこ ろでございます。

○横田委員 お願いします。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 経営金融課の方にお尋ねしますが、243 ページ、融資制度を非常に充実していただいておりまして大変ありがたいんですが、ここで保証協会の損失補償金1億1,525万8,000円ということですが、何件ぐらいかわかりますか。

〇中武経営金融課長 平成 17 年度の代位弁済が 67 社で 9,984 万 8,000 円ほど損失補償をやっております。

○徳重委員 これは、保証人というか、そういった方に対してはどういう形で対応されているんですか。

〇中武経営金融課長 損失補償というのは、お金を借りた方がお金を払えなくなりますと、まず代位弁済ということで、金融機関は信用保証協会にお金を要求してくるわけですね。そして、そこで保証協会は再保険を掛けておりますので、再保険が大体7割から8割返ってきます。その残りの2~3割を県が損失補償するという形の契約になっております。その場合に、損失補償が2分の1と全額補償と二通りやっておりまして、それについて県が補償費を払うという形になっております。保証人からはその後、代位弁済した分について信用保証協会が回収を図るという形になっております。

○徳重委員 保証人から回収するというんですか、残債なりを回収することは今までやっていらっしゃるんですか。

〇中武経営金融課長 平成17年度に保証人から回収した額が、県へのお金が返ってきた中で保証人から回収した額が大体600万ぐらいございます。2,600万ほど県に返還がありまして、そのうち保証人からもらったのが600万ほどございます。

○徳重委員 結構です。

○中野副委員長 就職相談支援センター、俗に言うハローワークとのすみ分けというか、どこが違うんですか。その中で出張相談とは、こっちから相談に出かけていくわけですか。

○西野地域雇用対策監 まず、出張相談につきましては、現在、ヤングJOBサポートみやざきは、宮崎市内のカリーノでやっておりますが、月1度、そこのキャリアカウンセラーが日南の方に参りまして、出張相談を行っております。

ハローワークとヤングJOBのすみ分けでございます。ハローワークにつきましては、就職先を求人・求職のマッチングといいますか、その場で速やかに決定するようなサービスでございますが、ヤングJOBにつきましては、就職に悩みを抱えた若年者が、自己理解、職業理解をゆっくり時間をかけて、その人に合わせて相談をしながら、そこで適切な求人が見つかれば、その場で無料職業紹介を行っております。したがって、すみ分け、違いといいますのは、よりヤングJOBの方が相談機能といいますか、ー人一人にゆっくり時間をかけてといいますか、県民本位のサービスを提供しているところでございます。

○坂口委員 これ、勘違いかもわからないんですけど、経営金融課、245ページの一番上の枠、

これは商工会の以前言っていた指導員、何年か前に広域連携何とかという事業に変わったですね。これは、今、対象の指導員はどれぐらいいるのかというのと、あれは資格なり、指導員という呼び方というんですか、制度なり資格なりとともに変わったとか、そういういきさつがあったような気がしたんですけど、ちょっと教えていただきたい。

〇中武経営金融課長 経営指導員が商工会と商工会議所で今、128 人ほどおります。記帳専門員と情報員というのが経営情報支援員というのに統合しまして、これが 137 名ほどおります。広域連携におきまして、この名前は変えておりません。広域連携は、人材を共同化しようということで、集めるという形だけでございます。

○坂口委員 流れとして、例えば農業の分野なんかもそうなんですけど、これ、国県の共同事業ですよね。将来、分権作業の中で、削減か、あるいは地方がやるべき役割の中の一つに位置づけされていたような気がするんです。こういう人たちの人数とか、そういった流れとしては県はどういうぐあいに考えておられるのか、国あたりの考え方がどういう方向を向いているのかを、ちょっと。

〇中武経営金融課長 経営指導員等の設置につきましては、平成16年まで国庫補助がございました。これにつきましては、平成17年から全額県費ということになっておりまして、県が補助する場合に国も補助するという形をとっておりましたけど、18年からは全く国庫補助はなくなりまして、全額県費ということで交付税化されております。

○坂口委員 そうすると完全に交付税になって きて、さらに県の裁量とか考え方で各県差異が 出てくると思うんですけど、今、こういう指導 員の人たちの役割の必要性とかニーズとか、今 後、どういう方向になってきそうですか。

〇中武経営金融課長 商工会についてでござい ますけれども、商工会は平成17年に広域問題研 究会を立ち上げまして、本県の場合は、広域連 携でやっていくということでここまで来ており ます。ただ、商工会につきましては、あくまで も自主的な団体ということで、合併については 今のところしないということで、それぞれの商 工会でやっていくと言っておりますけれども、 私どもといたしましても、現下の厳しい財政状 況、それから県の市町村合併構想、そういうも のも踏まえながら、広域連携の成果を見ながら、 小規模事業者がかなり減ってきているという面 もありますので、そういうのを見ながら、今後、 商工会の組織については見直ししていきたいと いうふうに思っております。県商工会連合会も 平成18年3月に、広域連携の枠組みのあり方等 について、それから商工会の組織のあり方につ いて報告書をまとめておりまして、今後5年間 で人員を1割削減するという方向を出しており ます。

○坂口委員 そこが心配だったんですよね。交付税が今後どういうぐあいにこの部分がカウントされてくるのかわからんですけど、少なくともふえる方向にはないだろうとなというのと、現下の県内の商店街とか商工業のあり方なんかを見たときに、この人数が減ることはあっても、ふえることはないのかなと。合併によって1つは解決していくための誘導策での広域連携指導事業だったのかなと思うんですけど、合併をやらないとなると、より具体的にそれが実現できる、定数だけは減らそうといったって、本当にそれで今までの指導の質なり量が維持できるかというと、ちょっと限界を超すような気がする

んですよね。だから、合併をやらないじゃなく て、そういうものに向けた強力な指導というの は必要になってくるんじゃないかなと思うもん ですから、これは要望でいいです。

それと、もう一つ、あわせてついでに教えてほしいんですけど、県では、大きい商工政策の目玉で融資枠 1,000 億というのが一つのかけ声で一千何十億だか確保した時期があったですよね。今の予算の考え方からいくと、積み上げ方式とはいったものの、シーリング的な感覚でならしというものはあるのかなと。今、こういう現況の中での金融面におけるニーズに対しての対応の状況と、その 1,000 億なんていうのは1つの大きい目玉であり方針だったわけですから、これらは今後維持していこうという考え方のもとではあるのかどうか。

○中武経営金融課長 1,000 億構想は、今のところ、私ども唱えておりませんで、今、総融資粋が大体 870 億~ 880 億ぐらいでやっております。今年度が 887 億ぐらいでした。その中で新規の融資枠が 500 億ということで、500 億の中でやっていくということでやっておりまして、来年度あたりは今のところ、新規枠につきまして、来年度あたりは今のところ、新規枠につきまして、またこれりませんので、通年分につきまして、またこれから要求していきたいというふうに思っております。それとあわせて、政策的なものも入れていきたいというふうに思っております。

○坂口委員 たしか、1,000 億を達成したのが 平成 15 年前後ぐらいだと思うんですよね。850 億となると急激な減ですが、ニーズがなければ しようがないんですけれども、そこらはしっか り将来を見据えて、今後の予算の考え方に反映 していただくように要望しておきます。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

なければ、その他、総括をやりませんので、 何かございましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、以上で商工観光労働 部の審査を終了いたします。執行部の皆さん、 御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時10分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

あすは、10 時から土木部の審査を行いたいと 思います。

本日は、これで終了いたします。

午後2時10分散会

午前10時1分開会

出席委員(9人)

委	員		長	黒	木	覚	市
副	委	員	長	中	野	廣	明
委			員	植	野		守
委			員	坂	口	博	美
委			員	徳	重	忠	夫
委			員	濵	砂		守
委			員	横	田	照	夫
委			員	長	友	安	弘
委			昌	権	藤	梅	義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土 木 部

十 木 部 長 野 口 宏 一 土木部次長 久 保 哲 博 (総括) 土木部次長 野 強 河 (都市計画・建築担当) 部参事兼管理課長 後藤 厚 用地対策課長 野 健 一 小 技術検査課長 男 郷 田 Ŧī. 道路建設課長兼 荒川 孝 成 道路保全課長 河 川 課 長 児 玉 宏 紀 ダム対策監 新 田 省 策 砂防 課 長 児 幸 玉 港 湾 野 課 長 河 大 樹 空港・ポート 脇 政 利 立 セールス対策監 都市計画課長 藤村直樹

 公園下水道課長
 富 髙 康 夫

 建築住宅課長
 江 川 雅 俊

 営 繕 課 長 藤 山 登

 施設保全対策監 藤 原 憲 一

 高速道対策局次長 舟 田 宏

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田中浩輔 議事課主任主事 今村左千夫

〇黒木委員長 委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について説明を求めます。

〇野口土木部長 まずは、商工労働建設委員の 皆様方には、かねてから土木行政の推進につき まして格段の御指導、御協力をいただいており まして、厚く御礼申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます土木部所管の議案について、その概要を御説明いたします。

お手元に1枚紙の「概要説明の要旨」をお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1をごらんください。議案第1号「平成19年度宮崎県一般会計予算」、議案第12号「平成19年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算」、議案第13号「平成19年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算」についてであります。

平成19年度土木部の一般会計当初予算は、公 共事業については年間所要見込み額のおおむね 4割程度、その他の人件費や施設管理費等の経 常的経費については、年間所要額を計上してお ります。また、新規事業や政策的な経費につき ましても、早急な対応を必要とする事業につい ては所要額を計上し、県民生活に影響が生じな いように予算編成を行ったところであります。 このため、(1) の土木部の平成 19 年度当初予 算額は、まず一般会計で 416 億 4,579 万 4,000 円であります。主な内訳といたしましては、補 助公共事業 168 億 1,582 万 7,000 円、県単公共 事業 46 億 5,260 万 9,000 円、災害復旧事業 26 億 1,433 万 4,000 円などであります。次に、公 共用地取得事業特別会計では 14 億 6,763 万 6,000 円、港湾整備事業特別会計では 17 億 799 万 9,000 円、合計で 448 億 2,142 万 9,000 円となります。

次に、歳出予算に係る新規・重点事業といたしましては、(2)に記載のとおり、①といたしまして、宮崎港関連用地分譲促進事業に 600 万円、②といたしまして、建築確認審査強化事業に 3,526 万 7,000 円などを計上しております。

次に、(3)債務負担行為についてであります。 これは、一般会計で公共道路新設改良事業費な ど 74 億 7,349 万 1,000 円をお願いしておりま す。

次に、2の条例改正であります。

まず、議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でありますが、これは、産業開発青年隊の授業料及び入隊料の改定、並びに土砂災害防止法や建築基準法に基づき、新たに必要となった申請等に係る事務の手数料の新設などを行うための条例の改正であります。

次に、議案第37号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」でありますが、これは、中堅所得者向けの「特定公共賃貸住宅」及び「地域特別賃貸住宅」の一部を用途変更のため廃止し、低額所得者向けの「準特定優良賃貸住宅」として活用するための条例の改正であります。

次に、3の市町村負担金徴収であります。議

案第42号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でありますが、これは、平成19年度土木事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を徴収することについて地方財政法等の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、その詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。 どうかよろしくお願いいたします。

〇後藤管理課長 管理課でございます。まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が「平成19年2月定例県議会提出議案(当初分)」、2つ目が、別冊になっております「議案第67号から第70号議案」、3つ目が「平成19年度歳出予算説明資料」の3つでございますが、提出議案につきましては、土木部関係分だけを抜粋してお手元の常任委員会資料にまとめていますので、この委員会資料で説明させていただきます。なお、当初予算の主な内容等につきましては、歳出予算説明資料で御説明いたします。

それでは、土木部の当初予算の概要について 御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。この表は、一般会計と特別会計の土木部の当初予算額を一覧表にして取りまとめた総括表でございます。一般会計と特別会計を合わせた平成19年度当初予算は、右から2列目の太線で囲んでおりますC欄の一番下の部予算合計のとおり、448億2,142万9,000円をお願いしているところでございまして、前年度当初比44.7%となっております。

次に、公共事業関係予算について御説明いた

します。

2ページをお開きください。まず、補助公共 事業でございます。道路事業で55億円、河川事 業で45億471万9,000円、砂防事業で25 億5,600万円などとなっておりまして、合計で、 一番下の計の欄にありますように、168億1,582 万7,000円であります。

次に、3ページをごらんください。上段の表の地方道路交付金事業でございます。道路事業で38億200万円、街路事業で5億9,300万円、合計で43億9,500万円であります。

下段の県単公共事業でございますが、道路事業で37億2,860万円、河川事業で4億3,415万7,000円などとなっておりまして、合計で46億5,260万9,000円であります。

次に、4ページをお開きください。直轄事業 負担金でございますが、道路事業で5億4,300 万円、河川事業で3億6,200万円、また、下か ら2行目の高速道の新直轄で1億6,800万円な どでございまして、合計で11億7,741万4,000 円であります。

次に、5ページをごらんください。災害復旧 事業でございますが、土木災害で補助と県単合 計で24億7,650万円、港湾災害で補助と県単合 計で1億3,783万4,000円で、合計で、一番下 の計の欄にありますように、26億1,433万4,000 円であります。

次に、6ページと7ページをごらんください。 債務負担行為の追加であります。右の方の7ページの一番下の欄でございますが、19事業におきまして74億7,349万1,000円を計上しております。

次に、9ページをお開きください。議案第 42 号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。平成 19 年度の土木事業に 要する経費に充てるため、ここに記載の8事業につきまして、下の段の負担率のとおり、市町村負担金を徴収することについて、地方財政法第27条第2項等の規定によりまして議会の議決に付するものであります。なお、関係市町村からは既に負担金徴収についての同意を得ているところであります。

土木部の当初予算の概要及び関連議案は以上 であります。

○黒木委員長 次に、各課長に説明をお願いするわけでありますが、審査に時間を要するため、 4課または5課ごとに説明と質疑を行いたいと思いますので、御協力をお願いいたします。なお、歳出予算の説明につきましては、重点事業、新規事業を中心に、簡潔明瞭にお願いいたします。

まず、管理課、用地対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課の審査を行いたいと思いますので、関係の方だけお残りいただき、そのほかの方につきましては、別室にて待機をお願いしたいと思います。

それでは、準備のため、暫時休憩いたします。 午前 10 時 11 分休憩

午前 10 時 12 分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

管理課長から順次説明をお願いいたします。

○後藤管理課長 管理課でございます。お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの「管理課」のところ、333ページをお開きください。当課の平成 19 年度当初予算額は、24 億 5,945万3,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

335 ページをお開きください。まず、一番下の(事項)建設技術センター費 3,304 万 2,000

円についてであります。次の 336 ページの上段 に記載していますように、建設技術センターで 行う研修や各種建設資材試験、並びに庁舎の維 持管理に要する経費であります。

次に、(事項) 産業開発実践費 4,618 万 1,000 円については、産業開発青年隊の運営及び教育 に要する経費であります。

最後に、一番下の(事項)建設業指導費1億 8,038 万7,000 円については、建設業の許可や 経営事項の審査に要する経費及び建設産業の活 性化や経営革新のための支援に要する経費であ ります。

予算につきましては、以上であります。

次に、委員会資料の10ページをお開きください。議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、産業開発青年隊の授業料及び入隊料の改正であります。

まず、1の改正の理由でありますが、県立高等学校の授業料及び入学料の見直しに合わせて 改定を行うものであります。

2の改正内容でありますが、(1)の授業料 を10万5,600円から10万8,900円に、入隊料 を5,550円から5,650円とするものであります。

3の施行期日等でありますが、平成19年4月 1日を施行日として、授業料につきましては、 2年間の経過期間を設け、平成19年度は10万 6,700円となっております。なお、新旧対照表 を11ページから12ページに記載しております。

管理課につきましては、以上でございます。 〇小野用地対策課長 用地対策課であります。 平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の337ページ、「用 地対策課」をお開きください。当課の当初予算 額は、一般会計で 8 億 2,456 万円、公共用地取得事業特別会計で 14 億 6,763 万 6,000 円、合わせまして 22 億 9,219 万 6,000 円をお願いしております。

以下、主なものについて御説明いたします。 339 ページをお開きください。まず、一般会 計でありますが、ページ中ほど、(事項)収用委 員会費 1,613 万 9,000 円であります。これは、 収用委員の報酬のほか、審理に必要な土地の鑑 定料、建物等の物件調査委託料及び委員会の運 営に要する経費であります。

次に、(事項) 用地対策費 396 万 1,000 円であります。これは、未登記処理に伴う登記事務の 委託に要する経費等であります。

次に、340 ページ、上から2つ目の(事項) 特別会計繰出金7億3,016万8,000円であります。これは、次に説明いたします公共用地取得 事業特別会計の歳入として、一般会計から繰り 出すものであります。

次に、341 ページをお開きください。公共用地取得事業特別会計であります。特別会計の当初予算額は、14億6,763万6,000円でありますが、これは、公共事業に必要な用地を先行取得するための経費であります。説明の欄の1、公共用地取得事業費7億3,036万8,000円につきましては、用地の先行取得や代替地の取得のための用地補償費及び事務費であります。同じく2、一般会計への繰出金7億3,726万8,000円につきましては、18年度以前に先行取得した用地を事業課が買い戻すことによる繰入金と代替地売り払い収入を一般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課は以上でございます。

〇郷田技術検査課長 技術検査課であります。 平成 19 年度当初予算について御説明いたしま す。

お手元の歳出予算説明資料の 343 ページをお 開きください。当課の当初予算額は、3億 808 万3,000 円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。 345 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項) 土木工事積算管理検査対策費 2,657万7,000円であります。これは、公共事業の設計単価の調査や企業情報提供システムの運用管理に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)公共事業支援統合情報システム構築事業費3,860万円であります。これは、公共工事における電子入札及び電子納品等のシステム構築に要する経費であります。電子県庁の実現に向けまして、平成15年度よりシステム開発に取り組んでいるところですが、電子入札につきましては、平成17年12月から一部運用を実施しておりまして、平成19年度前半には全面導入を行う予定としております。また、電子納品につきましては、現在、委託業務において試行運用を行っておりまして、平成19年度も引き続き試行運用を実施し、検証を行いながら、本運用の時期等について決定していきたいと考えております。

技術検査課は以上でございます。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路建設 課及び道路保全課でございます。

最初に、道路建設課について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の347ページ、「道路建設課」をお開きください。当課の当初予算額は、92億9,777万8,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

349 ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)直轄道路事業負担金5億4,300万円

であります。これは、国道 10 号など国の直轄道 路事業に対する県の負担金であります。

次に、(事項) 有料道路事業費 8 億 77 万 8,000 円であります。このうち 8 億円につきましては、 道路公社に対し、不足する運転資金の一部を貸 し付けるものであります。

次に、一番下の(事項)公共道路新設改良事業費46億5,000万円であります。次のページにかけてごらんいただきたいと思います。これは、国の補助を受けて、一般国道、地方道の道路改築等を行う経費であります。その内訳でございますが、一般国道が38億1,200万円、地方道が8億3,800万円であります。

次に、その下の(事項)地方道路交付金事業費 29億6,300万円であります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて道路整備を行うものであります。

道路建設課は以上であります。

引き続きまして、道路保全課について御説明 いたします。

353ページ、「道路保全課」をお開きください。 当課の当初予算額は、70億4,085万2,000円で あります。

以下、主なものを御説明いたします。

355 ページをお開きください。まず、下から 2番目の(事項)公共交通安全施設事業費 5億 9,300 万円であります。これは、自転車歩行者 道の設置など、交通安全対策に要する経費であ ります。このうち説明欄の2番の交通安全地区 一括統合補助事業でありますが、これは、一定 の地域内における交通安全上の課題を解消する ため、自歩道の整備や交差点の改良、電線類の 地中化などを集中的に実施するもので、宮崎北 地区外9地区を整備することとしております。

次に、356 ページをお開きください。下から

2番目の(事項)公共道路維持事業費2億5,400 万円であります。これは、県が管理する国道に おいて、落石等の災害が発生するおそれがある 危険箇所等の防災対策や、橋梁の耐震対策に要 する経費であります。

次に、一番下の(事項) 県単道路維持費 16 億 9,960 万円であります。これは、安全で円滑な 交通を確保するため、排水溝やガードレール等 の道路施設の補修・更新や草刈りなど、日常的 な維持管理に要する経費であります。

次に、357 ページをごらんください。一番上の(事項)県単舗装補修費6億3,400万円であります。これは、車両等の安全走行を確保するために、平たん性とか強度が低下した舗装の部分的な補修工事や、全面打ちかえ工事に要する経費であります。

次に、上から3番目の(事項)地方道路交付金事業費8億3,900万円であります。これは、地方道路整備臨時交付金の交付を受けて道路整備を行うものであります。

次に、その下の(事項)道路受託事業費6億円であります。これは、国の激甚特別対策緊急事業により、延岡市の浸水被害の軽減を図るため五ヶ瀬川の河川改修工事が行われており、その関連事業として県道稲葉崎平原線にあります安賀多橋をかけかえるもので、国の委託を受けて事業を行うものであります。以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、 説明のありました議案等について質疑はござい ませんか。

○濵砂委員 県単公共事業なんですが、46億5,200万、18年度が100億円ですよね。見込みはどんなですか。当初、平成11年、12年ぐらいのときには300億ぐらいあったと思うんです

けれども、非常に住民の生活に密接した関係が あるもんですから、見込みはどんなでしょうか。 ○後藤管理課長 現在、予算をお願いしており ますのは 46 億ということで、42 %程度なんで すけど、私どもがいつも維持管理に要する経費 として計算しておりますのは、80数億円が最低 ラインということで、その年間の所要額につい ては、今後、財政当局にお願いをしていくとい うことで、十分確保したいとは思っております。 ○濵砂委員 ぜひお願いします。経済的弱者と いいますか、どっちかというと生活不利益地域 の人たちが多いんですよ。側溝が詰まっている とか、道路に穴があいたとか、草刈りとか、そ ういった関係のものが5~6年前まではすぐ対 応できていたんですけどね。なかなかこれが土 木事務所所管の中ではできないものですから、

それから、技術検査課の職員の平均年齢は何歳ぐらいですか。というのが、職員数が25名で2億3,582万4,000円の人件費が上がっておるもんですから、一般的には経験者の人たちが多いのかなと思ったもんですから。

自分でできない人たちが非常に困っておられる

というような状況があるもんですから、ぜひ、

この予算については考慮していただきたいと思

○郷田技術検査課長 技術検査課に工事検査専門員を抱えておりまして、その専門員が12名、 それから土木事務所の方にも駐在しておりますので、その分が非常に出てきているというところです。

○濵砂委員 技術検査課の専門員という方はど ういう経験とか資格を持った人なんですか。

○郷田技術検査課長 特に資格とか、そういう ものについての決まりというものはございませ んが、今まで土木事業についてずっと経験を積

います。

んできたベテランの人たちが検査員として従事 していると。

○後藤管理課長 補足なんですけど、技術検査 課の専門員につきましては、現場事務所の工務 課長経験者とか、かなりベテランの人たちを検 査員の方に持ってきておりまして、十分現場で の指導とかができるような形で取り組んでいき たいということで、かなり年配の方もいらっしゃ います。

〇坂口委員 ちょっと関連してなんですけど、 その考え方も一つあると思うんですけど、専門 員というのは、入札改革の流れなんかを見てい くとすごく大切な役割を持ってくると思うんで すね。ところが、実態を見てみると、検査の点 数の配分とかがいろんな人になされていて、比 重の割合とか、それから今の点数の採点方法と いうのはほとんどCが入らないようになってい ると言うけど、それでもなおかつ、そうでない 部分があるということを業者は感じているんで すよね。専門員によって全く違う評価をする人 もいるというから、専門員というのは、若いと きにまず検査をさせて、そして実際発注部署に あるようなところ、ある程度の執行権を持つよ うなところに専門員を経験した人あたりが上 がっていくシステムと、今言われるような、す べて知り尽くした人たちがその中で指導的立場 で専門員をやってレベルを上げていくというよ うなものじゃないと、今の専門員の人事のあり 方というのはどうも疑問を感じるんですよね。 余り詳しくは言いませんけど。

だから、ベテランを持っていく、ベテランを 持っていくといって、定年前に持っていって、 その人がそこの部署で培ったものを若い職員に どうフィードバックされるのか。今、勘違いを されているような部分があって、技術不要論み たいな空気があってですね、だけど、これから 技術は物すごく求められますよ。アカウンタビ リティーにしても、PIにしても、技術者は相 当なものを持たないと、これからの公共事業に 求める納税者のニーズには的確にこたえていけ ない時代が来ていると思うんですよ。だから、 今、濵砂委員が指摘したところは、僕は年齢を この場でぱっと答えていただくぐらい、ここに はそういった人事に関しての配慮というものに 神経が使われている、それを期待しておったで すよ。

○郷田技術検査課長 今、技術力云々という話 もございましたけれども、工事検査専門員は現 場の経験もかなり積んで、非常に現場の技術力 を持っている。そういうものが、非常に今現在、 現場の技術力というのが落ちている。それで、 特に若手技術職員等に対しての現場の指導教育、 そういうものも兼ねてやっている面もございま す。

〇坂口委員 そういうことをしているから工事 がおくれるんですよ。呼ばれたときにはぱっと 現場に行って、段階確認でも検査でもできるよ うにしておかないと、業者はその間、仕事がと まるんです。だから、実践で勉強して、現場の 担当でも、係長にでも、あるいは工務課長でも、 そこで的確に指示が出せて、その指示を専門員 が変えるようなことにならんように配慮してい かないと、競争させるんでしょう。損害が出た ら県の責任がでてきますよ。だから、それがだ めだと言っているんですよ。専門員になったと きも、どこの部署につこうとも同じ評価ができ て、同じ指導ができるようなものを若いときか らつくっていかないと、今、現場は指導のあり 方なんてでたらめなんですよ。現場がわかって いない。専門員になったとき初めて現場がわかっ

て、専門員の自分なりの役割だけ果たすんじゃだめですよ。現場がわかって初めて主幹になり、 係長になり、課長になり、次長になりしていかないと、本当、これからは大変ですよ。技術屋の数なんて相当不足してきますよ。外部委託を考えにやいかんぐらいになってきますよ。総合評価だの、一般競争入札だのですね。これは、また徹底して議論せんといかん部分をいっぱい含んでいると思います。

関連して質疑させてほしいんですけど、一般 競争入札の総合評価方式は日程は決めているわ けでしょう。試行をやられるわけでしょう。試 行で出てきて、法的あるいは技術的にクリアで きない部分が出てきたとき、どうするんですか。 やっぱりそれでも計画どおりやるんですか。ど ういうものが今後、検証の中で課題が出てこよ うということを予測しているんですか。それを この1カ年で解決できて、順調に今度は一般競 争入札を導入していけると思うんですか。だか ら、この技術屋の確保のあり方、技術の不足し ている部分の補完のあり方、推進機構も、ある いはほかのあらゆる団体も含めて相当真剣に取 り組んでいかないと、専門員の年齢がどんなも のかと聞かれて、これに答えができないような 技術に対しての評価とか、力量の入れ方では、 僕はこれは間違いだと思うんです。もっと真剣 に取り組んでほしい。部長、コメントを下さい よ。技術に対しての評価とその認識のあり方を。 **〇野口土木部長** 今の委員の質問ですけど、一

○野口土木部長 今の委員の質問ですけど、一般競争入札あるいは総合評価落札方式を取り入れていくというような中で、技術的に現場でしっかりやって品質を確保できるかということが非常に重要な課題だと思っております。その点につきましては、入札・契約段階の話と、工事施工段階の話と、それと工事が終わって管理の段

階といろいろ分かれると思うんですけれども、 まず初めに、入札・契約の段階については、1 つは、しっかり各工事について過去の実績なん かを問うようなシステムの構築というような話 が必要になってくる、あるいは総合評価方式で もそういうものについて重みを取り入れていく というような形での対応になってくると思って います。また、工事に入っている段階につきま しては、御指摘のとおり、管理体制あるいさま しては、御指摘のとおり、管理体制あるできます ので、これは先ほどお話がありましたように、 建設技術推進機構等の力もかりながら、より的 確にできるような形でやっていきたいと思って おります。

全体、これから一般競争入札の導入を進めていくわけでございますけれども、しっかりその検証については必要だと思っておりますので、これにつきましては、全土木事務所と本庁が協力し合いながら、的確に問題点等を探り出して、しっかりその対応をとっていきたいと思っております。

○坂口委員 今のを聞いていると、今度の入札制度改革の冊子を配付しましたよね。コンプライアンスについて触れていますよね。官製談合だけが法令だと考えていたら大きな間違いですよ。関連する法律すべてを職員の側も業者の側もコンプライアンス(法令遵守)というものを徹底しなきゃだめなんですよ。そうなるとたくさん法律上の問題が今後出てくるんですよ。例えば、工事履行の担保ができるかどうかが最低制限価格(ローアーリミット)を決められる法的根拠でしょう。これなんかも事後審査、事前審査の分かれ目だって、事前審査をやっているからランクづけと評価点をくれているからということでやったって、技術者あたりのコリンズ

登録とか、現場担当者の実績、これは次の検査 まで固定ですよ、会社の中に残っておれば。と ころが、その最も大切とされているそこの資力、 経営力、経済力、これなんかは常に変わってい くんですよ。そういった中で、どういうぐあい にローアーリミットを決めた中でより高い人に 客観的に総合評価でポイントを高く上げられる かというところでは、これは社会混乱を起こす、 不利益を起こす、この工事が本当に完成できる かなんていう部分の評価、これをどう入れてい くかだって、事前審査をやろうとしたら、審査 基準を明確に示しておかなきゃだめでしょう、 客観的に。そうなったときに、ここに入札制度 改革検討委員会、この予算の中でどういうこと をやろうとして、どれだけの配慮がこの予算に なされているのか、そこらはどんなになってい るんですか。1年ですべてをぴしっとやってい くんですよ。そのスケジュールを変えないわけ ですよ。これはやらなきゃならないわけですよ。

ところが、今、想定している課題、試行すれば、ここらが問題点として本県の場合、出てくるだろうなと、これは恐らく予測されていると思うんですよ。それを1年以内で解決して、次から執行できていくための体制なんかのこととか、そういうものをこの予算の中に、これまでの過去の分と比べてどれだけそこに力点を置いてこの予算を計上しているのか。

○後藤管理課長 今回の入札制度改革に係る問題点とか、そういうものについての検討というのは、土木部内の技術レベル、その補佐レベル、そして公共3部を入れながら、いろんな形で既存の予算の中で検討してきております。入札制度に絡む適正化委員会のあり方とか、そういうものは今後の検討課題なんですけど、これは既存の経費をつけておりまして、それでもし、新

しい経費が要るとかいうことであれば、また 6 月の段階でお願いするということになろうかと 思います。中身の契約上の問題とか、あるいは 品質確保の問題とか、そういったものにつきま しては、現場の意見とか、そういうものをみん な含めていろんな形で適時詰めてきておりまし て、今後とも、現場での課題が問題点とならな いように、十分連携をとりながらやっていきた いと思っております。

先ほど、技術検証の話なんかもありましたけど、当委員会の中でもいろいろ技術の問題、現場管理の問題というのは出てきておりまして、それについては、いろんな所属長を集めての会議とか、レベルあるいは技術力向上ということで、若手職員も含めたいろんな形で研究会なりが発足しておって、技術レベルも、例えば施工管理技師とか技術士の数とか、年々ふえてはきております。ただ、形に見えないかもしれませんけど、技術力の向上あるいは技術の検証のための努力については、部挙げて、技術検査課を中心としてやっているというのが現状です。

○坂口委員 努力されているのは当然認めるんです。努力は当然のことでですね。だが、それが均一になっていかなきゃだめなんですよ、個人差があったら。それが1つと、例えば、今、一般競争入札の導入に向けての課題を想定していると言うけど、総合評価方式あるいは最低制限価格、そんなのでも執行部なら当然わかっていると思うんですけど、下請に関する法律だってあるんですよ、商法関係ででも。そこらかも著しい社会への影響、混乱、そうなったときに、当然、一般競争ですよね。そうなったときに、当然、一般競争

入札になれば、ローアーリミットすれすれですよ。それで下請を、この会社は本当に自分ところで 100 %完結できるのか、できないのか、完結できるところだけしか公募条件を認めないのかとなったら、そんなことをやったって実際は仕事はできないでしょう。それはやっぱり法律が認めている全体に元請会社が関与する形での下請というのは認めざるを得ない。そこで、社会に著しい影響、混乱を起こさないような的確な下請関係が結べる、その下請契約書をしっかりそれが担保されることを保証してしかそことは契約を結べないですよ、県は。

だから、そんな作業を考えたら、すごい事務的な作業が今後1年間に待っているんですよ。ここで23万8,000円なんて、3部合わせたってしれていますよ。ここでも検討しなきゃだめなことになってきますよ。それだけのここには仕事を任せてあるんでしょうから。

○後藤管理課長 委員がおっしゃる元下関係については、従前から課題としてありますので、当然、県内の業者がとったものは県内の業者に下請も使ってくださいという協力要請もしていますし、1,000 万以上の工事であれば下請の状況も報告は徴しています。ただ、今後とも、その元下関係が適正になされるような形に最終的に結びつくように、そこについては土木事務所とも十分連携をとっていきたいと思います。

それと、先ほど言われました適正化委員会に関する経費 23 万 8,000 円というのは、今まで私どもの方で適正化委員会、弁護士さん、大学の先生等が委員となっておられます委員会で入札案件や随契案件を事後審査といいますか、手続等を審査してもらっていました。その分の経費でありまして、今後、この経費については回数がふえる、あるいは委員がふえれば増額をまた

お願いするということになると思います。

○坂口委員 事後審査なんて今後は大きい疑問 を呈するんですよ。というのが、さっきも言い ましたように、事前審査の中では、その会社の その時点での経営状況はわからないんですよね。 今度は参加する業者は、なりふり構わないダン ピング入札が警戒しなきゃならない一番の心配 事になるんですよ。そうなるとダンピング価格 でしか入札できない。ところが、県はダンピン グ価格の線というのは出していないでしょう。 これ以下はダンピングだというのは。ただ制限 価格を決めているだけで、制限価格は、先ほど も言いましたように、工事が履行されないおそ れのときと著しい社会への混乱、最終的に納税 者が損しちゃだめだというのが根拠でしょう。 そうなると、今の標準設計価格で、それに何% 掛けた乱数表によったり、積み上げでもいいで すよ。出した最低制限価格すれすれ、オーバー していても、切っていても、これは、それぞれ を今度は施工計画書なり、調達方法なり、ある いは資力なりを選んで、そこで検討しないと最 低制限価格は通用しなくなるんですよ。負けちゃ うですよ。だって、工事を履行できる保証があ れば、それは納税者にとって有利なわけでしょ う。だから、最低制限価格も危うい位置にある んですよ。

だから、今後、県独自の最低制限価格の理由づけとかいうものも必要になってきますよ。これは流れでそんなっていきますよ。だって、国交省あたりの低入札価格の施工計画から調達方法からことごとく今出させて、それで工事履行を担保して、だから最低制限価格ももう設定しないじゃないですか。

この前も言いましたように、公団だのという のは、最初からユニットプライスの積算をとっ たり、あるいは複合単価方式をとったりして、 そこらをぼかして、自分らが法的なものがクリ アできるような入札方法をとっているじゃない ですか。だから、そういう時代が来るんですよ。 すべて欧米方式に向かわされているんですよ。 だから、そこらの検討をこの1年間でやってお かないと大変な時代が来ると思うんですよ。

今回、人事が途中でかわって高速道局長が部 長に上がったけれども、これは河野次長をどう のこうの言うんじゃないんだけど、ここには来 年度の予算なり、方針なり、こんな大きい問題 を抱えた中でするときに、ここに今度は土木担 当の次長がいないということが、今、県がどう いう方向に向かって、どれだけ大変な作業をこ なそうとしているのかの考え方がちょっと甘い んじゃないかなと思うんですよ。だって答えが 具体的に聞けないですもん。技術屋さんが責任 持ってこの席で答えていただかないとわからな いような問題が、僕は素人だから表現の仕方は まずいかもわからんけど、技術陣はそこらを僕 ら以上に心配していないといけないんじゃない かなと思うんですよ。

もうこれは切りがないから、とにかく1つだけ聞かせていただきたいのは、法的にクリアできないぞというものが課題として解決できなくてもこれはやっていかなきゃいけないということだから、そこのところに対しての腹決めをしっかりしてほしい、その決意を土木部長に、完全にクリアしていくという。

○野口土木部長 先ほどコンプライアンスというお話がありましたけれども、もちろん、我々、皆さんの貴重な税金を使って公共施設の整備等をさせていただいておるわけですから、各種法令について、しっかり遵守していくような形での検討というのを引き続き行わさせていただき

ますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○徳重委員 管理課長にお尋ねします。まず、 産業開発青年隊、今、質問のとおり、技術的に も難しくなってくる、技術者を育てるというこ とは大事なことだと思っています。そこで、毎 年、隊員が減っているというようなお話を聞い ているんですが、ことしまで、16、17、18 年度 の入隊員数を教えてくださいませんか。

○後藤管理課長 入隊者の数は、平成14年ぐらいまでは100名を超しておりました。現在、15年が85名、16年が76名、17年が49名、18年が23名と非常に厳しくなってきております。これは、高卒者も減っているということもあろうかと思います。それと志向といいますか、どちらに進むかとか、そういったこともあろうかと思います。非常に入隊者の数は以上のようなことで厳しくなっております。

○徳重委員 第一線の技術者ということで即戦 力というような形にもなろうかと思うんですが、 どうしてもこれから非常に技術的なものも求め られるということになりますと、やはりちゃん とした技術者を育ててほしいということから、 考え方として、こんなに減ってくると運営上も 非常に問題かなと思うんですが、これが存続と いうんですか、継続的にこれを進めていく用意 があるのかどうか、そこ辺はどうですか。

○後藤管理課長 募集については、近年は3回とか2回とか、長く時間をかけながら学校を回って、あるいは広報機関もすべて利用しながらやってきておりまして、それでもなおかつニーズが集まらない状況が1つあるのと、それと費用の面でかなり負担になってきているという面があります。それと、育った方も、就職といいますか、卒業生の半分程度しか今、業界の方に進ん

でいないと。20 名育てば 10 名程度しか建設業界あるいは測量とか、関連業界に行っておりませんので、非常に今、厳しい状況にあると分析しているところです。

○徳重委員 このままいくと存続すら難しいということになるような感じがするんですが、こういう考え方はできないものですか。各企業、事業所に対して隊員を募集すると、事業所に入隊をさせてくれと、技術者養成校というような形で入隊させる方法は考えられないもんですか。

○後藤管理課長 形態的にはいろんな形があろうかと思うんですけど、実際、今の募集の形は、業界あるいはOB会、青友会というのがあるんですけど、そこらを通しながらもやりました。その段階では、既存の会社に行っている方たちにも若手であれば声をかけたという話も聞いておりますので、そこも入れながらでも非常に厳しかったということと、民間技術者の養成というか、それについては今後とも物すごく大事なことだと思っておりますので、いろいろ考えていかんといかんかなと思っておるところです。

○徳重委員 これだけの施設と職員、能力を持った指導者がいらっしゃるわけですから、これを生かさない手はないと、よりよい技術を習得させて、いい仕事をしてもらわなきゃいけないから、ぜひ、前向きに、何とか存続できて、さらにいい技術者が育つように努力をいただきたいと思います。

もう一つお尋ねしますが、同じ管理課の中で、 また都城のことを言って大変恐縮でございます が、都城東環状線 4 億 8,600 万の予算がついて おりますが、18 年度は幾らだったですかね。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 道路建設 課でございます。都城志布志道路につきまして は、18 年度は、2月補正で申しましたように、 改築計で5億 6,300 万ついておったところでご ざいます。今回は今、委員のおっしゃいました ような金額になっております。

○徳重委員 我々が今まで聞いておった話の中では、工事の事業年度というのは決まっているから、その中での予算のつき方というのは、倍に近いぐらいついていくというようなお話を聞いておったんですが、例えば、ことしは4億8,600万ということですが、あと補正なり何なりついていく可能性があるんですか。

○荒川道路建設課長兼道路保全課長 現段階で申し上げますと、国への要望をする場合に、まず用地買収をさせていただくことが前提になるわけでございます。それで県のやっております都城一志布志の区間、この区間の中で 10 号から 269 の間、これにつきましては用地買収はほとんど終わってきているんですけれども、そこについてはそれなりの工事費を投入できます。それから 269 から梅北の方、これにつきましては、用地買収が現在、25 %ぐらいになっております。そういった用地買収を考慮しながら、できる範囲の予算をつけているという状況でございます。

○権藤委員 336 ページなんですが、産業開発 青年隊で予算等も18年、19年対比で見ると減っ ておりますが、一部隊員の構成等について、将 来的には定員不足といいますか、そういったこ と等もあるんではないかと思うんですが、例え ば19年と18年は産業開発青年隊の運営そのも のについてはどういう状況なんでしょうか。

○後藤管理課長 青年隊の定数は、要するに人数が集まっておりませんので、18年に110名から60名に落としたということがありまして、その分、経費的にも、隊員が減ってくればバスも要らないとかいうのもありましたので、そうい

う経費等の見直しをかけたり、あるいは職員の数、そういったものを見直しながら、今、ここにお願いしております実践費については 4,618万1,000円、これは、産業開発青年協会への委託費とかを含んでおります。

○権藤委員 それから、同じページなんですが、 宮崎建設産業活性化事業 1 億 5,200 万、トータ ルでは 18 年度に比べると 1,300 万ほど減るのか なということなんですが、この 1 から 5 の中 で 1,000 万というのはどのあたりで減るのかな と。あとは、宮崎建設産業活性化事業の中身を 御説明いただきたい。

○後藤管理課長 経費的に減るのは貸付金1 億 5,200 万の中の、転貸資金を建設産業事業協 同組合の方に貸付をしておりまして、その貸付 で民間の市中金融機関から原資を調達して20億 程度の枠で回しているんですけど、十分回せま すので、その分の貸付金を 500 万減らしており ます。それから、建設業の許可の業者数、浮き 沈みがありますので、その業者数あるいは経営 事項審査の業者数が減ったりしますので、その 分での見直し等をやって金額的に減っていると。 それから、活性化事業については、新分野進出 なんかのセミナーを年、3地区で6回ほどやっ ていまして、2日ずつの研修を、昨年で言いま すと都城、日向、宮崎というようなことでやっ たり、あるいは県内8カ所の地区で支援財団を 利用した相談窓口といいますか、企業体質強化 の相談を受けたり、あるいは新分野進出等の相 談を受けるというふうなことで、事業的には十 分とはいかないかもしれませんけど、窓口的に は開設しているところであります。

○権藤委員 それから、339 ページなんですが、 前年が 3,400 万、当年度は 1,600 万、主なもの は収用委員会会議費というようなことでありま すが、これが例の予定地に対しての植栽等についての仕事に関係するというふうに仮に考えますと、18 年度がかなりそういう開催とかの経費面がかさんで、19 年度は減ると考えていいのかどうか。

それから、その下の用地対策費等についても、1,270万から400万ということなんですが、こういったものは実質このベースでいくのか、あるいは6月等に何かを補強・補正していかないとやれませんが、18年度並みになりますというのか、そこらあたりは政策経費云々ということは、中身的には議論できないにしても、そういう解釈をしていいのかどうかということを。

〇小野用地対策課長 収用委員会費の関係なんですけれども、18 年度につきましては、裁決事案がなかったんですよね。そういうことで、先ほど申しましたけれども、土地の鑑定料とか建物の物件調査費等が18年度はなかったんですけれども、19年度につきましては、鑑定料を121万4,000円、物件調査費を6,000円というふうに、委員がおっしゃるように、高速道路関係の裁決も始まりますので、19年度については予算を使えるんじゃないかというふうに考えております。

用地対策費につきましては、このほとんどが 過去の道路河川の民地が未登記であるんですよ ね。その解消に努めるために、公共嘱託協会の 方に現況調査とか登記を委託しているんですけ れども、昨年度につきましては 1,200 万ぐらい あったんですが、ことしの今度お願いしており ますのが 396 万 1,000 円ということですけれど も、また 6 月で追加をお願いしたいと考えてお ります。以上です。

○権藤委員 用地対策についてはわかりましたが、収用委員会の方については、3,400 万か

ら 1,600 万に下がっていますよね。今聞いた説明だと、仕事量は 19 年度がふえるということではないのか。

〇小野用地対策課長 19 年度につきましても、6月で追加をお願いします。

〇権藤委員 わかりました。

それから、345 ページの公共事業支援統合情報システム構築事業というものについては、何年がかりかでやっているのかなと思うんですが、18 年度と 19 年度の関係と、それから 19 年度は終わりに近づくのかどうか、そこらあたりの全体計画の関係を。

それと、関係があれば 346 ページの 2,000 万から 19 年度は 70 万に減るわけですが、それが関係あれば一緒に説明してください。

〇郷田技術検査課長 公共事業支援統合情報システム構築事業費に関してですけれども、これについては、システム構築ということで平成 15年度から取り組んでいまして、平成 18年度までに2億5,000万ほどつぎ込んでおるわけですけれども、平成19年度から21年度に年間平均2,000万円ほどの予定をしております。その後、運用費というようなことで続いていくと思うんですが、電子入札については、御説明いたしましたように、平成19年の7月ぐらいには全面導入ということになるわけで、その開発関係についてはそれで一応終わるわけですけど、後、その維持管理、運用ということで続いていくということになります。

○権藤委員 346 ページのとは直接は関係ない んですね。18 年度 2,000 万で、19 年度は事業が 一応終わるんですかね。

○郷田技術検査課長 これはデータベース構築 事業費ということで、これについては特に関連 ということではございません。 ○権藤委員 事業がもう終わるということなのか。

○郷田技術検査課長 そういうことになります。○黒木委員長 では、その他、何かございませんか。

〇中野副委員長 今、全国そうですけど、地方 というのが人口減少、高齢化、農業不振、本当、 5年先、10年先というのはどうなるかなと思っ ているんですよ。せっかくいい道路をつくった けれども、後継者もいない、そういう状況の中 で、県道にしてもバブルのころの公共事業で一 部が膨れておったり、カーブは狭くなっておっ たり、物すごくでこぼこがあるんですよ。いろ いろそういう話をすると、土木としては、波及 対効果でいわゆる効果はどうかとか、そういう 話になるんだけど、今の農村、山村集落の波及 効果はどうかと、どんどん人口減少しておる中 で、効果はこうですわというのは言い切れんわ けですよ。だから、今後は土木部として、土木 部の公共事業予算、これをどう確保するかとい うことをしっかり考えてもらいたいんですね。 議会も我々も地域代表だから一生懸命やらんと いかんけど。

4年前の県の財政、マイナス 200 億になった ら再建管理団体ですよと。そんなことはありゃ せん。150 億はどうなるかと、答えが出てこん です。一方ではそういうことのドスをつけなが ら、いわゆる減額するのにおどしに使っておる みたいで、私は今度の議会でやったけど、自治 省が出した、総務省が出した全国の財政健全度、 全国6位ですよ。びっくりした。

そういう状況下で、逆に九州管内、鹿児島なんかを見ると、公共工事は余り落ちておらんわけですよ。うちも災害が出てきたからかなり出てきているけど、災害というのは別枠だと思う

んですよね。宮崎県の公共工事というのは、従来の予定があって、それにぼこっと出てきたやつで、それはそれで仕方ないけれども、だが、よその県というのは、一般公募債、大分、鹿児島、熊本、福岡、10年先に払えばいいやつを使っておるわけですよ。一方では、道州制とか言っておるわけですよ。今、かなり議論されておるから、一時は道州制なんかどうもならんのかなと思っておったけど、今の勢いでは10年先ぐらいにはなるかもしれない。よその県はぼこんと今、公共工事をやって、10年先の借金を持って、道州制になればそれだけもうけやな。宮崎では健全財政、健全財政と言って貯金を持っていくかね。

国の方で今、地方債の19年度の予定が出てい るよね。その中で31兆かな、30兆だったか、 そういう一般公募債を総務省がどんどんやらし ておるわけね。うちの総務省から来ておる連中 は、あれは貧乏県しか借れんとですわとか言っ ておるけど、いろいろ検討して、よその県との 比較の中からトータルをどう抑えるかというこ ともぜひ、頑張ってください。うち辺の県道だ けはしっかりね、本当、でこぼこなんですよ。 真っすぐな一直線だけ広くなっておってね、こっ ちのカーブはそのまま残ったところはいっぱい あるわけよ。せめて県道ぐらいは、これから集 落を含めて活性化せんといかん。国もそう。集 落は小さくなる前提みたいなことで投資計画が どうのこうの、道路がどうのこうの言っている わけよね。これでは本当、一極集中、県は東京 に一極集中。私も地元に住んでいると、宮崎市 に一極集中。ぜひそこ辺を含めて予算どりの知 恵を。我々はみんな公共工事を何とかとりたい と思っておるわけだからね。事務屋の人は今度 は財政課に行ったら逆の立場になるけど、課長、

そんなことを言ったらだめよ。以上です。

○黒木委員長 財政と十分話をしてください。 ○横田委員 公共事業がどんどん減ってきて、 さらに今度は一般競争入札に移行するというこ とで、業者の他分野への転換というか、それも これまで以上に進めていく必要が出てくるん じゃないかと思うんですよね。これまでの相談 実績とか、具体的にどういう他分野に転換した か、そこ辺をちょっと教えていただきたいんで すけれども。

○後藤管理課長 昨年が相談が 130 件ありまし て、延べですので1社が2回来ているとか、そ ういうのもあります。ことしが1月末で100数 件だと思いますので、月10件ぐらいずつは相談 が来ていると。それと、昨年度の補助事業の実 績では2件だったんです。6件ぐらい相談が来 たんですけど、新分野進出まで結びついたのは 2件ということで、農業分野と、もう一件は新 しい製造業といいますか、舗装材をつくるとい うか、そういうのが1つありました。ことしは、 今現在、4件ほど新分野進出の計画を持ってい るみたいです。その6件の相談の中の4件がちゃ んとした計画になっていくということです。そ れと、建設業協会の方にいろいろ聞いたところ では、現在、介護分野とか農業分野とかを含め て38件ほど進出事例といいますか、そういうの を確認しております。以上です。

○横田委員 例えば農業分野とか福祉分野とか、 その担当部局と相談しながらそういう相談に 乗っているということでよろしいんでしょうか。 ○後藤管理課長 庁内にも連絡会議は設けてお りまして、本来、農業であれば改良普及所とか 振興局とかいろんなところに相談に行けるんで すけど、福祉であれば福祉部門とか、それとは 別に、支援財団に委託しておりまして、その支 援財団で専門家といいますか、コーディネートする人がいらっしゃいまして、その方がこういう分野であればこういうところに相談に行けばいいとか、専門的な相談をお受けしているというようなことで、かなり一件一件は突っ込んだ相談をお受けしていると。現在、6人ほど専門分野別に相談員、診断士の方とか特許関係に強い方とかいろいろいらっしゃるみたいです。

○横田委員 私、今度の一般質問で、のこくず で牛を飼う方法のことを言ったんですけど、あ れも、草もつくらなくていいから土地も要らな い、機械も要らない、牛舎をつくるだけの土地 があればできると思うんですよね。ただ、畜産 課の方は余り気が乗らないんですよ。何でかと いうと、それを進めたら畑が荒れてくるとか、 草をつくらなくてよくなるからですね。そうい う考えがあるのかもしれませんけど、でも、今 まで畜産をやってきた人は従来のやり方をやっ てもらえばいいわけで、特別のところから入っ ていただける人とかには物すごく有効な手段だ と思うんですよね。そういう例も考えたらたく さんあると思うんですよ。ちょっと意識を変え ていただいて、そういう指導もしていただけれ ば結構有効な方向になるんじゃないかなと思い ますので、よろしくお願いいたします。

○黒木委員長 それでは、以上で管理課、用地 対策課、技術検査課、道路建設課、道路保全課 の審査を終了いたします。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前 11 時 20 分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課 の審査を行います。 それぞれ順次、説明をお願いいたします。

○児玉河川課長 河川課でございます。当課の 平成 19 年度当初予算について御説明いたしま す。

お手元の歳出予算説明資料の 359 ページをお 開きください。当課の当初予算額は、92 億 5,711 万 5,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

361 ページをお開きください。まず、ページ 中ほどの(事項)河川管理費 1 億 235 万 7,000 円であります。これは、河川等の維持管理など に要する経費であります。

次に、362 ページをお開きください。一番目の(事項)公共河川事業費23億1,725万8,000円であります。これは、国の補助を受けて実施する河川改修等に要する経費でありますが、説明欄に記載しておりますように、基幹河川改修事業外4つの事業により、ハード及びソフト対策が一体となった防災対策を進めることとしております。

次に、363 ページをごらんください。一番下の(事項)河川受託事業費1億9,120万円であります。これは、河川の改修に伴い、橋梁のかけかえ工事や市町村道の改良工事などをあわせて実施するため、市町村から委託を受けて一体的な整備を図る事業であります。

次に、364 ページをお開きください。1番目の(事項)直轄河川工事負担金3億6,200万円であります。これは、国が大淀川など直轄区間において、通常の河川改修や維持・修繕、また激特事業などを行っておりますが、これに対する県の負担金であります。

次に、3番目の(事項)河川激甚災害対策特別緊急事業費15億7,000万円であります。これは、激特事業のうち県が実施する事業でありま

すが、甚大な災害を受けた大淀川、五ヶ瀬川、 川内川水系の県管理河川において、堤防のかさ 上げや排水機場の整備など、河川改修を緊急か つ重点的に行う事業であります。平成19年度は、 大淀川水系では、支川大谷川の市道橋のかさ上 げ、それから金竹川樋門の改造工事、瓜田川周 辺の輪中堤の整備や支川麓川の河川改修工事、 それからまた飯田川の排水機場の増設工事など、 五ヶ瀬川水系では、延岡市の夏田地区におきま して、支川蛇谷川の排水機場設置工事、川内川 水系では、えびの市の内竪地区において支川稲 荷川の輪中堤工事などを予定しております。

次に、一番下の(事項)公共海岸事業費1 億2,500万円であります。これは、侵食が著しい宮崎市の住吉海岸において、離岸堤の整備に要する経費であります。

次に、365ページの方をごらんください。ページ中ほどの(事項)ダム管理費 5 億 360 万 2,000円であります。これは、渡川ダム外 7 つの多目的ダム、それから日南ダム外 4 つの治水ダムの維持管理に要する経費であります。

次に、366 ページをお開きください。一番上の(事項)公共土木災害復旧費24億4,600万円であります。これは、道路や河川など被災した公共土木施設の復旧に要する経費であります。

河川課につきましては以上であります。

○児玉砂防課長 砂防課でございます。当課の 平成 19 年度の予算について御説明申し上げま す。

歳出予算説明資料の367ページ、「砂防課」を お開きください。当課の当初予算額は、総額で27 億2,348万5,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

369 ページをお開きいただきたいと思います。 まず、中ほどの(事項)公共砂防事業費 18 億 4,200 万円であります。これは、土石流など の土砂災害から人命財産を守るために、荒廃し た渓流や地すべり区域において、砂防堰堤工な どの整備に要する経費でございます。説明1か ら5につきましては、通常砂防事業や地すべり 対策事業等 52 カ所で防災対策工事を実施するも のであります。次の6と7の事業につきまして は、平成 17 年度の台風 14 号における激甚な災 害が発生した一連区間におきまして、再度災害 の防止を実施するためのものでありまして、6 の激甚災害対策特別緊急事業につきましては、 美郷町西郷区島戸地区外3カ所におきまして、 地すべりや土石流対策工事を実施するものであ ります。7の特定緊急砂防事業につきましては、 宮崎市田野町別府田野川において、土石流対策 のための砂防堰堤工を実施するものであります。

次に、一番下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費7億1,400万であります。次のページをお開きください。これは、がけ崩れから人命財産を守るために、急傾斜地崩壊対策危険箇所において、擁壁工やのり面工などの整備に要する経費であります。1の急傾斜地崩壊対策事業は45地区において、2の総合流域防災事業は、比較的規模の小さい箇所になりますが、16地区において、対策工事を実施してまいります。

次に、中ほどの(事項)県単砂防調査費 3,400 万円であります。これは、通常の砂防事業の新 規採択箇所や災害関連緊急事業等の申請に伴う 測量や調査費に要する経費であります。

次に、(事項) 県単公共砂防費 4,200 万円であります。これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事や地すべり対策工事に要する経費でございまして、小規模な流路工、砂防施設や地すべり防止施設の修繕を行うものであります。

最下段の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策 事業費 3,900 万円であります。次のページをご らんください。これは、国庫補助事業の対象と ならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事や、現 在ある施設の修繕に要する経費になっておりま す。1の事業は、防護さくやのり面工の補修を 実施することにしております。2の自然災害防 止事業は、市町村が実施する急傾斜地崩壊対策 工事を補助する事業となっております。

一番下の(事項) 土砂災害防止啓発推進事業費 154 万 4,000 円であります。1 の土砂災害警戒避難体制支援事業は、小中学生や高齢者等を対象にして、土砂災害防止講座や教室の開催を行うことにしております。また、県内各地域の防災リーダーや市町村職員を対象にした土砂災害防止研修会を開催しまして、市町村による警戒避難体制づくりを支援するものでございます。予算については以上でございます。

次に、委員会資料の13ページをごらんいただきたいと思います。議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてでありますが、 土砂災害防止法では、都道府県知事は、土砂災 害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」、 また、土砂災害により住民の生命または身体に 著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂 災害特別警戒区域」として指定することになっ ております。この特別警戒区域において特定の 開発行為を行う者は、都道府県知事に対し許可 申請書を提出して、許可を受けなければならな いとされております。この許可審査事務につき ましては、地方自治法第 227 条第1項にありま すように、特定の者のためにする事務に該当す ることから、手数料を徴収することができると されております。県では、平成19年度以降、特別警戒区域の指定をすることにしております。 その特別警戒区域における特定開発行為の許可申請に対する審査の手数料の徴収を行うために、 今回、使用料及び手数料条例の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容といたしましては、特定開発行為許可申請手数料につきましては、1件につき、4万4,000円としております。また、特定開発行為の変更・許可申請手数料につきましては、1件につき、4,000円といたしております。この手数料の根拠といたしましては、土地利用計画図、造成計画図、対策工事図面などの申請書の審査に係る人件費、印刷製本費、旅費、通信費等の項目について積み上げを行っております。人件費につきましては、審査等が類似している都市計画法第29条の開発行為許可における事務量に準拠して第出しております。また、他県の設定している手数料等も参考にしております。

次に、3の施行時期につきましては、土砂災 害特別警戒区域の指定を進めるに当たっては、 入念な調査を行った上で区域を設定してまいり ます。地元説明会等を実施し、同意の上、指定 を行うことになります。それ相応の期間を要す ることから、10 月1日から施行することとして おります。

14ページ、15ページには、その条例の現行改正案の新旧対照表を添付しております。

砂防課は以上でございます。

○河野港湾課長 港湾課でございます。

歳出予算説明資料の373ページ、「港湾課」を お開きください。当課の当初予算額は、一般会 計で31億3,406万5,000円、港湾整備事業特別 会計で17億799万9,000円、一般会計と港湾整 備事業特別会計を合わせまして 48 億 4,206 万 4,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

375 ページをお開きください。まず、中段の (事項)空港整備対策事業費 1,577 万 2,000 円 であります。これは、主に宮崎空港駐車場周辺 の植栽管理を行うものであります。

次に、その下の(事項)空港整備直轄事業負担金 1,060 万円であります。これは、宮崎空港の誘導路改良や照明工事等に係る国の直轄事業に対する負担金であります。

次に、376 ページをお開きください。上段の (事項)公共海岸保全港湾事業費 7,080 万円で あります。これは、県南の外浦港贄波地区の護 岸改良工事により、背後の住宅等を台風災害か ら防護するものであります。

次に、下段の(事項)港営費1億8,711万6,000 円であります。これは、県内16港湾の管理運営 に要する経費でございます。

次に、377 ページをごらんください。上段の (事項) 港湾維持管理費 1 億 3,260 万円であり ます。これは、航路等のしゅんせつや係留施設 等の修繕など、港湾施設の維持補修に要する経 費でございます。

次に、中段の(事項)特別会計繰出金7億8,336 万6,000円であります。これは、港湾整備事業 特別会計において、荷役機械や野積み場などの 整備に係る起債償還を行っておりますが、その 財源不足額について一般会計から繰り出しをお 願いするものであります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金6,370万円であります。次のページをお開きください。これは、細島港、宮崎港の防波堤の整備に係る国の直轄事業に対する負担金であります。

次に、一番下の(事項)公共港湾建設事業費 12 億 3,099 万 3,000 円であります。これは、海上輸送のコスト低減や効率化、安全性を確保するため、国庫補助事業により岸壁や防波堤などの整備をするものであります。

次に、379 ページをごらんください。上段の (事項) 県単港湾建設事業費 1,496 万 8,000 円 であります。これは、国庫補助事業の対象にな らない舗装補修などを行うものであります。

次に、その下の(事項)港湾災害復旧費1 億3,783万4,000円であります。これは、台風 等により被災した公共港湾施設を原形復旧する ものであります。

次に、380 ページをお開きください。港湾整備事業特別会計について主なものを御説明いた します。

まず、上段の(事項) 細島港管理運営費1 億2,130万7,000円であります。これは、細島 港の荷役機械、引き船等の管理運営に要する経 費であります。

次に、2つ下の(事項)宮崎港管理運営費1 億3,394万円であります。これは、宮崎港のフェ リーターミナルビル、引き船、マリーナ等の管 理運営に要する経費でございます。次のページ をごらんください。新規事業「宮崎港関連用地 分譲促進事業」の 600 万円であります。内容に つきましては、後ほど、委員会資料で御説明い たします。

次に、その下の(事項)油津港管理運営費 1,011 万 1,000 円であります。これは、油津港の上屋、 荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、中段の(事項)公債費 14 億 3,740 万 4,000 円であります。これは、港湾整備事業特 別会計で整備しました荷役機械や野積み場など の起債償還のための経費であります。元金が 12 億 270 万 6,000 円、利子が 2 億 3,469 万 8,000 円であります。

予算につきましては以上でございます。

次に、新規事業「宮崎港関連用地分譲促進事業」について御説明します。

委員会資料の17ページをお開きください。まず、1の事業目的であります。宮崎港の東部埠頭にある分譲地につきましては、宮崎港へ移転を希望する運送業者や倉庫業者などの流通関連施設の受け入れを目的として、平成5年度から分譲を開始し、これまで各種のPR、セールス活動等や分譲価格の見直しを行うなど、売却に努めてきたところでありますが、思うように分譲が進んでいない状況にあります。

下の位置図をごらんください。太い線で囲んでいる部分が分譲地であります。全体面積は16.1~クタールありまして、これまでに運送業者など14社に分譲しておりますが、分譲済みの面積は3.8~クタールであり、全体の約4分の1にとどまっているところであります。このようなことから、今回、販売方法や情報のノウハウを有する宅建業者等と連携を図り、当用地の早期分譲を促進するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は 600 万円をお願いしております。事業の内容でありますが、1つは、宅建業者等の媒介による分譲促進であります。これは、宅建業者などの団体と当用地の分譲の媒介に関する協定を締結して、媒介により売買契約が成立した場合は、媒介業者に手数料として売買価格の2%を支払うことにより、分譲を促進することとしております。もう一つは、②のパンフレット作成及び業界紙等への広告によりましてPR強化を図ることとしております。

港湾課は以上でございます。

○藤村都市計画課長 都市計画課であります。 当課の平成19年度当初予算について御説明いた します。

お手元の歳出予算説明資料の 383 ページ、「都 市計画課」をお開きください。当課の当初予算 額は、15 億 9,011 万 6,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

385 ページをお開きください。まず、一番下の新規事業の(事項)都市計画に関する基礎調査実施事業8,000万円であります。これは、都市計画法第6条第1項の規定に基づき、都市計画区域について、市街地の面積、土地利用、交通量などの現状及び将来の見通しについて調査を行うものであります。事業期間は平成19年度から平成20年度までの2年間で、関係市町にも事業費の2分の1を負担していただくこととしております。

次に、386 ページをお開きください。上から 2番目の(事項)公共街路事業費 5億 7,400 万円であります。これは、市街地における都市計画道路の整備に要する経費であります。このうち1の橋梁整備事業は、延岡西環状線の一部となります祝子橋及び(仮称)岡富橋の工事を行うものであります。また、3の日豊本線日向地区連続立体交差事業におきましては、昨年 12月17日に高架への切りかえ及び新駅舎の開業が行われたところでありますが、平成19年度は旧軌道、旧駅舎など既存施設の撤去工事等を行うものであります。

次に、一番下の(事項)土地区画整理事業費 1億4,450万円であります。これは、土地区画 整理事業に要する経費であります。このうち、 次のページでございますが、1の組合区画整理 事業補助金は、延岡市の多々良地区の土地区画 整理事業を施行いたします多々良土地区画整理 組合に対し、国・県・市で補助を行うものであります。事業期間は、平成 18 年度から平成 25 年度までの予定でありまして、この事業におきましても、延岡西環状線の一部となります富美山通線が整備されることとなります。

次に、一番下の(事項)地方道路交付金事業費5億9,300万円であります。これは、国から交付金を受けて都市計画道路の整備を行う事業に要する経費であります。

都市計画課は以上でございます。

○黒木委員長 執行部の説明が終了いたしましたが、説明のありました議案等について質疑はございませんか。

○長友委員 砂防課になろうかと思いますけれ ども、370ページ、県単公共砂防事業費かその 下の県単公共急傾斜地崩壊対策事業費のどちら の方か、説明の中でいろんな補修等が生じた場 合の費用ということでありましたが、確かに、 急傾斜地崩壊を防止する事業が行われて久しく なるところがあるわけですね。ところが、県央 部以南でしょうか、シラス地帯の急傾斜地のこ の事業をやったところあたりでは、所によって は内部の方に水がまた入りまして、そして砂が 流出したり何とかで空洞ができているんじゃな いかとかいろんな状況ができておりまして、調 査なり補修なりが必要になってくるところがあ るわけでございます。これを見ますと 18 年度の 実績からしますと金額が非常に少ないわけであ りますけれども、これは6月補正か何かあるの かどうか、そのあたりをお聞きしたいと思いま す。

〇児玉砂防課長 砂防課でございます。今、委員の御質問に対しまして、確かに、16 年から動きました財政計画、県単等は非常に厳しくなってきておりまして、今回のこれは骨格予算で一

応5割程度を計上させていただいておりますが、 何分、おっしゃるように、要望も非常に多うご ざいます。市町村とも連携をとってやっておる わけなんですけど、台風14号等の影響で、崩壊、 空洞、または南の方ではシラス系で非常に壊れ ている箇所が多いといろんな形で御要望等がご ざいます。土木事務所等を通じながら現地をしっ かり調査して、全体の調査となりますと相当な ものになりますが、復旧に当たりましては、金 が追いつかないと。だから、いろんな当面の簡 易な工法で対応するようにということで、一応、 現場の方にはお話をしている状況でございます。 いずれにしましても、昨年の防災対策、合併関 連のようなああいう予算が非常に厳しくなって きていることは事実でございますから、有効に この予算で最大限の緊急度の高いところを対応 してまいらにゃいかんというふうに考えており ます。

○長友委員 骨格予算ということで5割程度の 予算組みをされたということでありますが、それにしましても、昨年度実績からしまして、補 正があっても3分の1ぐらい削られているという感じになってきますから、しかし、現場は実際、必要があったから急傾斜地の事業をやったということで、危険性が高いということはあるわけですね。土砂等が家のすぐ近くまで落っこちてくるわけです。そういうことがありますので、要請があった場合にはできるだけ速やかに対処していただいて、万全を期していただきたい、これは要望にとどめておきます。

それから、もう一つ、ハザードマップの予算がついておりましたけれども、19年度の予算が執行された場合、県内のハザードマップの充足度といいますか、それは大体どれぐらいの割合になるんでしょうか、全家庭に行くまでに。

○児玉河川課長 ハザードマップの整備につきましては、18 年度から 21 年度までで予定しておりまして、県内 23 市町村の作成に対して補助をする予定にしております。18 年度が 8 市町村、19 年度が今のところ 11 市町村を予定しておりますので、合計 19 市町村ですから、23 市町村のうちほとんどで、残りますのが 4 市町村ということになります。これは、市町村もそれぞれの事情がありましてちょっとおくれますけれども、おおむね来年度までにはかなりでき上がるということで考えております。

○長友委員 了解でございます。

○横田委員 河川管理についてお尋ねしたいんですけど、河川ボランティアで堤防の草刈りとか地元の人にしていただいているわけですけど、私なんかも、できるだけ自分たちでやりましょうやということでお願いしているんですけど、少しずつ私の住んでいるところもふえてはきているんですけど、今、県内全体ではどういう状況にあるんでしょうか。

○児玉河川課長 河川ボランティアの取り組み についての県内の状況ということでよろしいで しょうか。数字的なことを調べて、後ほど御説 明したいと思います。

〇横田委員 少しずつふえている方向ではある んですかね。

○児玉河川課長 これは、もともと河川ボランティアだけでやっておりましたが、ことしから河川パートナーシップ推進事業というのも取り入れまして、地域でやっていただいた団体にはある程度の金額を支援するということで取り組んでいます。過去に比べて団体はかなりふえてきております。具体的な数字をちょっと見つけ出せませんが、県内いろんなところで相当ふえてきておりまして、もっともっとこういう形で

やってもらいたい。そういう活動をやったことによって地域の団結も図れたとか、いろんな好評も得ておりますので、今後、それがまたさらに進みますように私どもも取り組んでいきたいと考えております。

○横田委員 これまでやってこられたところで、 実際やってみたら高齢化とかが進んでいて若い 人がいないということで、ちょっとようやらん わ、県に何とかしてもらえんやろうかというと ころもあるんですよね。確かにそういう方向で 行ってもらいたいという気持ちは私も持ってい るんですけど、どうしてもそういう体制がとれ ないというようなところに対しては、従来どお りやっていただけるんでしょうか。予算が従来 の3分の1ぐらいに減っているという話も聞い ているもんですから、大変厳しいということは わかっているんですけど、ここらあたりはいか がでしょうか。

○児玉河川課長 今、取り組んでいただいてお りますのは、ボランティアは自発的に、草刈り だけじゃなくて、ごみ拾いとかいろんなことを やっていただいていると。パートナーシップ推 進事業につきましては、本来、県が草刈りをせ にゃいかんところの中で、地域の方でもやって いただけるような安全な場所といいますか、そ ういったところをまずピックアップしまして、 そういったところに対して地域の方がそこをや りましょうという話になったときに取り組んで いただくと。それ以外の危ないところもありま すから、そういったところは河川管理者がしっ かりやっていくという一応すみ分けを考えてお ります。なおかつ、草刈りしていただいたもの も、集めて、後それを処分するとかいったのは 河川管理者の方がお手伝いするというような形 で取り組んでおりますので、高齢者の方がだん だんふえてきてやりにくくなるという部分もありますけれども、そういった方たちがやりやすいような形を整えながら、その人たちがうまく取り組めるような支援のあり方を考えながら、今後もやっていきたいと考えております。

○長友委員 関連してですけど、実際、現場に 行きますと、ヨシか何かが生えているのかわか りませんけど、相当な背丈になるわけですね。 そうしますと交通上も見通しが悪くて危ないわ けですよ。それから、野火でも発生して火災に なった場合は大変なんですね。もう一つは、防 犯上の問題で、そのあたりを子供たちでも通っ たときに変質者にでも出りゃ大変なことになる わけですよ。だから、場所というのはしっかり 見ていただいて、必要なところは必要な措置を すると。そのとき予算がないんであれば、横田 委員も言われたように、地元との協力あたりに、 軍手とか油代とか、そういうことじゃなくて、 もうちょっとしっかりしたお金をきちっと出し て、そのかわりそこで管理をしっかりしてもら うと。こういう体制はもっともっと細かに打っ ていかないと、河川なんかを守っていく上でも いかんと思いますので、これはいろんなところ から結構要望が強いんです。だから、もうちょっ とそこ辺のやり方を確立していただきたいとい うふうに思います。これも要望ですが、お答え があれば。

○児玉河川課長 今、委員おっしゃったとおりでありまして、私どももやっぱりそういう形でやっていかにゃいかんと思っております。ボランティア推進事業については、資材の提供とか保険での支援、そういったことになるんですが、パートナーシップ推進事業につきましては、本来、河川管理者がやるべきところをそのかわりにやっていただいていますので、そういったも

のについては、面積等に応じて報償金みたいなお金も少しではあるんですが、お出ししてやっていただくような形にしております。これは土木事務所を通じて、市町村も通じて、地域の皆さんにもっとPRしながら取り組んでいかにやいかんと思っていますし、今、委員がおっしゃったような、地域の方々がこういうところをやってほしいという要望もいろいろあると思いますから、そういった要望も十分踏まえながら、どこをやるべきかというのもまた事務所と一緒になって十分考えていきたいと思います。以上でございます。

○長友委員 同じ問題で、県の管理する河川と いいますか、そこらあたりの堆積土砂といいま すか、この問題がまた、これは県議会の一般質 問等でも取り上げられたと思うんですけれども、 結構、浸水地帯あたりでは、それが直接問題に なるんじゃないんですけれども、流れが悪くなっ たり、いろんな状況等が心配されるわけですね。 だから、河川内の土砂をどうやるかといったと きに大変なことになってくると思うんですけれ ども、正式に業者さんを入れてやれば非常にお 金のかかることにもなると思うんですよ。それ で、従来は小さな分であれば、地元の方々が水 田なんかをやっていく上で管理をして、年に何 回かきれいにしたりとかされていた部分もある わけですけれども、もう少し地域の力というの をうまく活用して、少しでも助成をして、そし て取り除くことはできないのかと。そういうの を常時管理をしていけば、一遍に高い金を出し て無理な土砂の除去をやるんじゃなくてできる んじゃないかと思うんですね。そこ辺の研究も やっていただきたいなと、これは要望しておき ます。

○権藤委員 予算説明資料の 385 ページ、先ほ

ど説明は一応聞いたんですが、全県的にやるのかとか、そういう具体的なもの、都市計画に関する基礎調査実施事業 8,000 万というのをもう一度御説明いただきたいと思います。

○藤村都市計画課長 都市計画課でございますが、都市計画に関する基礎調査につきましては、 先ほど申し上げましたけれども、都市計画法の中でおおむね5年ごとに基礎調査を実施しなさいということが規定されております。この中では、さまざまな交通量とか土地利用とか、いろんな基礎的な資料を得るための調査でございまして、これをやっていかないと、その後のさまざまな都市計画決定とか変更とかいうものに対して支障が生じるということで、ほぼ5年に一遍、基礎調査をやっているところでございます。

○権藤委員 これは全県的なやつですか。

○藤村都市計画課長 2カ年に分けてやろうと しておりますが、今回につきましては、宮崎広 域都市計画区域と田野都市計画区域を除きまし た全県の16の都市計画区域で基礎調査をする予 定でございます。

○権藤委員 その上の指導監督費等が倍ぐらい になっているんですが、これはこれと関係ある んですか。

○藤村都市計画課長 今の基礎調査と関係があるわけじゃございませんで、指導監督費につきましては、過去の実績に基づいて算定しております。今回ふえておりますのは、市町村が実施主体でやりますまちづくり交付金の事業がかなりふえてきているということで、このくらいは見込めるのかなということで計上させていただいております。

○権藤委員 常任委員会資料の17ページの宮崎港の土地の問題について、私は本会議で質問したりしているんですが、1つは600万で大丈夫

かなと、本当に本腰を入れてやってくれるのかなというのと、もう一つは、それこそ知事が言う出来高払い制で2%というのがあるんですが、要する不動産が一生懸命やってくれるのかなというのが基本的にあるということなんですよ、私の疑問点として。売買価格の2%とか、600万でパンフレットをつくって云々というのが、本当に関心の薄いところまで注意を喚起するというようなものでないと、なかなか火がつかんのじゃないかなというのが根底にあるもんですから、そういう意味でお聞きをするんですが、どうなんですか。

○河野港湾課長 宮崎港の関連用地につきまし ては、今までいろんなPRをしてきております。 特に、県内外で行います宮崎県港湾セミナー、 そういったところにおいて参加企業へのPRを やっております。特に、企業に直接訪問して、 販売促進活動とか、またホームページ、それか ら物流専門誌等に広告を記載してやっておりま す。しかしながら、企業が在庫を抱えないとい うふうな状況で、業務形態が変更しておりまし て、なかなか分譲が進んでいないという状況で ございます。そういうことで、新たな試みとし まして、宅建業の方にPRをしながら売り込ん でもらおうということで考えておりまして、過 去の実績からして宮崎港の分譲が約 5,000 平米 ぐらいで売れていますので、そういったこと で 5,000 平米程度の販売を目指しているという ことで、ことしは一応 600 万、その 600 万の中 にPR分を含めたパンフレット、業界紙への広 告ということでやっていきたいというふうに考 えております。

○権藤委員 志布志とかを見に行きますと、荷役作業と関連した飼料を加工してまた出すとか、 そういうものが何かあるような気がするんです が、この左側等にある部分と右側の分譲地との 関係を、何らかの形で誘導するようなものがな いとなかなか難しいような気もするんですけど、 これはここで議論しても結論は出ませんし、実 際に手を挙げる人がおらんと話が進まんわけで すが、あそこに進出しようという意欲がどうし たら起きてくるのかというところまで不動産の 人とよく議論をしていただいて、行政として何 かせにゃいかんということがあれば、私は追加 投資をしてでも早く売却することが大切じゃな いかなというふうに思いますので、そういう検 討もぜひお願いしたいということで、ここでは もうよろしいです。

- ○中野副委員長 都市計画課長に 385 ページ、8,000 万の事業、この調査項目は法律で決まっているのか、教えてください。
- ○藤村都市計画課長 この調査項目につきましては、政令で決まっております。こういう内容について調査しなさいと。
- ○中野副委員長 道路の交通量調査というのは しょっちゅうしておるわけですよ。宮崎でね。 それと、私が言っておる集落の空き地、未利用 地、そういうところが都市計画の基本のところ かな、土地の有効利用というのが入っておるわ けですよ。そういう私が言っているような調整 区域のために半永久的に手がつけられんような、 そういう調査は入っておるんですか。
- ○藤村都市計画課長 土地利用関係につきましても、現在の状況でありますとか、過去からずっと調査してきておりますので、その推移とかについて調査がされることになると思います。
- **〇中野副委員長** これは5年前にやったのもあるわけですね。
- ○藤村都市計画課長 前回、13 年度にやっております。

- **〇中野副委員長** 別途、どういう調査をやった か、その中身を一回見せてください。資料で。
- **○黒木委員長** じゃ、それは後ほど出してください。
- ○藤村都市計画課長 はい。後ほど。
- ○坂口委員 参考までに都市計画課長に、386 ページの一番上、屋外広告物審議会費、これは 大体どういった会議か、概要でいいんですけど、 どんなぐあいに開かれるのか。
- ○藤村都市計画課長 屋外広告物審議会につきましては、条例等で決まった中で規則とか、その分について変更になる場合に審議会にかけることになっております。
- ○坂口委員 この監視員費、20 名ですよね、これはどういった人たちがどういった行動をやっているんですか。ここも勉強不足で。
- ○藤村都市計画課長 屋外広告物監視員につきましては、各事務所に張りつけておりまして、全部で20名ということでございますが、もともとはさまざまな職種の方、例えば、自衛隊におられた方とかがここに採用されております。
- ○坂口委員 嘱託みたいな形でやっておられる んですか。
- ○藤村都市計画課長 嘱託ということでございます。
- ○坂口委員 そこで、事業じゃないんですけれども、さっき、河川管理費で草刈りの問題、経費が苦しい中でなかなか思うようにいかないと。これは先ほどの道路維持の方になるかと思うんですけど、今でも沿道の草刈りの作業というのは検査が物すごく厳しいみたいで、何度か業者はやり直して、ぎりぎりまで五分刈りみたいにきれいに切っていますよね。しかし、1日過ぎれば、雨が降ったときなんかはぽっと伸びるんですよね。だから、平米 100 円かかるのか 200

円かかるのかわからんですけど、そこまで厳しく切る必要が果たして除草の中であるのかなと。だから、もう少し広く使えないかなという、これは管理で出る面ですけれども。

今度は入ってくる面で、例えば屋外広告物あ たりの規制が、あるいは条例が変えられるもの なら、道路の大きい案内板ですか、交差点のと ころに必ず 300 メーターぐらい前に1本大きい のを立てて、どちらの方面、何号線とか、あの 裏面、全く使ってないですよね。県営の野球場 じゃないですけど、民間の一つの条件をクリア したものに限って広告料を取って広告を出させ るとかですね、可能ならですね。今は不可能だ と思うんですよ。だから、そういうぐあいで歳 入を図ったり、あるいは初期投資で建設する際 の負担金を負担させる方法とか、何らかの知恵 が出せないもんかなと思っているんですよ。県 営球場に広告が出せるようになったということ と、今度はネーミングライツというんですか、 なんかも可能になってきた。昔は公共交通機関 のバスとかも多分、規制があったんだろうと思 うんですけど、あんなカラフルな広告なんて出 せなかったですよね。随分時代も変わってきて いるし、歳入に少し工夫が、せめて案内標示と か規制の看板みたいなところに工夫できないも のかなと思って、そういうことはこの場では無 理なんですね。この審議会で協議するというの は。

○藤村都市計画課長 今、委員おっしゃいましたように、さまざまなことを審議しておるんですけれども、条例に基づくものについては議会の方になります。この審議会の中でもさまざまな意見も出ているんですが、先ほどおっしゃいましたように、例えば県営住宅の広告というのは、あれは屋外ではございませんで、この条例

の対象にはなっておりません。また、バスにつきましても、現在、宮崎市の区域については宮崎市の条例でやっている。その中でラッピングバスと申しますけれども、これについては、宮崎市の条例が改正されて、今、あのような形で試行ということでやっておりますが、県としてはラッピングバスはまだ認めておりません。

○坂口委員 どういうものがあるかわからない んですけど、あの看板類とかはもったいないと 思うんですよ。全部片面だけしか使っていない でしょう。大きいのになると 1,000 万ぐらいか かっていますよね。それを、せめて裏側の広い 面に民間の広告がもし出せるようになるものな ら、その判断は難しいと思うんですけど、景観 上というのはもう通用しないと思うんですよ。 あんなカラフルなバスがどんどん走ったり、野 球場にまで揚げているんだから。だから、それ はクリアできると思うんですけど、僕は前向き に考えているんですけど、そうでない部分があ るとしたら、こういったところで審議ができる ものならぜひ考えていただきたいということを、 入る面でですね。出ていくのはさっきのように、 草刈りをそんなにきれいにする必要があるのか とか、そういうものでまた出る方を制しながら、 入るものも時代の流れで当然県民の理解を得ら れるよというものについても、工夫する場があっ たら、これに限ってじゃないんですけど、そこ らを御考慮いただけるとなということで、答え のしようがないでしょうから、要望で。

〇黒木委員長 では、その他の事項で。

○長友委員 これは道路建設の方だったかもしれませんが、知事がかわって、スクラップ・アンド・ビルドというようなことで財源捻出問題やらになっているわけでありますけれども、その中で、知事の考えの中にも流通というか、こ

の件に関してはやはりきちんとせにゃいかんと いう考え方があるというふうに受け取りました。 それで、宮崎県についてよく言われることは、 流通の円滑化というか、スピード自体が実は福 祉にも非常に大きな貢献をするということで、 交通体系が立派になること自体が非常に県民の 福祉の向上にもつながるということで、私は圏 域内というか、宮崎市とその周辺部、あるいは 延岡市とその周辺部とか、そういう圏域内とい うのは必ず30分間以内で動けないといけないと いうことで、30 分構想みたいなことをかつて質 問したことがあるんですけど、県の方は主要都 市間を必ず1時間で結ぶという1時間構想とい うのがありましたね。このあたりが今後どうなっ ていくかということがちょっと心配なんですよ。 先ほども、道路も直線のところやらでこぼこや らいっぱいあるというお話がありましたけれど も、非常に投資的経費が削減されていくという 中で、皆さん方の今度、県土整備部ですか、そ ういう名称も変わろうかと思うんですけれども、 そこ辺の1時間構想等、これは今後どうなって いくのか、進捗状況等もあわせながら、道路整 備に対する考え方というのも、あればお聞きし たいと思います。

○野口土木部長 ただいまのお答えですけれど も、平成19年度、いろいろ事業の見直しという ような形で進められていきますけれども、土木 部といたしましては、県内各地から、道路の必 要性というのが県民の皆様からお話をいただい ておりますので、できるだけそれに沿うような 形で各種資料等を事業見直しのときに用意して いきたいと思っています。

県の1時間構想でございますけれども、今、 委員の方からおっしゃいましたように、県内の 主要都市間を1時間で結ぶ、あるいは圏域内を 1時間で結ぶというものでございまして、主要都市間を結ぶというのは、根幹としては高速道路の整備にかかってきていると。例えば、日向一宮崎を1時間で結ぶ、延岡一宮崎を約1時間で結ぶという形になりますと、やはり高速道路の進捗がかぎを握ってまりますと、やはり高速で開通させると思っておりますので、その辺も現在、26年度までに、県内、大分県境から日南まで開通させるという目標を持っておりますので、しっかりそれにこたえられるような形での予算確保等に努めてまいりたいと思っております。

○長友委員 今、圏域内も1時間というふうに おっしゃったんですけど、私は圏域内は30分ぐ らいじゃないといかんと思うんですけど、その 辺はどうなんですか。

○野口土木部長 圏域も大きさによって異なってまいりますので、例えば、日向と入郷やなんか一つの圏域で構成されているわけでございますけれども、そういうような広範な圏域の中も含めて、きっちり1時間というわけじゃないですけれども、おおむね1時間前後という意味で1時間構想と言わせていただいております。

○長友委員 ドクターへりを言うぐらいの話も やっておるわけですので、すべてがそうという わけにはいかんと思います。確かに、今おっ しゃったように、圏域によって非常に距離もあ るし、地形的なものもあると思いますので、で きるだけスムーズな交通体系ができ上がるよう に、その努力をお願いしたいというふうに思い ます。

〇中野副委員長 都市計画課の 385 ページ、財団法人都市計画協会、これのすべてがわかるような資料を出してください。

それからもう一つ、387 ページに都市計画調 査費 1,030 万というのがあるんですが、このす べてがわかる資料を出してください。以上です。

〇黒木委員長 午後の審査のときまでに資料が そろえられたらお願いしておきます。

それでは、以上で河川課、砂防課、港湾課、 都市計画課の審査を終了いたします。皆さん、 御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時16分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

次に、公園下水道課、建築住宅課、営繕課、 高速道対策局の審査を行います。

それでは、順次説明をお願いいたします。

○富高公園下水道課長 公園下水道課でございます。当課の平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の389ページ、「公園下水道課」をお開きください。当課の当初予算額は、5億2,763万8,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

391 ページをお開きください。まず、下段の (事項)公共都市公園事業費 6,113 万円であり ます。これは、県総合運動公園の陸上競技場で 耐震工事の一部を実施するものでございます。

次のページをお開きください。(事項) 県単都市公園整備事業費 9,860 万円であります。これは、都市公園施設の維持補修を行う事業費であり、県立平和台公園等で実施いたします。

その下の(事項)都市公園管理費 2 億 8,349 万 8,000 円であります。これは、指定管理者へ の管理運営委託に要する費用が主なものとなっ ております。以上であります。

○江川建築住宅課長 建築住宅課であります。 平成 19 年度当初予算について御説明いたしま す。

歳出予算説明資料の 393 ページをお願いいた します。当課の当初予算ですが、30 億 957 万 5,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

395 ページをお願いいたします。まず、一番下の(事項)建築確認指導費の 5,812 万 2,000円であります。これは、建築物の建築確認・許可及び検査等に要する経費であります。次のページをめくっていただきまして、3の新規事業「建築確認審査強化事業」につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項) 県営住宅管理費の9 億3,609 万9,000 円であります。これは、県営 住宅、現在、8,900 戸ございますが、その管理 に要する経費でございます。

次に、次のページですが、(事項)公共県営住宅建設事業費 17 億 3,898 万 1,000 円であります。これは、宮崎市の花ケ島団地や日向市の三ツ枝団地などの県営住宅の整備に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)住まいづくり対策費の1,794万4,000円であります。これは、良質な住まいづくりや住情報の提供等に要する経費であります。

予算関係につきましては以上であります。

次に、委員会資料の18ページをお開きください。先ほど言いました新規事業「建築確認審査強化事業」についてであります。

まず、1の事業の目的でありますが、この事業は、一昨年の構造計算偽装問題を契機に、昨年6月に建築基準法が改正されまして、本年6月に施行されることに伴いまして、建築確認におきます構造計算書の厳格な審査を行うための体制を整備し、建築物の安全性の確保を図ると

いうことを目的にしております。

2の事業の概要でありますが、(1)予算額 は3,526万7,000円をお願いしております。

(2) の事業の内容といたしましては、そこ に記載のとおり、①と②の2つから成っており ます。それを右の19ページ、「建築確認の流れ」 の図で御説明いたします。上段に記載しており ますように、建築主が建築物を建築しようとす る場合には、事前に建築確認申請を建築主事に 提出しまして、建築確認審査を経まして確認済 証の交付を受けた後、着工するという流れとなっ ております。現在行っております建築確認の審 査ですが、「現状」の欄に記載しておりますよう に、申請書、図面、構造計算書等につきまして、 書面による審査を行っているところであります。 今回予定しております事業につきましては、1 つ目は、中ほどの「審査の充実」の欄に記載し ておりますように、建築確認審査において、「現 状」の書面審査に加えまして、①の網かけの枠 内に記載のとおり、新たに構造計算プログラム を配備しまして、このプログラムを用いまして 構造計算を実行するものであります。事業費は このプログラムをリースするのに要する経費で あります。

もう一つですが、下段の「改正法への対応」 という欄に記載しておりますように、一定規模 以上の建築物につきましては、建築主事は、現 行の審査に加えまして、②に記載のとおり、一 番下に記載しておりますが、新たに設置される 知事指定の指定構造計算適合性判定機関に対し まして、構造計算適合性判定を依頼することが 義務づけられたものでありまして、その判定通 知を受けた後に建築確認を行うというものでご ざいます。事業費につきましては、その判定に 要する経費であります。 次に、委員会資料の20ページをお開きください。議案第23号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

今回、建築住宅課では、3つの改正をお願いしております。

まず、1つ目ですが、建築基準法関連の改正 について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、建築基準法の一部改正に伴いまして、国等の建築物に対する計画の審査等につきましても、手数料徴収の対象とするとともに、建築確認審査において新たに課せられます構造計算判定に係る手数料の新設等を行うための所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。 まず、393 号についてであります。これまで国 等の建築物に対する計画の審査につきましては、 手数料徴収の対象としておりませんでしたが、 今回、右側「改正案」の波線の部分を追加しま して、手数料徴収の対象とするものであります。 また、別表第2関係ですが、先ほど新規事業で 御説明申し上げましたように、構造計算適合性 判定を知事が指定する判定機関に依頼すること から、現行の審査手数料の名称を変更した上で、 現行の審査手数料に右側「改正案」の波線のと おり、新たに構造計算適合性判定加算額を追加 するものであります。申しわけありませんが、 ここにその手数料の額を記載しておりませんが、 その加算額につきましては、建築物の床面積に 応じまして、15万9,000円から73万円となり ます。

次に、右のページの 393 号の2についてであります。構造計算適合性判定手数料につきましては、知事が判定依頼を受けることになった場合の所要の手数料を徴収できる規定を新設するものでございます。

次に、394 号から 396 号までについてであります。国等の建築物に対しましては、先ほど、393 号で御説明しましたとおり、計画の審査と同様に、関連いたします完了検査あるいは中間検査及び完了検査前に建築物を仮使用する場合の仮使用の承認につきましても、各号の右側「改正案」の波線部分を追加しまして、手数料徴収の対象とするものであります。これにつきましては、手数料の額の変更はございません。

3の施行期日につきましては、公布の日から 起算して四月を超えない範囲内におきまして、 規則で定める日から施行することとしておりま す。

次に、22 ページをお願いいたします。2つ目ですが、租税特別措置法関連について御説明いたします。

1の改正の理由についてであります。租税特別措置法の一部改正によりまして、優良宅地及び優良住宅の認定に関する条項が追加されたことから、優良宅地造成認定申請手数料及び優良住宅新築認定申請手数料につきましても、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容についてであります。今回、451号及び452号のそれぞれにつきまして、現行の法人の認定申請に関する条項に加えまして、右側「改正案」の波線のとおり、連結法人の認定申請に関する条項を追加するものであります。なお、これにつきましても、手数料の額の変更はございません。

3の施行期日につきましては、平成 19 年 4 月 1 日からとしております。

次に、23 ページ、3つ目が、高齢者の居住の 安定確保に関する法律関係について御説明いた します。

1の改正の理由ですが、現在、高齢者円滑入

居賃貸住宅の登録事務というのは、財団法人宮 崎県建築住宅センターで行っております。平 成19年度から宮崎県住宅供給公社に移行するこ とに伴いまして、所要の改正を行うものであり ます。

次に、2の改正の内容についてであります。 条例の第3条別表第3では、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録申請に対する審査を行う指定機関等といたしまして、「財団法人宮崎県建築住宅センター」を定めているところですが、これを、 先ほど申しましたように、「宮崎県住宅供給公社」に変更するものであります。

3の施行期日につきましては、平成 19 年 4 月 1 日からとしております。

ただいま説明申し上げました3つの改正の新旧対照表につきましては、24ページから31ページに記載しております。

次に、33ページをお願いいたします。議案第37号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由についてであります。現在、 宮崎市の生目台北団地におきまして、中堅所得 者向け県営住宅として管理いたしております特 定公共賃貸住宅及び地域特別賃貸住宅の一部を、 低額所得者向けの準特定優良賃貸住宅に用途変 更し管理を行うことに伴いまして、所要の改正 を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。 1つ目は、現行の第3条の県営住宅の定義に、 右側「改正案」のとおり、低額所得者向けとし ての波線の「準特定優良賃貸住宅」を加えるも のであります。2つ目は、管理上必要な入居者 の募集方法等の規定を第6章に新設いたすもの であります。3つ目は、第6章の挿入に伴いま して、章を繰り下げるものであります。

施行の期日につきましては、平成19年4月1 日からとしております。

なお、新旧対照表につきましては、34 ページ から38ページに記載しております。

建築住宅課は以上であります。

○藤山営繕課長 営繕課であります。当課の平成 19 年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の 399 ページ、「営 繕課」をお開きください。当課の当初予算額は、 6 億 5,476 万 8,000 円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

401 ページをお開きください。まず、最初の (事項) 庁舎公舎等管理費 1 億 1,057 万 1,000 円であります。これは、庁舎等の維持補修に要 する経費であります。

次に、その下の(事項)電気機械管理費 2 億 885 万 1,000 円であります。これは、庁舎等の電気・ 機械設備の維持修繕工事及び冷暖房機器やエレ ベーター等の運転及び保守点検と維持管理に要 する経費であります。

次に、402 ページをお開きください。一番下の(事項)営繕管理費 1,273 万 6,000 円であります。これは、営繕積算業務電算システム及び県有建物保全情報システム整備に要する経費であります。この中で3の県有建物保全情報システム整備費でございますが、この事業は、県有建物の構造、階数などの諸元や光熱水費、修繕費などの施設管理に関する情報をデータベース化しまして、保全計画の策定や総合評価・分析を行う事業であります。平成 19 年度は予算額589 万 8,000 円であります。

営繕課は以上であります。

〇舟田高速道対策局次長 高速道対策局であります。当局の平成19年度当初予算について御説

明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「高速道対策局」 をお開きください。当局の当初予算額は、8 億1,830万6,000円であります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

405 ページをお開きください。中段よりやや下の方になりますが、(事項) 東九州自動車道建設促進対策事業費1億円であります。これは、高速道路の早期着工を図ることを目的として、高速道路と交差する県道あるいは高速道路の建設に必要となる工事用道路につきまして、県が高速道路の建設に先行して整備を行うために要する経費であります。

次に、その下の(事項)東九州自動車道用地 対策費1億2,072万1,000円であります。これ は、東九州自動車道の早期整備を図るため、県 が国土交通省及び西日本高速道路株式会社から 受託する用地取得事務に要する経費であります。

次の406ページをお開きください。(事項)直轄高速自動車国道事業負担金1億6,800万円であります。これは、県内の高速道路網の早期完成を図るため、国が実施する高速自動車国道整備事業、いわゆる新直轄事業に要する経費の一部を県が負担するものであります。以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、 説明のありました議案等について質疑はありま せんか。

○徳重委員 営繕課にお尋ねします。401 ページ、庁舎公舎等の維持管理費が計上されておりますが、公舎というのが何個あるのか教えてください。

○藤山営繕課長 庁舎公舎等につきましては、 総務部の総務課が施設管理者になっております。 営繕課は庁舎公舎等のその部分の営繕補修工事 あるいは設備点検、そういうのを行っておりま す。今、庁舎公舎等ということですが、本庁舎、 各総合庁舎、合同庁舎、東京ビル等がございま す。

○徳重委員 例えば西臼杵支庁長公舎とか土木 事務所長公舎とか、そういうのはこの中に入っ ていないんですか。

○藤山営繕課長 所長公舎があるところはない かと思いますけど。

○

徳重委員 わかりました。

公園下水道課長にお尋ねしますが、392 ページに平和台公園管理費が計上されていますね。 これで計上されている金額と、今までの維持管理費にかかっておった経費とどれぐらいの差額が出ておるものか教えてください。

○富高公園下水道課長 基本的にはほとんど変わりはないんですけど、中身につきましては後で説明しますけど、今までの維持管理に見合うものをすべて計上しておりまして、それに対して金額が大きいところでも5%から7%ぐらい、今年度の当初、指定管理者に移行した時点で平均してそのくらい下がったというぐらいで、維持管理等はそう大きく今までとは変わっておりません。

○徳重委員 指定管理者に委託したということ になるかと思いますが、その結果、うまく管理 されているかどうか、それらの調査というんで すか、確認はどういう形でされているんですか。

○富高公園下水道課長 今年度から指定管理者 に入ったわけなんですけど、指定管理者導入の 目的というのは、いわゆる民間の活力、ノウハ ウ、そういった技術と、要するにサービスの向 上、そしてさらには行政コストが今後低減して いけばといったことで導入しておるんですけど、 それに対しまして、おっしゃるように、指定管理者と協定書を交わしております。その中身で実施計画書の提出とか、決算書、業務報告書、そういったものを一応出してもらって、指定管理者の協議会というのを設けておりまして、協議会を催して中身をさらに改善検討する、そういったことを進めております。

○徳重委員 今まで行政が直接管理しておった ということがあるわけですから、ちゃんとした 仕事をしてもらっているかもしれません。しか し、それなりに書類上だけで審査されたんでは、 契約書があったからといって、それだけで終わ るというのはいかがかなと思うんですがね。

○富高公園下水道課長 今言った内容は書類上の中身でありますけど、実質的に指定管理者に移管はしておるんですけど、その中で内容の、例えば、今まで苦情件数とかの報告を上げてもらっている中で、苦情に対する対策、そういったものを進めております。また、さらには危機管理体制を夏休みとか、冬休みとか、連休とか、そういった一番利用者の多い時期には連携をとりながら、何かあったときにはまた連絡をもらって現地に行って対応するといったことで、フォローアップは今までどおり、まだ1年目ですので、いきなりというわけにはいきませんので、そういうことは確実に進めております。

○徳重委員 ぜひそういう形でやってほしいと 思います。

○長友委員 建築住宅課長にお尋ねします。397ページ、公共優良賃貸住宅供給促進費ということで、2つ説明が挙がっております。例えば1番の事業というのは10万円ということになっておるわけですけれども、この2つの事業の内容と昨年の実績等があれば教えてください。

○江川建築住宅課長 ここに予算を上げていま す事業の内容につきましては、高齢者向け優良 賃貸住宅につきましては 400 万という形で上げ させていただいています。これは、実際は高齢 者優良賃貸をつくっていただいた建設費と、そ れに入居されている方の家賃の減額補助という 形になっております。ここに上げております400 万につきましては、家賃の減額補助でございま して、家賃の減額補助というのはどういうこと になっているかといいますと、いわゆる市場家 賃といいますか、近傍同種の家賃というのがあ りまして、高齢者の方が入居されますと、その 家賃が高いもんですから、その人の収入に応じ た家賃で決定することになっています。その差 額について補助をするというものでございます。 その人に国と県で補助をすると。国が45%、県 が55%というような内容でございます。

○長友委員 昨年 1,631 万の予算が組まれていましたですよね。その実績というか、実際は何戸ぐらい高齢者の賃貸住宅に対する補助の適用があったものなのか、それもわかれば教えてください。

○江川建築住宅課長 宮崎市の場合は宮崎市が やるもんですから、県でやっている場合は県で ございます。その戸数で申し上げますと、特定 優良賃貸というのが 251 戸、高齢者向け優良賃 貸住宅というのが 76 戸について今、補助をして いるということでございます。

○長友委員 1番の特定優良賃貸住宅、これは 10万円という予算なんですけれども、これは どんな内容なんでしょうかね。

○江川建築住宅課長 特定優良賃貸住宅は、実は傾斜家賃をとっていまして、その最後の年度になるとそれからは補助をしないという仕組みになっていまして、それがおおむね5年程度と

いうようなことなんですが、それの残っている 何人かの方の補助が10万円ということでござい ます。

○長友委員 最後に、ちょっとくどくてすみませんが、高齢者向け優良賃貸住宅、実績的には76戸ぐらいということだったんですけれども、その需要というのは宮崎市を除いてでしょうけれども、それぐらいしかないものかどうかですね。 ○江川建築住宅課長 これは民間の方が建てら

〇江川建築住宅課長 これは民間の方が建てられる高齢者向け優良賃貸住宅について補助をするというような仕組みでございまして、そういう意味では、民間の方がそういう人を対象に建築する場合に手当てをするということでございます。

○長友委員 わかりました。だから、その建築主といいますか、施主等がそういうことを目的としないということであれば余り建たないということになるわけですけれども、私たちが心配するのは、建築主としては余りもうからんというので建てたくないということかもしれませんけど、実際のお年寄りとして、住みやすい高齢者向けの住宅に入りたいような希望というか、そういうのは調査されたことがあるかどうかですね。その辺をお尋ねしたいと思います。

○江川建築住宅課長 ちょっと時間をいただけますか。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

○富高公園下水道課長 先ほどの質問の中で何%ぐらい減額になったのかというのがございましたけど、平和台公園、総合文化公園においてはマイナス10%、運動公園、青島亜熱帯植物園についてはマイナス13%、県立阿波岐原森林公園については6%、西都原古墳群につきましては8%、平均して約10%となっております。

○徳重委員 金額ではどれぐらいになりますか。

○富高公園下水道課長 3カ年契約ということ で挙がっておるんですけど、3カ年を平均した 場合、年間8億7,700万ぐらいになっておりま す。

○徳重委員 それの 10 % と見ていいですか。

○富高公園下水道課長 そうです。 3 カ年分と してですね。提案して出てきておるやつがです ね。今、単年度で先ほど挙げております指定管 理者、19 年度が 2 億 6,700 万ぐらいという形に なっております。

○江川建築住宅課長 高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、先ほど76戸と申し上げましたが、平成16年に都城市の方で一挙につくっていただいた分が68戸ございます。それから、平成17年に8戸、18年には計画がございましたが、取り下げになりまして、19年度、今、情報を得ているところでは30戸ぐらい建設したい旨の問い合わせがあっているような状況でございます。

もう一つ、高齢者の状況ですが、完全ではないんですけれども、例えば18年度の県営住宅の募集状況で見てみますと、県内全体で空き家の募集を368戸やっております。この中で応募していらっしゃった高齢者世帯というのが250戸ほどございます。それで、余談ですけれども、実際入られた方は28戸というような状況でございます。

○長友委員 ここは責めているんじゃなくて、 現実的に今、新しく建てかえていただいた県営 住宅というのはバリアフリーにもなっておりま すし、ひとり住まいの方なんかが入られていま すけれども、2部屋とか3部屋とかありまして、 非常に立派な部屋なんですね。それなりの家賃 で過ごされています。ところが、一歩ちまたに 足を踏み入れますと、本当に2階から1階にお

りることもおぼつかないような方々がそういう 住宅で過ごされていると。持ち家の方の中にも ひとり暮らしの家が結構ありまして、連れ合い の方が亡くなられて、持ち家の人はその持ち家 があるからいいわけでありますけれども、そう いう状況等で、高齢化がやっぱり今から進んで きますから、ある程度、住宅政策の一つの中に 高齢者が、そんなに広くは要らないわけですか ら、何とか利便性の高い、住宅の家賃もほどほ どで暮らせるようなそういう部分というのを少 し考えていかなくちゃいけないんじゃないかな と思います。したがいまして、要望しておきま すけれども、なかなか大変でしょうけれども、 高齢者層の把握といいますか、そこらあたりも 少しデータをとるようなことをしていただいて、 またそういう政策の一環にしていただけるとあ りがたいなということで要望しておきます。

○横田委員 33ページの議案第37号ですけど、これは、低額所得者向けの準特定優良賃貸住宅を加えると書いてありますけど、現在ある県営住宅の中の一部を準特定ということで振り分けるということなんですか。

○江川建築住宅課長 33 ページの左の第3条の 用語の定義という中に県営住宅というのが定義 してあるんですが、この中に特定公共賃貸住宅 及び地域特別賃貸住宅も県営住宅という呼び名 で今、呼んでいるわけですね。その特定公共賃 貸住宅と地域特別賃貸住宅というのが今、生目 台北団地の中に40戸ほどございます。実は、そ れはどういう層かといいますと、公営住宅とい うのは低額所得者向けということで、所得が月 額20万以下の人が入れるんだよという縛りに なっています。ところが、この時代に収入オー バーした人がなかなか入れないもんですから、 その上の階層、いわゆる中堅所得者と言います が、その 20 万円以上の方から 60 万の方を目的 にそういう住宅をつくったわけです。その住宅 はそれでよかったんですが、入ったときは、先 ほどと同じように、ある程度家賃の傾斜をかけ まして、最初は 4 万 5,000 円~ 4 万 6,000 円だっ たと思うんですが、それから最終年度は 7 万円 にすりつくような住宅として手当てをしたわけです。

そういうことでずっと進んできたわけですけ れども、管理開始10年ぐらいを経まして、だん だん空き家が生じてきたということで、議会で もいろいろ御指摘をいただきまして、何とか家 賃は下げられんとかというようなこともござい まして、いろいろ努めてまいりました。それは 国の制度の協議も必要なもんですから、それは それとして、6万 800 円まで下げまして、ある いは見学会とか、そういうことで努めてきたわ けですけれども、それでもなかなか埋まらない というような状況で、もったいないじゃないか ということで、またこれも議会等でも御指摘い ただきまして、じゃ、どうするんだということ で、ここに御提案させていただいているのはそ の公優賃というのをやめまして、準特定優良賃 貸住宅というのに用途変更しようと。これがイ コール今までの一般の公営住宅というふうに考 えてもらえばいいんですけど、いわゆる20万円 以下の人が入れるようにしたと、こういうこと でございます。

〇横田委員 わかりました。

○権藤委員 常任委員会資料の 18 ページの②の 2 行目の後ろの方の「指定構造計算適合性判定 機関」というものがあるんですが、この機関は 知事が指定をすると。下の方に「一定規模以上 の建物等」というのが書いてありますが、金額 の 3,180 万、こういうものが例えば、民間と公 共物件との関係は、一定規模以上のものであれば全部するのかですね。構造計算の適合性判定機関というものはどういうものなのか、そこら辺をもう少し。

○江川建築住宅課長 説明がまずくてすみませんが、先ほど言いましたように、19ページの「流れ」の中で見ていただきますと、今までは建築主事というのは、2つ目の大枠の「現状」と「審査の充実」というその外枠、ここまでで終わっていたわけですね。いわゆる建築主事が構造計算も含めて審査をして、確認をおろしていたと。ところが、今度は第三者機関、いわゆる知事が指定する適合性判定機関にもう一回チェックをかけて、そこに判定をいただいて、それでダブルチェックしようというような仕組みです。それをしたのじゃないとだめだということです。

そこで、この機関というのはどういう機関なのかということになるわけですが、今のところ、省令で定めるようになっているんですけど、完全には出ておりません。ただ、知り得ている限りでは、この機関に一級建築士がいるということと、大学等において建築構造に関する科目を担当する教授等がいること、それから、構造に関して設計監理の実務経験が10年以上ある人が2人以上いることをもって指定するというようなことになるんじゃないかというふうに思っております。

○権藤委員 それで、民間と公共とか、そういうので一定規模以上の建物というものをとらえて3,180万というのはよく計算ができましたねということを含めて。

○江川建築住宅課長 これは、建築主事がこの 判定機関に判定を依頼するのに手数料を払いま す、そのお金を予算化したということです。で すから、民間とかいうんじゃなくて、左の方に 「一定規模以上の建築物等」というのが書いて ございますが、こういう建築物の構造審査をす る場合はこういう判定が要ることになりますの で、それが建築主事に上がってきたら、それを 建築主事がその機関にお払いして判定を依頼す ると。ですから、県がそこに払う金を予算化し たということでございます。

○権藤委員 別にこだわるわけじゃないんですが、要するに一定規模のチェック対象というのがどれぐらいあるんだろうかというのが1つあります。

それから、そういうのがあるから手数料との 関係で 3,180 万が出てきたんだろうということ はわかるんですが、それが公だけなのか、民だ けなのか、トータルでどれぐらいあるとか、そ ういうのはわかっているんですねという意味で す。

○江川建築住宅課長 今のところ、県がするのが今までの実績からしますと 60 件から 130 件程度じゃないかと。以上でございます。

○権藤委員 我々がニュース等とかで見ておったら、かなりの規模のものが、構造計算に瑕疵があったら大変だということで、過去のものにさかのぼってじゃなくて、今から1年間に30から60ぐらい出てくるだろうということが3,180万ですよと、そういう解釈でいいですかね。

○江川建築住宅課長 そのとおりであります。

○坂口委員 関連してですけど、それは出来高というか、申請の案件ごと、物件ごとに支払っていくということになるんでしょうけど、そのトータルが 3,180 万というのと、それと、条例の手数料で面積に応じた 15 万 9,000 円から 73万ですかね、これは建築の事業主が申請時に払う県への手数料になるんですか。これは歳入に当然入ってくるわけなんでしょうけど、これ

と 3,180 万のトータル、60 件から 130 件を想定 したときの年を通して含まれている予算と考え ればいいんですか。

○江川建築住宅課長 まさにそのとおりでございまして、私どもも払いますが、実際は申請者に負担していただくということになるわけで、それは先ほど、手数料のところで御説明しましたように、確認申請に付加しまして、いわゆる判定加算額という金額を15万から70何万でしたか、それまで手数料としていただくということになります。そういう意味では、県はもうけることではないですから、プラス・マイナス・ゼロというふうに考えてもらえば理解しやすいかというふうに思います。

○坂口委員 そうなると、今度は判定機関へ県 が依頼するときの依頼料、これもやっぱり面積 に応じた形での依頼料になるのかどうか、そこ で単価が違ってくるのかどうかというのが1つ と、今の指定のための判定機関の資格要件みた いなので大学教授だの、実務経験が10年だのと かしていったときに、県内ではほぼ固まってく るんじゃないかと思うんですよね、現実的には。 そうなったときが1つと、外部監査で公認会計 士なんかに委託するときは、二千何百万ぐらい だと思うんですよね。あれはかなりな作業なん ですよね。だから、そこらとの整合性はどんな になるのかなと。横の比較とかはされているん ですかね。もちろん、なかなか内容も責任の重 い内容だからそんなになるのかもわからんです けど。

○江川建築住宅課長 この判定料につきましては、今言いましたように、政令やらを整備していますので、その中でもっと詳しくなると思うんですが、各県が困っているのは、まさに委員がおっしゃったところでございまして、それが

幾らになるのかというのが明確でないもんですから、ただ、そうはいっても予算は組まないかんという状況です。それは国も試算をしていまして、大体このぐらいになるんじゃないかという単価で今、実際は積算しているというようなことになります。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇黒木委員長** その他、何かございませんか。
 - 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- **○黒木委員長** それでは、以上をもって土木部 を終了いたします。執行部の皆さん、御苦労さ までございました。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時10分再開

〇黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、6日の午 後1時を考えておりますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、次の委員会は、6日の午後1時からということに決定いたします。 そのほか、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようでしたら、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後2時11分散会

午後1時4分開会

出席委員(9人)

委	員		長	黒	木	覚	市
副	委	員	長	中	野	廣	明
委			員	植	野		守
委			員	坂	П	博	美
委			員	徳	重	忠	夫
委			員	濵	砂		守
委			員	横	田	照	夫
委			員	長	友	安	弘
委			員	権	藤	梅	義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主任主事
 今村左千夫

〇黒木委員長 委員会を開会いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいで しょうか。一括がよろしいでしょうか。

[「一括」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第7号から第9号、第12号、第13号、第23号、第37号、第42号、第43号、第47号から第49号、第52号から第54号、第62号及び第63号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、

議案第1号、第7号から第9号、第12号、第13号、第23号、第37号、第42号、第43号、第47号から第49号、第52号から第54号、第62号及び第63号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた します。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続 審査といたしたいと思いますが、御異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 御異議ありませんので、この旨、 議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はございませんか。

- **○植野委員** 技術者の件やら検査専門員の件は 触れておった方がいいと思います。
- **○黒木委員長** そのことは精査して、入れるようにいたします。

それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御 一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、そのようにいたしま す。

そのほか、何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 なければ、以上で委員会を終了 いたします。

午後1時7分閉会